【表紙】

 【提出書類】
 有価証券届出書

 【提出先】
 関東財務局長殿

 【提出日】
 2021年9月9日提出

【発行者名】 三井住友DSアセットマネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 猿田 隆

【本店の所在の場所】 東京都港区虎ノ門一丁目17番1号

 【事務連絡者氏名】
 土屋 裕子

 【電話番号】
 03-6205-1649

【届出の対象とした募集(売出)内国投資 三井住友・DCバランスファンド(安定型) 信託受益証券に係るファンドの名称】 三井住友・DCバランスファンド(安定成長型)

> 三井住友・DCバランスファンド(成長型) 三井住友・DCバランスファンド(安定型)

【届出の対象とした募集(売出)内国投資 三井住友・DCバランスファンド 信託受益証券の金額】 2兆5,000億円を上限とします。

三井住友・DCバランスファンド(安定成長型)

2兆5,000億円を上限とします。

三井住友・DCバランスファンド(成長型)

2兆5,000億円を上限とします。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

三井住友・DCバランスファンド(安定型)

三井住友・DCバランスファンド (安定成長型)

三井住友・DCバランスファンド(成長型)

以下、上記3ファンドを総称して「当ファンド」ということがあり、それぞれを「各ファンド」ということがあります。

また、「三井住友・DCバランスファンド(安定型)」を「(安定型)」、「三井住友・DCバランスファンド(安定成長型)」を「(安定成長型)」、「三井住友・DCバランスファンド(成長型)」を「(成長型)」という略称でいうことがあります。

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

*ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託会社である三井住友DSアセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

当初元本は1口当たり1円です。委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

(3)【発行(売出)価額の総額】

各ファンド2兆5,000億円を上限とします。

(4)【発行(売出)価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額となります。

ただし、累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は、各計算期末の基準価額となります。

「基準価額」とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した価額をいいます (基準価額は、便宜上1万口単位で表示される場合があります。)。

基準価額は、組入有価証券の値動き等により日々変動します。

基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊の証券欄「オープン基準価格」の紙面に、それぞれ「DC安定」、「DC安成」、「DC成長」として掲載されます。

委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	コールセンター	ホームページ
三井住友 D S アセットマネジメント株 式会社	0120-88-2976	https://www.smd-am.co.jp

お問い合わせは、午前9時~午後5時(土、日、祝・休日を除く)までとさせていただきます。

(5)【申込手数料】

ありません。

(6)【申込単位】

お申込単位の詳細は、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

(7)【申込期間】

2021年9月10日から2022年3月10日まで 申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

(8)【申込取扱場所】

販売会社において申込みを取り扱います。

販売会社によっては一部のファンドのみの取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

販売会社の詳細につきましては、前記「(4)発行(売出)価格」に記載の委託会社にお問い合わせください。

(9)【払込期日】

取得申込者は、申込金額(取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数)を、販売会社の指定の期日までに、指定の方法でお支払いください。

各取得申込みにかかる発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10)【払込取扱場所】

販売会社において払込みを取り扱います。(販売会社は前記「(4)発行(売出)価格」に記載の 委託会社にお問い合わせください。)

(11)【振替機関に関する事項】

当ファンドの振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12)【その他】

- イ 申込証拠金 ありません。
- ロ 日本以外の地域における募集 ありません。

ハ スイッチング

販売会社によっては、「スイッチング」(ある投資信託の換金による手取額をもって、他の投資 信託を買い付けること)による当ファンドの取得申込みを取り扱う場合があります。

ニ クーリング・オフ制度(金融商品取引法第37条の6)の適用 ありません。

ホ 振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、ファンドの振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って取り扱われるものとし、ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および当該振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

(参考:投資信託振替制度)

- ・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理するもので、ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿(「振替口座簿」といいます。)への記載・記録によって行われます。
- ・受益証券は発行されませんので、盗難や紛失のリスクが削減されます(原則として受益証券を 保有することはできません。)。
- ・ファンドの設定、解約等における決済リスクが削減されます。
- ・振替口座簿に記録されますので、受益権の所在が明確になります。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

- イ 当ファンドは、「国内株式マザーファンド(A号)」、「国内債券マザーファンド(B号)」、「外国株式マザーファンド(A号)」、「外国債券マザーファンド(A号)」(以下「マザーファンド」といいます。)への投資を通じて、実質的に、日本を含む世界各国の株式、公社債へ分散投資することにより、収益機会の拡大とリスクの低減効果を狙い、中長期的に信託財産の着実な成長を目指した運用を行います(このほか、各ファンドが内外の株式・公社債へ直接投資、または預金等の金融商品による運用を行うことも約款上認められています。)。
- ロ 各ファンドの運用にあたっては、株式、債券、現預金を各ファンド毎の基本資産配分の比率で加 重平均した複合ベンチマークを、中長期的に上回る運用成果を目指します。詳細については、後 述の「2 投資方針」をご参照ください。
- ハ 委託会社は、受託会社と合意の上、各ファンドとも金5,000億円を限度として信託金を追加する ことができます。この限度額は、委託会社、受託会社の合意により変更できます。
- 二 当ファンドが該当する商品分類、属性区分は次の通りです。

(イ) 当ファンドが該当する商品分類

項目	該当する商品分類	内容
単位型・追加型	追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設 定が行われ従来の信託財産とともに運用される ファンドをいいます。
投資対象地域	内外	目論見書または信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産 (収益の源泉)	資産複合	目論見書または信託約款において、株式、債券、 不動産投信、その他資産のうち複数の資産による 投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるも のをいいます。

(ロ) 当ファンドが該当する属性区分

ノコファフェル吸コッ	る時は四月	
項目	該当する属性区分	内容
投資対象資産	その他資産(投資	目論見書または信託約款において、主として投資
	信託証券(資産複	信託証券に投資する旨の記載があるものをいいま
	合(株式、債券)	す。「投資信託証券」以下のカッコ内は投資信託
	資産配分変更	証券の先の実質投資対象について記載していま
	型))	す。なお、組み入れる資産そのものは投資信託証
		券ですが、投資信託証券の先の実質投資対象は株
		式および債券であり、ファンドの収益は株式市
		場、債券市場の動向に左右されるものであるた
		め、商品分類上の投資対象資産(収益の源泉)は
		「資産複合」となります。
決算頻度	年1回	目論見書または信託約款において、年1回決算す
		る旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	グローバル	目論見書または信託約款において、組入資産によ
	(日本を含む)	る投資収益が日本を含む世界の資産を源泉とする
		旨の記載があるものをいいます。

投資形態	ファミリーファンド	目論見書または信託約款において、親投資信託
		(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるも
		のを除く。)を投資対象として投資するものをい
		います。
為替ヘッジ	為替ヘッジあり	目論見書または信託約款において、適時に対円で
	(適時ヘッジ)	の為替ヘッジを行う旨の記載があるものをいいま
		す。

商品分類表

単位型·追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
	国内	株式
単位型		債券
	海外	不動産投信
追加型		その他資産
	内外	資産複合

(注)当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

屋性区分表

属性区分表				
投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル		
一般		(日本を含む)		
大型株	年2回	日本		
中小型株				
	年4回	北米		
債券			ファミリーファンド	あり
一般	年6回(隔月)	区欠州		(適時ヘッジ)
公債				
社債	年12回(毎月)	アジア		
その他債券				
クレジット属性	日々	オセアニア		
()				
, ,	その他	中南米		
不動産投信	()		ファンド・オブ・ファンズ	なし
	, ,	アフリカ		
その他資産				
(投資信託証券(資				
産複合(株式、債		中近東(中東)		
券)資産配分変更				
型))				
		エマージング		
資産複合				
()				
資産配分固				
定型				
資産配分変				
更型				
~=				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分の「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しています。 商品分類、属性区分は、一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載していま す。商品分類、属性区分の全体的な定義等は一般社団法人投資信託協会のホームページ (https://www.toushin.or.jp/)をご覧ください。

(2)【ファンドの沿革】

2001年10月4日 信託契約締結、設定、運用開始。

> G・DCバランス(安定成長型)」、「MLG・DCバランス(成 長型)」から「三井住友・DCバランスファンド(安定型)」、 「三井住友・DCバランスファンド(安定成長型)」、「三井住

友・DCバランスファンド(成長型)」に名称を変更。

2014年11月28日 投資対象マザーファンドについて、「国内債券マザーファンド(A

号)」から「国内債券マザーファンド(B号)」に変更。

(3)【ファンドの仕組み】

イ 当ファンドの関係法人とその役割

(イ)委託会社 「三井住友DSアセットマネジメント株式会社」

証券投資信託契約に基づき、信託財産の運用指図、投資信託説明書(目論見書)および運用報告書の作成等を行います。

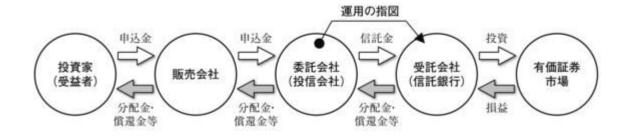
(口)受託会社 「三井住友信託銀行株式会社」

証券投資信託契約に基づき、信託財産の保管・管理・計算等を行います。なお、信託事務の一部につき、株式会社日本カストディ銀行に委託することがあります。また、外国における資産の保管は、その業務を行うに充分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行う場合があります。

(八)販売会社

委託会社との間で締結される販売契約(名称の如何を問いません。)に基づき、当ファンドの 募集・販売の取扱い、投資信託説明書(目論見書)の提供、受益者からの一部解約実行請求の 受付け、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を行います。

運営の仕組み



ロ 委託会社の概況

(イ)資本金の額

20億円(2021年6月30日現在)

(口)会社の沿革

1985年7月15日 三生投資顧問株式会社設立

1987年2月20日 証券投資顧問業の登録

1987年6月10日 投資一任契約にかかる業務の認可

1999年1月1日 三井生命保険相互会社の特別勘定運用部門と統合

1999年2月5日 三生投資顧問株式会社から三井生命グローバルアセットマネジメント

株式会社へ商号変更

2000年 1月27日 証券投資信託委託業の認可取得

2002年12月1日 住友ライフ・インベストメント株式会社、スミセイ グローバル投信

株式会社、三井住友海上アセットマネジメント株式会社およびさくら 投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友アセットマネジメント株式

会社に商号変更

2013年4月1日 トヨタアセットマネジメント株式会社と合併

2019年4月1日 大和住銀投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友DSアセットマネ

ジメント株式会社に商号変更

(八)大株主の状況

(2021年6月30日現在)

名称	住所	所有 株式数 (株)	比率 (%)
株式会社三井住友フィナンシャル グループ	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号	16,977,897	50.1
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	7,946,406	23.5
三井住友海上火災保険株式会社	東京都千代田区神田駿河台三丁目9番地	5,080,509	15.0
住友生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区城見一丁目 4 番35 号	3,528,000	10.4
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	337,248	1.0

ハ ファンドの運用形態 (ファミリーファンド方式による運用)

「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、受益者の資金をまとめて「ベビーファンド」とし、「ベビーファンド」の資金の全部または一部を「マザーファンド」に投資することにより、実質的な運用は「マザーファンド」において行う仕組みです。



2【投資方針】

(1)【投資方針】

イ 基本方針

内外の株式・公社債に投資する4つのマザーファンドの組入れを通じて、日本を含む世界各国の 株式、公社債へ分散投資することにより、収益機会の拡大とリスクの低減効果を狙い、中長期的 に信託財産の着実な成長を目指した運用を行います。

口 投資態度

(イ)各ファンドにつき、株式、債券、現預金の基本的な資産配分とその上限と下限を定め、その範囲内で変更を行います。

			(安定型)		[型] (安定成長型)			(成長型)			
			下限	基本	上限	下限	基本	上限	下限	基本	上限
株		式	10%	25%	40%	25%	45%	65%	50%	65%	80%
債		券	50%	70%	85%	30%	50%	70%	15%	30%	45%
現	預	金	0%	5%	20%	0%	5%	15%	0%	5%	15%

なお、基本資産配分と組入比率の上限と下限については、マクロ経済環境・金融市場動向 を想定して設定するため5年程度に一度見直します。

- (ロ) 当ファンドの運用は、株式…TOPIX(東証株価指数、配当込み)、債券…ノムラ・ボンド・パフォーマンス・インデックス総合(「NOMURA-BPI(総合)」)、現預金…無担保コール翌日物を個別資産のベンチマークとし、それらを基本資産配分の比率で加重平均した複合ベンチマークに対し、資産配分の変更と個別資産毎の運用の両面で超過収益の獲得を目指し、複合ベンチマークを中長期的に上回る運用成果を目標とします。
- (ハ) 当ファンドの実質組入外貨建資産については、為替変動リスクが生じますが、外貨エクスポージャーをコントロールすることにより、ファンド全体の為替変動リスクを管理します。 また、対円での為替ヘッジに限定せずに、全体的な投資収益を上昇させるため、割高な通貨を売り、割安な通貨を買うことに相当する為替取引を行うことがあります。

外貨エクスポージャーとは、実質組入外貨建資産のうち対円での為替ヘッジが行われていない部分のファンド全体に対する比率のことで、0%を下限とし外貨建資産の実質組入比率を上限とします。

- (二)運用にあたっては、まずマクロ経済環境分析、各資産市場評価を行い、総合的な検討を行った上で、各資産の配分、市場配分、通貨配分、業種配分の決定を行います。さらに各ファンドマネージャーが個別銘柄の選定を行います(トップダウンアプローチ)。
- (ホ)資金動向、市場動向によっては、上記のような運用ができない場合やファンドの目的が達成されない場合があります。

ファンドの特色

- 1
- 日本を含む世界各国の株式、債券に分散投資を行い、リスクを軽減しつつ、中長期的に信託財産の着実な成長を目指します。
- 実際の運用は、内外の株式、債券に投資する4つのマザーファンドへの投資を通じて行います。
- 2

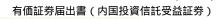
各ファンドにつき、株式、債券、現預金の基本的な資産配分と、その上限・下限 を定め、その範囲内で変更を行います。

[各ファンドの基本資産配分]

三井住友・DCパランスファンド		株式(内外)	債券(内外)	現預金	
(安定型)	基本資産配分	25%	70%	5%	
(女化里)	変動幅	10~40%	50~85%	0~20%	
(安定成長型)	基本資産配分	45%	50%	5%	
(女足成政主)	変動幅	25~65%	30~70%	0~15%	
(成長型)	基本資産配分	65%	30%	5%	
(MIXE)	変動幅	50~80%	15~45%	0~15%	

^{*}基本資産配分と、組入比率の上限・下限については、マクロ経済環境・金融市場動向を想定して設定するため5年程度に 一度見直します。

^{*}株式、債券については、各々国内と外国のファンド全体に対する組入比率の上限と下限を定め、その範囲内で組入れを行います。





株式、債券、現預金で構成する複合ベンチマークを設け、中長期的にベンチ マークを上回る運用成果を目指します。

- 株式……TOPIX (東証株価指数、配当込み)、債券……NOMURA-BPI (総合)、 現預金…無担保コール翌日物を個別資産のベンチマークとし、それらを各ファンドの基本 資産配分の比率で加重平均した複合ベンチマークを中長期的に上回る運用成果を目指し ます。
- 各ファンドはそれぞれの複合ベンチマークに対して、資産配分の変更と個別資産毎の運用 の両面で超過収益の獲得を目指します。

各ファンドの複合ベンチマーク構成比





外貨エクスポージャーのコントロールにより、ファンド全体の為替変動リスク を管理します。

- 各ファンドの実質組入外貨建資産については、為替変動リスクが生じますが、外貨エクス ポージャーをコントロールすることにより、ファンド全体の為替変動リスクを把握します。
- 対円での為替ヘッジに限定せずに、全体的な投資収益を上昇させるため、割高な通貨を 売り、割安な通貨を買うことに相当する為替取引を行うことがあります。



外貨エクスポージャーとは

実質組入外貨建資産のうち対円での為替ヘッジが行われていない部分のファンド全体に対する比率のことで、 0%を下限とし外貨建資産の実質組入比率を上限とします。

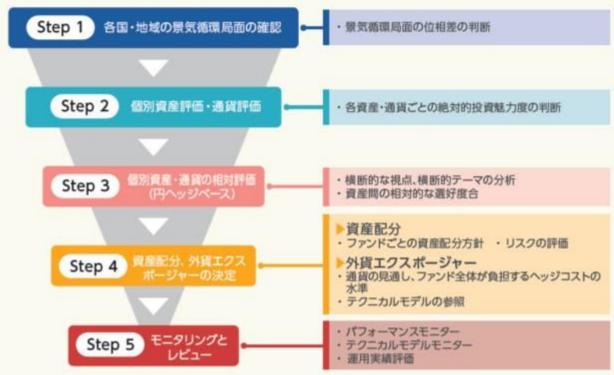


ファンドの運用はトップダウンアプローチにより行われます。

■ 運用にあたっては、まずマクロ経済環境分析、各資産市場評価を行い、総合的な検討を 行ったうえで、各資産の配分、市場配分、通貨配分、業種配分の決定を行います。さらに ファンドマネージャーが個別銘柄の選定を行います。

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドのしくみ ■ファミリーファンド方式を採用し、内外の株式、債券に投資する4つのマザーファンドの組入れを通じて、 実際の運用を行います。 ファンド マザーファンド 投資対象資産 投資 投資 国内株式 国内株式 マザーファンド(A号) 三井住友: 損益 损益 DCパランス 投資 投資 ファンド 国内债券 国内债券 申込金 dia. マザーファンド(B号) 投資者 損益 揭益 (安定型) 投資 投資 分配金 (安定成長型) 外国株式 外国株式 解約金 マザーファンド(A号) 價還金 損益 損益 (成長型) 投資 投資 外国债券 外国债券 マザーファンド(A号) 损益 損益 運用(資産配分)プロセス Step 1 各国・地域の景気循環局面の確認 景気循環局面の位相差の判断 Step 2 個別資産評価·通貨評価 各資産・通貨ごとの絶対的投資魅力度の判断



※上記の運用プロセスは2021年6月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

各マザーファンドの投資方針等

▶ 国内株式マザーファンド(A号)

- ■TOPIX (東証株価指数、配当込み)をベンチマークとし、中長期的にベンチマークに対し同程度の リスクで、安定的に上回るリターンを目指します。
- ■マクロ経済分析をもとにしたトップダウンアプローチで行い、委託会社独自に定めるユニバースを構成する業種毎の基準ウエイトから一定の範囲内で乖離をとる業種配分と、企業の中長期成長力およびバリュエーションを重視した銘柄選択により超週収益の獲得を目指します。

▶国内債券マザーファンド(B号)

- □主として日本の公社債に投資し、中長期的にベンチマークであるNOMURA-BPI(総合)を上回る 投資成果を目指して運用を行います。
- ■運用にあたっては、リスクを一定以下に抑えて収益の安定性を確保しつつ、定量的相対価値分析を駆使し、残存・セクター・銘柄間の割高割安を判断するだけでなく、ポートフォリオのデュレーションをベンチマーク対比で乖離させることにより、ベンチマークを上回る収益の獲得を目指します。

▶ 外国株式マザーファンド(A号)

- ■MSCIコクサイインデックス(配当込み、円ベース)をベンチマークとし、中長期的にベンチマークに 対し同程度のリスクで、安定的に上回るリターンを目指します。
- ■委託会社のエコノミスト、アナリストによる綿密かつ広範囲のリサーチにより、トップダウンおよびボトムアップ双方の視点から株価に十分織り込まれていない投資材料を見極め、リスクを取ることで超過収益の獲得を目指します。
- ■原則として対円での為替ヘッジを行いません。ただし、資産と通貨を別々に管理しており、株式市場の 見通しと通貨の見通しとの双方の観点から資産の配分比率と通貨の配分比率との間に一定の範囲内 で乖離をとる場合があります。

▶ 外国債券マザーファンド(A号)

- ■FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ペース)をベンチマークとし、中長期的にベンチマークに対し同程度のリスクで安定的に上回るリターンを目指します。
- □投資対象は欧米の主要格付機関からA格以上の格付けを取得している公社債を主としますが、信用リスクや利回り格差等を考慮して、A格未満の格付けの公社債を信託財産の純資産総額の5%以内で組み入れることもあります。
- ■マクロ経済分析や市場分析による金利予測に基づいて、市場配分、デュレーション、満期構成を決定し、ベンチマークとの乖離が主要な超週収益となるアクティブ運用を行います。ただし、ベンチマークとの乖離は一定の範囲内にとどめることとし、リスクをコントロールします。また、市場毎に利回り格差や流動性を考慮して、債券種別の配分、銘柄選択においても超週収益の獲得を目指します。
- ■原則として対円での為替ヘッジを行いません。ただし、資産と通貨を別々に管理しており、債券市場の 見通しと通貨の見通しとの双方の観点から資産の配分比率と通貨の配分比率との間に一定の範囲内 で乖離をとる場合があります。

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

- ※TOPIX(東証株価指数、配当込み)、NOMURA-BPI(総合)、MSCIコクサイインデックス、FTSE世界国債インデックスは、それぞれ東京証券取引所、野村慶券株式会社、MSCI Inc.、FTSE Fixed Income LLCが公表もしくは運営している指数で各社の知的財産です。
- ※指数を公表する各社は当ファンドの運用と何ら関係ありません。

(2)【投資対象】

- イ 投資対象とする資産の種類 当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
- (イ)次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項

で定めるものをいいます。以下同じ。)

- 1.有価証券
- 2. デリバティブ取引にかかる権利
- 3.金銭債権
- 4.約束手形
- (ロ)特定資産以外の資産で次に掲げるもの
 - 1. 為替手形
- ロ 投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主としてマザーファンドの受益証券ならびに次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- 1.株券または新株引受権証書
- 2.国債証券
- 3. 地方債証券
- 4 . 特別の法律により法人の発行する債券
- 5. 社債券(新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引 受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
- 6.特定目的会社にかかる特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいい ます。)
- 7.特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
- 8.協同組織金融機関にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるもの をいいます。)
- 9.特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引 法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
- 10. コマーシャル・ペーパー
- 11.新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新株予約権証券
- 12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- 13.投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
- 14.投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で 定めるものをいいます。)
- 15.外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 16.オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。)
- 17.預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- 18.外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 19.指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の 受益証券に限ります。)
- 20. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託 の受益証券に表示されるべきもの
- 21. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券(ただし、投資法人債券を除きます。以下

同じ。)を以下「投資信託証券」といいます。

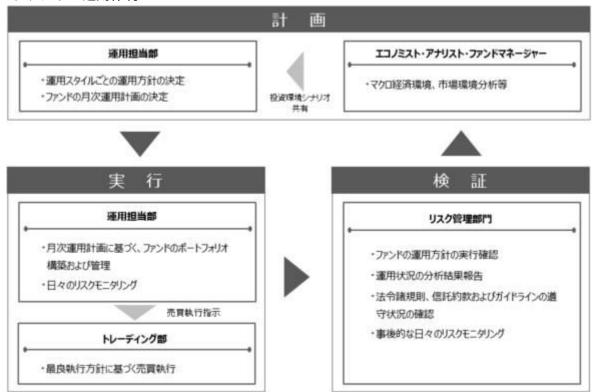
ハ 投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、上記口に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

- 1.預金
- 2.指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3. コール・ローン
- 4 . 手形割引市場において売買される手形
- 5.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6.外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

(3)【運用体制】

イ ファンドの運用体制



リスク管理部門の人員数は、約50名です。

ファンドの運用体制は、委託会社の組織変更等により、変更されることがあります。

ロ 委託会社によるファンドの関係法人(販売会社を除く)に対する管理体制 ファンドの受託会社に対しては、信託財産の日常の管理業務(保管・管理・計算等)を通じて、 信託事務の正確性・迅速性の確認を行い、問題がある場合は適宜改善を求めています。

(4)【分配方針】

毎決算時(12月15日。ただし、休業日の場合は翌日以降の最初の営業日とします。)に、原則として以下の方針に基づき分配金額を決定します。

イ 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子、配当収益および売買益(評価損益を含みます。)等の

範囲内とします。

- 口 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- ハ 留保金の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用 を行います。

ファンドは複利効果による信託財産の成長を優先するため、分配を極力抑制します。

(基準価額水準、市況動向等によっては変更する場合があります。)

(5)【投資制限】

以下、この「(5)投資制限」の記載は、特にファンドを特定しない限り各ファンド共通です。 ファンドの信託約款に基づく主要な投資制限

- イ 各マザーファンド受益証券への投資割合には、制限を設けません。ただし、各マザーファンド 受益証券への投資により実質的に保有する資産が、口以下のすべての条件を満たす範囲内とし ます。
- ロ 株式 (新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への実質投資割合は、信託財産の 純資産総額に対して、以下の通りとします。

三井住友・DCバランスファンド(安定型) 40%以内

三井住友・DCバランスファンド(安定成長型) 65%以内

三井住友・DCバランスファンド(成長型) 80%以内

実質投資割合とは、当ファンドが保有するある種類の資産の評価額が当ファンドの純資産総額に占める比率(「組入比率」といいます。)と、当該同一種類の資産のマザーファンドにおける組入比率に当該マザーファンド受益証券の当ファンドにおける組入比率を乗じて得た率を合計したものをいいます(以下同じ。)。

- ハ 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内 とします。
- 二 各マザーファンド受益証券を除く投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。
- ホ 外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の60%以内とします。
- へ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額 の5%以内とします。
- ト 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

ファンドの信託約款に基づくその他の投資制限

イ 投資する株式等の範囲

- (イ)委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は取引所に 上場している株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている 株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得 する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- (ロ)上記(イ)にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録することが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。
- ロ 信用取引の指図

- (イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けること の指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買 戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- (ロ)信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額とマザーファンドに属する当該売付けにかかる建玉の時価総額との合計額が、信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (八)信託財産の一部解約等の事由により信用取引の売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の 純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかにその超える額に相当する売 付けの一部を決済するための指図をするものとします。

八 先物取引等の指図

- (イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、日本の取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号口に掲げるものをいいます。以下同じ。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします(以下同じ。)。
- (ロ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、日本の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- (ハ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、日本の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引 所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

ニ スワップ取引の指図

- (イ)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスク および為替変動リスクを回避するために、異なった通貨、異なった受取金利または異なった 受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいま す。)を行うことの指図をすることができます。
- (ロ)スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (ハ)スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (二)委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたとき は、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

ホ 金利先渡取引および為替先渡取引の指図

- (イ)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスク および為替変動リスクを回避するために、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指 図をすることができます。
- (ロ)金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が原則として信託 期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なもの についてはこの限りではありません。
- (八)金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもと に算出した価額で評価するものとします。
- (二)委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが 必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- (ホ)「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」といいます。)における決済日から一定の期間を経過した日(以下「満期日」といいます。)までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金

銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」といいます。)の数値を取り決め、その取決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

(へ)「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間にかかる為替スワップ取引(同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下同じ。)のスワップ幅(当該直物外国為替取引にかかる外国為替相場と当該先物外国為替取引にかかる外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下同じ。)を取り決め、その取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金にかかる決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

へ 有価証券の貸付けの指図

- (イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を 次の各号の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。
 - 1.株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 - 2.公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- (ロ)上記(イ)の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (ハ)委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行う ものとします。

ト 公社債の空売りの指図

- (イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債(信託財産により借り入れた公社債を含みます。)の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- (ロ)上記(イ)の売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (八)信託財産の一部解約等の事由により、上記(ロ)の売付けにかかる公社債の時価総額が信託 財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相 当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

チの公社債の借入れの指図

- (イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図をするものとします。
- (ロ)上記(イ)の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲 内とします。
- (ハ)信託財産の一部解約等の事由により、上記(ロ)の借入れにかかる公社債の時価総額が信託 財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相 当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- (二)上記(イ)の借入れにかかる品借料は、信託財産中から支弁するものとします。

リ 特別の場合の外貨建資産への投資制限

外貨建資産への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合に は制約されることがあります。

ヌ 外国為替予約取引の指図

- (イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- (ロ)上記(イ)の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約とマザーファンドの信託財産にかかる為替の買い予約のうち信託財産に属するとみなした額との合計額と信託財産にかかる売予約とマザーファンドの信託財産にかかる売予約のうち信託財産に属するとみなした額との合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- (ハ)上記(ロ)においてマザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。またマザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- (二)上記(ロ)の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するために外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

ル 資金の借入れ

- (イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払い資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (ロ)一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- (ハ)収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌 営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (二)借入金の利息は信託財産中より支弁します。
- ヲ デリバティブ取引等にかかる投資制限

委託会社は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

法令に基づく投資制限

イ 同一法人の発行する株式への投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律第9条) 委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信 託につき、信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数(株主総会において決議をする ことができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、 会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含 みます。)が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる 場合においては、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図することが禁じら れています。

ロ デリバティブ取引にかかる投資制限(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号)

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引(新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。)を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

八 信用リスク集中回避のための投資制限(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8 号の2)

委託会社は、運用財産に関し、信用リスク(保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。)を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うことを受託会社に指図しないものとします。

(参考情報:マザーファンドの投資方針等)

(国内株式マザーファンド(A号))

(1)投資方針等

イ 基本方針

主として日本の取引所上場株式に分散投資することにより、信託財産の中長期的な成長を目指した運用を行います。

- 口 投資態度
- (イ) TOPIX (東証株価指数、配当込み)をベンチマークとし、中長期的にベンチマークに対し 同程度のリスクで、安定的に上回るリターンを目指します。
- (ロ)実際の運用にあたっては、マクロ経済分析をもとにしたトップダウンアプローチで行い、委託会社独自に定めるユニバースを構成する業種毎の基準ウエイトから一定の範囲内で乖離をとる業種配分と、企業の中長期成長力およびバリュエーションを重視した銘柄選択により超過収益の獲得を目指します。
- (ハ)株式の組入比率は、原則として高位とします。ただし、資金動向、市場動向によっては上記のような運用ができない場合やファンドの目的が達成されない場合があります。

(2)投資対象

イ 投資対象とする資産の種類

前記「2 投資方針 (2)投資対象 イ 投資対象とする資産の種類」において記載したベビーファンドが投資対象とする資産の種類に同じです。

ロ 投資対象とする有価証券

前記「2 投資方針 (2)投資対象 ロ 投資対象とする有価証券」において記載したベビーファンドが投資対象とする各号(第1号から第21号まで)の有価証券(ただし、第12号は本邦通貨建表示のものとします。また、投資法人債券を除きます。)に投資します。

ハ 投資対象とする金融商品

前記「2 投資方針 (2)投資対象 ハ 投資対象とする金融商品」において記載したベビーファンドが投資対象とする金融商品に同じです。

(3)投資制限

イ ファンドの信託約款に基づく主要な投資制限

(イ)株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への投資割合には、制限を設けま

せん。

- (ロ)新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- (八)投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- (二)外貨建資産への投資は行いません。
- (ホ)同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。
- (へ)一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(国内債券マザーファンド(B号))

(1)投資方針等

イ 基本方針

日本の公社債を主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標に運用を行います。

- 口 投資態度
- (イ)主として日本の公社債に投資し、中長期的にNOMURA-BPI(総合)(以下「ベンチマーク」といいます。)を上回る投資成果を目指して運用を行います。
- (ロ)運用にあたっては、リスクを一定以下に抑えて収益の安定性を確保しつつ、定量的相対価値分析を駆使し、残存・セクター・銘柄間の割高割安を判断するだけでなく、ポートフォリオのデュレーションをベンチマーク対比で乖離させることにより、ベンチマークを上回る収益の獲得を目指します。

(2)投資対象

イ 投資対象とする資産の種類

前記「2 投資方針 (2)投資対象 イ 投資対象とする資産の種類」において記載したベビーファンドが投資対象とする資産の種類に同じです。

- ロ 投資対象とする有価証券
 - 1.国債証券
 - 2. 地方債証券
 - 3 . 特別の法律により法人の発行する債券
 - 4. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を 除きます。)
 - 5.特定目的会社にかかる特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいい ます。)
 - 6. コマーシャル・ペーパー
 - 7. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券の性質を有するもの
 - 8.投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
 - 9.投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で 定めるものをいいます。)
 - 10. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
 - 11. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

- 12.指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- 13. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託 の受益証券に表示されるべきもの

八 投資対象とする金融商品

前記「2 投資方針 (2)投資対象 ハ 投資対象とする金融商品」において記載したベビーファンドが投資対象とする金融商品に同じです。

(3)投資制限

- イ ファンドの信託約款に基づく主要な投資制限
- (イ)外貨建資産への投資は行いません。
- (口)国債、地方債および特別の法律により法人の発行する債券以外の債券を取得する場合は、主要格付機関のいずれかよりBBB格相当以上の格付けを得ていることを条件とします。
- (八)上記(口)の債券について、いずれの格付機関の格付けもBBB格相当を下回ることとなった場合には、委託会社は、同一の発行体が発行した債券への投資割合およびBBB格相当未満の債券合計への投資割合がそれぞれ信託財産の純資産総額の5%以下および10%以下となるよう、当該債券の売却等の指図を行うものとします。
- (二)一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(外国株式マザーファンド(A号))

(1)投資方針等

イ 基本方針

日本を除く世界各国の株式に分散投資することにより、信託財産の中長期的な成長を目指した運用を行います。

口 投資態度

- (イ) MSCIコクサイインデックス(配当込み、円ベース)をベンチマークとし、中長期的にベン チマークに対し同程度のリスクで、安定的に上回るリターンを目指します。
- (ロ)委託会社のエコノミスト、アナリストによる綿密かつ広範囲のリサーチにより、トップダウンおよびボトムアップ双方の視点から株価に十分織り込まれていない投資材料を見極め、リスクを取ることで超過収益の獲得を目指します。
- (ハ)原則として対円での為替ヘッジを行いません。ただし、資産と通貨を別々に管理しており、株式市場の見通しと通貨の見通しとの双方の観点から資産の配分比率と通貨の配分比率との間に一定の範囲内で乖離をとる場合があります。
- (二)株式組入比率は原則として高位とします。ただし資金動向、市場動向によっては上記のような 運用ができない場合やファンドの目的が達成されない場合があります。

(2)投資対象

イ 投資対象とする資産の種類

前記「2 投資方針 (2)投資対象 イ 投資対象とする資産の種類」において記載したベビーファンドが投資対象とする資産の種類に同じです。

ロ 投資対象とする有価証券

前記「2 投資方針 (2)投資対象 ロ 投資対象とする有価証券」において記載したベビーファンドが投資対象とする各号(第1号から第21号まで)の有価証券(ただし、投資法人債券を

除きます。)に投資します。

ハ 投資対象とする金融商品

前記「2 投資方針 (2)投資対象 ハ 投資対象とする金融商品」において記載したベビーファンドが投資対象とする金融商品に同じです。

(3)投資制限

イ ファンドの信託約款に基づく主要な投資制限

- (イ)株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への投資割合には、制限を設けません。
- (ロ)新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- (八)投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- (二)外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- (ホ)同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。
- (へ)一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(外国債券マザーファンド(A号))

(1)投資方針等

イ 基本方針

日本を除く世界各国の公社債に分散投資することにより、安定した成長と収益の確保を目指した運用を行います。

- 口 投資態度
- (イ) FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)をベンチマークとし、中長期的にベンチマークに対し同程度のリスクで安定的に上回るリターンを目指します。
- (ロ)投資対象は欧米の主要格付機関からA格以上の格付けを取得している公社債を主としますが、 信用リスクや利回り格差等を考慮して、A格未満の格付けの公社債を信託財産の純資産総額 の5%以内で組み入れることもあります。
- (八)実際の運用にあたっては、マクロ経済分析や市場分析による金利予測に基づいて、市場配分、 デュレーション、満期構成を決定し、ベンチマークとの乖離が主要な超過収益となるアク ティブ運用を行います。ただし、ベンチマークとの乖離は一定の範囲内にとどめることと し、リスクをコントロールします。

また、市場毎に利回り格差や流動性を考慮して、債券種別の配分、銘柄選択においても超過 収益の獲得を目指します。

- (二)原則として対円での為替ヘッジを行いません。ただし、資産と通貨を別々に管理しており、債券市場の見通しと通貨の見通しとの双方の観点から資産の配分比率と通貨の配分比率との間に一定の範囲内で乖離をとる場合があります。
- (ホ)債券組入比率は原則として高位とします。ただし資金動向、市場動向によっては上記のような 運用ができない場合やファンドの目的が達成されない場合があります。

(2)投資対象

イ 投資対象とする資産の種類

前記「2 投資方針 (2)投資対象 イ 投資対象とする資産の種類」において記載したべ

ビーファンドが投資対象とする資産の種類に同じです。

ロ 投資対象とする有価証券

前記「2 投資方針 (2)投資対象 ロ 投資対象とする有価証券」において記載したベビー ファンドが投資対象とする有価証券の各号のうち、第2号から第6号、第10号、第12号(ただ し、第2号から第6号および第10号の性質を有するものに限ります。)から第15号および第18号 から第21号に掲げるものに投資します。ただし、投資信託証券については、株券または新株の引 受権を表示する証券もしくは証書に投資するものを除きます。また、投資法人債券には投資しま

ハ 投資対象とする金融商品

前記「2 投資方針 (2)投資対象 ハ 投資対象とする金融商品」において記載したベビー ファンドが投資対象とする金融商品に同じです。

(3)投資制限

- イ ファンドの信託約款に基づく主要な投資制限
- (イ)投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- (ロ)外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- (ハ)一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エク スポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率 は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることと なった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行う こととします。

3【投資リスク】

イ ファンドのもつリスクの特性

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投 資者の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割 り込むことがあります。

運用の結果として信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

投資信託は預貯金と異なります。また、一定の投資成果を保証するものではありません。

当ファンドの主要なリスクは以下の通りです。

(イ)株式市場リスク

内外の政治、経済、社会情勢等の影響により株式相場が下落した場合、ファンドの基準価額が 下落する要因となります。また、個々の株式の価格はその発行企業の事業活動や財務状況、こ れらに対する外部的評価の変化等によって変動し、ファンドの基準価額が下落する要因となり ます。特に、企業が倒産や大幅な業績悪化に陥った場合、当該企業の株式の価値が大きく下落 し、基準価額が大きく下落する要因となります。

(ロ)債券市場リスク

内外の政治、経済、社会情勢等の影響により債券相場が下落(金利が上昇)した場合、ファン ドの基準価額が下落する要因となります。また、ファンドが保有する個々の債券については、 下記「信用リスク」を負うことにもなります。

(ハ)信用リスク

ファンドが投資している有価証券や金融商品に債務不履行が発生あるいは懸念される場合に、 当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあ ります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。有価証券等の格付けが低い 場合は、格付けの高い場合に比べてこうしたリスクがより高いものになると想定されます。

(二)為替変動リスク

外貨建資産への投資は、円建資産に投資する場合の通常のリスクのほかに、為替変動による影 響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっ

ても、当該現地通貨が対円で下落(円高)する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。 為替の変動(円高)は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

(ホ)カントリーリスク

海外に投資を行う場合には、投資する有価証券の発行者に起因するリスクのほか、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化や混乱などによって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。

(へ)市場流動性リスク

ファンドの資金流出入に伴い、有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、必要な取引ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

(ト)ファミリーファンド方式にかかる留意点

当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用するため、当ファンドと同じマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・一部解約により資金の流出入が生じた場合、その結果として、当該マザーファンドにおいても組入有価証券の売買等が生じ、当ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

(チ)換金制限等に関する留意点

投資資産の市場流動性が低下することにより投資資産の取引等が困難となった場合は、ファンドの換金申込みの受付けを中止すること、および既に受け付けた換金申込みを取り消すことがあります。

(リ)収益分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払 われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部 払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額 の値上がりが小さかった場合も同様です。

ロ 投資リスクの管理体制

委託会社では、運用部門から独立した組織を設置し、リスク管理部において信託約款等に定める各種 投資制限・リスク指標のモニタリング等、コンプライアンス部において法令・諸規則等の遵守状況の 確認等を行っています。当該モニタリングおよび確認結果等は、運用評価会議、リスク管理会議およ びコンプライアンス会議に報告されます。

(参考情報) 投資リスクの定量的比較

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

各月末におけるファンドの1年間の鷹落率と 分配金再投資基準価額の推移を表示したもの です。

ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較

ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、 各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を 比較したものです。

□(安定型)



ファンド: 2016年7月~2021年6月



日本株 先進国株 新興国株 日本国債 先進国債 新興国債

2.0%

3.1%

12.0% 11.5% 0.7%

□(安定成長型)



→ ファンド: 2016年7月~2021年6月

7.5%

-40

平均值

ファンド

1.5%



- ※年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を 分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。
- ※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と 同じです。
- ※ファンドの魔落率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したもの と仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したもの とは異なります。
- ※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移

各月末におけるファンドの1年間の魔落率と 分配金再投資基準価額の推移を表示したもの です。

ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較

ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、 各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を 比較したものです。

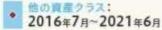
四(成長型)





- ※年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を 分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。
- ※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と 問じです。

ファンド: 2016年7月~2021年6月





- ※ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したもの と仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したもの とは異なります。
- 後すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの指数

日本株	TOPIX(配当込み) 株式会社東京証券取引所が算出、公表する指数で、東京証券取引所第一部に上場している内国普通株式全銘柄を対象と しています。
先進国株	MSCI Inc.が開発した指数で、日本を除く世界の主要先進国の株式を対象としています。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(グロス配当込み、円ペース) MSCI Inc.が開発した指数で、新興国の株式を対象としています。
日本関債	NOMURA-BPI (国債) 野村爾券株式会社が公表する指数で、国内で発行された公募固定利付国債を対象としています。
先進回債	FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ペース) FTSE Fixed Income LLCにより運営されている指数で、日本を除く世界の主要国の国債を対象としています。
新興園債	JPモルガン・ガパメント・ポンド・インデックス・エマージング・マーケッツ・グローパル・ダイパーシファイド(円ベース) J.P. Morganが算出、公表する指数で、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象としています。

- ※海外の紫数は、為器ヘッジなしによる投資を想定して、円ペースとしています。
- ※上記各指数に関する知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。また、上記各指数の発行者および許諾者は、 当ファンドの連用成果等に関して一切責任を負いません。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】 ありません。

(2)【換金(解約)手数料】

解約手数料はありません。

(3)【信託報酬等】

純資産総額に年1.54%(税抜き1.4%)の率を乗じて得た金額が、毎日信託財産の費用として計上され、ファンドの基準価額に反映されます。また、信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(休業日の場合は翌営業日とします。)と各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。

信託報酬の実質的配分は以下の通りです。

<信託報酬の配分(税抜き)>

支払先	料率	役務の内容
委託会社	年0.65%	ファンドの運用およびそれに伴う調査、受託会社への指 図、基準価額の算出、法定書面等の作成等の対価
販売会社	年0.65%	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンド の管理、購入後の情報提供等の対価
受託会社	年0.1%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図 の実行等の対価

上記の配分には別途消費税等相当額がかかります。

(4)【その他の手数料等】

- イ 信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、原則として、計算期間を通じて毎日、純資産総額に年0.0055%(税抜き0.005%)以内の率を乗じて得た金額が信託財産の費用として計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(休業日の場合は翌営業日とします。)と各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。監査費用は、将来、監査法人との契約等により変更となることがあります。
- 口 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立て替えた立替金の利息は、信託財産中から支弁します。
- 八 有価証券の売買時の手数料、デリバティブ取引等に要する費用、および外国における資産の保管等に要する費用等(それらにかかる消費税等相当額を含みます。)は、信託財産中から支弁するものとします。

上記口、ハにかかる費用に関しましては、その時々の取引内容等により金額が決定し、実務上、その発生もしくは請求のつど、信託財産の費用として認識され、その時点の信託財産で負担することとなります。したがって、あらかじめ、その金額、上限額、計算方法等を具体的に記載することはできません。

上記(1)~(4)にかかる手数料等の合計額、その上限額、計算方法等は、手数料等に保有期間に応じて異なるものが含まれていたり、発生時・請求時に初めて具体的金額を認識するものがあったりすることから、あらかじめ具体的に記載することはできません。

(5)【課税上の取扱い】

イ 個別元本について

(イ)追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等(申込手数料および当該申 込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。)が当該受益者の元本(個別元本)にあた ります。

- (ロ)受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を 行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファ ンドを複数の販売会社で取得する場合については、各販売会社毎に個別元本の算出が行われま す。また、同一販売会社であっても同一受益者の顧客口座が複数存在する場合や、「分配金受 取りコース」と「分配金自動再投資コース」を併用するファンドの場合には、別々に個別元本 の算出が行われることがあります。
- (八)受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から 当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。 (「元本払戻金(特別分配金)」については、下記の(収益分配金の課税について)を参 照。)
- ロ 一部解約時および償還時の課税について

個人の受益者については、一部解約時および償還時の譲渡益が課税対象となり、法人の受益者に ついては、一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

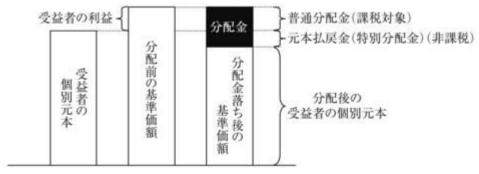
ハ 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。



収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。



上記 、 の図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を 示唆するものではありません。

- 二 個人、法人別の課税の取扱いについて
- (イ)個人の受益者に対する課税
 - . 収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%(所得税15.315%および

地方税5%)の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。確定申告による総合課税または申告分離課税の選択も可能です。

. 一部解約時および償還時

一部解約時および償還時の譲渡益については、20.315%(所得税15.315%および地方税5%)の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座(源泉徴収選択口座)の利用も可能です。

また、一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等(上場株式、公募株式投資信託、上場投資信託(ETF)、上場不動産投資信託(REIT)、公募公社債投資信託および特定公社債をいいます。以下同じ。)の譲渡益ならびに上場株式等の配当所得(申告分離課税を選択したものに限ります。)および利子所得の金額との損益通算が可能です。

(口)法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%(所得税のみ)の税率で源泉徴収されます。

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取り扱われます。

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」、未成年者少額投資非課税制度「ジュニアNISA(ニーサ)」の適用対象です。ただし、販売会社によっては当ファンドをNISA、ジュニアNISAでの取扱い対象としない場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

なお、当ファンドは、配当控除および益金不算入制度の適用はありません。

					少類投資非課税制度 NISA	未成年者少額投資非課税制度 ジュニアNISA
	象資	7.0		る託	公募株式投資信託	(新たに購入が必要)
非	課	税	対	象	公募株式投資信託から生じ	る配当所得および譲渡所得
利な	用	対る	象	と方	20歳以上の日本居住者 (専用口座が開設される年の1月1日現在)	0~19歳の日本居住者 (専用口座が開設される年の1月1日現在)
非	課科	党の	期	間	最長5年間(投資期	引聞は2023年まで)
利限	用	で度	ŧ	る額	120万円/年 (最大600万円)	80万円/年 (最大400万円)

外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合は、所得税および地方税がかかりません。なお、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

上記「(5)課税上の取扱い」ほか税制に関する本書の記載は、2021年6月末現在の情報をもとに作成しています。税法の改正等により、変更されることがあります。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

三井住友・DCバランスファンド(安定型)

2021年 6月30日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	275,501,151	98.79
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		3,361,203	1.21
合計(純資産総額)		278,862,354	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同じ。 その他以下の取引を行っております。

種類	買建 / 売建	国 / 地域	時価合計(円)	投資 比率 (%)
為替予約取引	売建		49,946,016	17.91

三井住友・DCバランスファンド(安定成長型)

2021年 6月30日現在

資産の種類	国 / 地域	時価合計(円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	681,106,207	98.90
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		7,604,202	1.10
合計(純資産総額)		688,710,409	100.00

その他以下の取引を行っております。

種類	買建 /	国 / 地域	時価合計(円)	投資 比率 (%)
為替予約取引	売建		129,484,847	18.80

三井住友・DCバランスファンド(成長型)

2021年 6月30日現在

資産の種類	国 / 地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	366,490,203	98.98
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		3,781,171	1.02
合計(純資産総額)		370,271,374	100.00

その他以下の取引を行っております。

種類	買建 / 売建	国 / 地域	時価合計(円)	投資 比率 (%)
為替予約取引	売建		86,409,392	23.33

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

三井住友・D C バランスファンド (安定型)

イ 主要投資銘柄

2021年 6月30日現在

国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価	帳簿価額	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受 益証券	国内債券マザーファンド(B号)	106,824,539	1.4202	151 ,721 ,046	1.4222	151,925,859	54.48
日本	親投資信託受益証券	国内株式マザーファンド(A号)	29,688,810	1.3695	40,658,881	1.5433	45,818,740	16.43
日本	親投資信託受益証券	外国債券マザーファンド(A号)	14,188,215	2.8877	40,971,309	2.9407	41,723,283	14.96
日本	親投資信託受 益証券	外国株式マザーファンド(A号)	10,069,941	2.9937	30,147,288	3.5783	36,033,269	12.92

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ 種類別の投資比率

2021年 6月30日現在

投資比率(%)

親投資信託受益証券	98.79
合計	98.79

三井住友・DCバランスファンド (安定成長型)

イ 主要投資銘柄

2021年 6月30日現在

国 / 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受 益証券	国内債券マザーファンド(B号)	193,558,209	1.4202	274,898,573	1.4222	275,278,484	39.97
日本	親投資信託受益証券	国内株式マザーファンド(A号)	133,634,050	1.3683	182,864,648	1.5433	206,237,429	29.95
日本	親投資信託受益証券	外国株式マザーファンド(A号)	40,294,394	2.9717	119,744,865	3.5783	144,185,430	20.94
日本	親投資信託受 益証券	外国債券マザーファンド(A号)	18,840,706	2.8883	54,418,340	2.9407	55,404,864	8.04

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ 種類別の投資比率

2021年 6月30日現在

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	98.90
合計	98.90

三井住友・D C バランスファンド (成長型)

イ 主要投資銘柄

2021年 6月30日現在

国 / 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価	帳簿価額	評価額 単価 (円)	評価額	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受 益証券	国内株式マザーファンド(A号)	99,382,373	1.3687	136,029,978	1.5433	153,376,816	41.42

日本	親投資信託受 益証券	外国株式マザーファンド(A号)	28,969,896	2.9119	84,357,853	3.5783	103,662,978	28.00
日本	親投資信託受 益証券	国内債券マザーファンド(B号)	63,815,018	1.4200	90,623,133	1.4222	90,757,718	24.51
日本	親投資信託受 益証券	外国債券マザーファンド(A号)	6,356,545	2.8887	18,362,436	2.9407	18,692,691	5.05

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ 種類別の投資比率

2021年 6月30日現在

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	98.98
合計	98.98

【投資不動産物件】

三井住友・DCバランスファンド(安定型) 該当事項はありません。

三井住友・DCバランスファンド(安定成長型) 該当事項はありません。

三井住友・DCバランスファンド(成長型) 該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

三井住友・DCバランスファンド(安定型)

2021年 6月30日現在

種類	資産の名称	買建/	数量	簿価 (円)	時価 (円)	投資 比率 (%)
為替予約取引	米ドル	売建	318,100.00	34,890,607	35,167,449	12.61
	ユーロ	売建	112,300.00	14,978,892	14,778,567	5.29

(注)日本における対顧客先物相場の仲値で評価しております。

三井住友・DCバランスファンド(安定成長型)

2021年 6月30日現在

種類	資産の名称	買建/ 売建	数量	簿価 (円)	時価 (円)	投資 比率 (%)
為替予約取引	米ドル	売建	945,300.00	103,704,429	104,507,357	15.17
	ユーロ	売建	189,800.00	25,330,411	24,977,490	3.62

(注)日本における対顧客先物相場の仲値で評価しております。

三井住友・DCバランスファンド (成長型)

2021年 6月30日現在

種類	資産の名称	買建/ 売建	数量	簿価 (円)	時価 (円)	投資 比率 (%)
為替予約取引	米ドル	売建	630,900.00	69,226,798	69,748,959	18.83
	ユーロ	売建	126,600.00	16,821,810	16,660,433	4.49

(注)日本における対顧客先物相場の仲値で評価しております。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

三井住友・DCバランスファンド (安定型)

	年月日	純資產		1万口当 純資産8	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第11期	(2011年12月15日)	132,933,215	132,933,215	9,490	9,490
第12期	(2012年12月17日)	154,234,796	154,234,796	10,123	10,123
第13期	(2013年12月16日)	171,016,147	171,016,147	11,277	11,277
第14期	(2014年12月15日)	193,650,525	193,650,525	12,095	12,095
第15期	(2015年12月15日)	194,962,056	194,962,056	12,239	12,239

				日叫此刀	<u> 由出書(内国投資信託</u>
第16期	(2016年12月15日)	201,719,250	201,719,250	12,433	12,433
第17期	(2017年12月15日)	213,524,340	213,524,340	12,995	12,995
第18期	(2018年12月17日)	211,627,484	211,627,484	12,448	12,448
第19期	(2019年12月16日)	239,453,885	239,453,885	12,928	12,928
第20期	(2020年12月15日)	257,997,052	257,997,052	13,191	13,191
	2020年 6月末日	234,276,801		12,640	
	7月末日	237,737,644		12,691	
	8月末日	242,226,458		12,828	
	9月末日	239,936,797		12,833	
	10月末日	241,441,610		12,721	
	11月末日	256,768,830		13,122	
	12月末日	267,014,088		13,243	
	2021年 1月末日	268,786,539		13,196	
	2月末日	268,417,235		13,202	
	3月末日	271,542,978		13,438	
	4月末日	274,818,890		13,500	
	5月末日	272,625,618		13,582	
	6月末日	278,862,354		13,699	

三井住友・DCバランスファンド (安定成長型)

	年月日	純資産			1万口当たりの 純資産額(円)		
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)		
第11期	(2011年12月15日)	268,447,751	268,447,751	9,153	9,153		
第12期	(2012年12月17日)	322,872,084	322,872,084	10,036	10,036		
第13期	(2013年12月16日)	403,183,809	403,183,809	12,068	12,068		
第14期	(2014年12月15日)	420,847,336	420,847,336	13,250	13,250		
第15期	(2015年12月15日)	444,047,636	444,047,636	13,581	13,581		
第16期	(2016年12月15日)	470,354,291	470,354,291	13,929	13,929		
第17期	(2017年12月15日)	531,244,503	531,244,503	15,086	15,086		
第18期	(2018年12月17日)	518,003,637	518,003,637	14,166	14,166		
第19期	(2019年12月16日)	576,417,301	576,417,301	15,013	15,013		
第20期	(2020年12月15日)	617,253,549	617,253,549	15,589	15,589		
	2020年 6月末日	557,512,413		14,452			

		13114112737	
7月末日	562,574,355	14,513	
8月末日	592,936,583	14,868	
9月末日	592,143,559	14,855	
10月末日	595,704,581	14,674	
11月末日	625,698,735	15,477	
12月末日	628,423,223	15,721	
2021年 1月末日	622,066,854	15,668	
2月末日	631,400,959	15,802	
3月末日	653,814,871	16,221	
4月末日	660,805,942	16,339	
5月末日	672,462,816	16,493	
6月末日	688,710,409	16,738	

三井住友・DCバランスファンド(成長型)

年月日		純資産総額 (円)		1万口当たりの 純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第11期	(2011年12月15日)	127,601,922	127,601,922	8,393	8,393
第12期	(2012年12月17日)	161,560,742	161,560,742	9,448	9,448
第13期	(2013年12月16日)	202,164,000	202,164,000	12,235	12,235
第14期	(2014年12月15日)	218,572,062	218,572,062	13,714	13,714
第15期	(2015年12月15日)	237,546,681	237,546,681	14,214	14,214
第16期	(2016年12月15日)	257,072,805	257,072,805	14,646	14,646
第17期	(2017年12月15日)	276,171,202	276,171,202	16,361	16,361
第18期	(2018年12月17日)	291,223,562	291,223,562	15,195	15,195
第19期	(2019年12月16日)	315,051,132	315,051,132	16,458	16,458
第20期	(2020年12月15日)	352,960,972	352,960,972	17,483	17,483
	2020年 6月末日	299,791,188		15,680	
	7月末日	307,050,206		15,771	
	8月末日	318,786,418		16,387	
	9月末日	320,905,682		16,333	
	10月末日	327,210,378		16,089	
	11月末日	350,416,239		17,324	
	12月末日	348,840,200		17,706	

2021年 1月末日	344,993,299	17,66	2
2月末日	349,052,101	17,91	4
3月末日	364,540,713	18,49	6
4月末日	370,098,583	18,71	7
5月末日	371,340,886	18,94	3
6月末日	370,271,374	19,33	6

【分配の推移】

三井住友・DCバランスファンド (安定型)

	計算期間	1万口当たり分配金(円)
第11期	2010年12月16日~2011年12月15日	0
第12期	2011年12月16日~2012年12月17日	0
第13期	2012年12月18日~2013年12月16日	0
第14期	2013年12月17日~2014年12月15日	0
第15期	2014年12月16日~2015年12月15日	0
第16期	2015年12月16日~2016年12月15日	0
第17期	2016年12月16日~2017年12月15日	0
第18期	2017年12月16日~2018年12月17日	0
第19期	2018年12月18日~2019年12月16日	0
第20期	2019年12月17日~2020年12月15日	0

三井住友・DCバランスファンド(安定成長型)

計算期間	1万口当たり分配金(円)
2010年12月16日~2011年12月15日	0
2011年12月16日~2012年12月17日	0
2012年12月18日~2013年12月16日	0
2013年12月17日~2014年12月15日	0
2014年12月16日~2015年12月15日	0
2015年12月16日~2016年12月15日	0
2016年12月16日~2017年12月15日	0
2017年12月16日~2018年12月17日	0
2018年12月18日~2019年12月16日	0
	2010年12月16日~2011年12月15日 2011年12月16日~2012年12月17日 2012年12月18日~2013年12月16日 2013年12月17日~2014年12月15日 2014年12月16日~2015年12月15日 2015年12月16日~2016年12月15日 2016年12月16日~2017年12月15日

第20期 2019年12月17日~2020年12月15日	0
------------------------------	---

三井住友・DCバランスファンド(成長型)

	計算期間	1万口当たり分配金(円)
第11期	2010年12月16日~2011年12月15日	0
第12期	2011年12月16日~2012年12月17日	0
第13期	2012年12月18日~2013年12月16日	0
第14期	2013年12月17日~2014年12月15日	0
第15期	2014年12月16日~2015年12月15日	0
第16期	2015年12月16日~2016年12月15日	0
第17期	2016年12月16日~2017年12月15日	0
第18期	2017年12月16日~2018年12月17日	0
第19期	2018年12月18日~2019年12月16日	0
第20期	2019年12月17日~2020年12月15日	0

【収益率の推移】

三井住友・DCバランスファンド(安定型)

	収益率(%)
第11期	4.4
第12期	6.7
第13期	11.4
第14期	7.3
第15期	1.2
第16期	1.6
第17期	4.5
第18期	4.2
第19期	3.9
第20期	2.0
第21期(中間期)	3.8

(注)収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除した ものをいいます。

三井住友・DCバランスファンド(安定成長型)

	収益率(%)
第11期	8.5
第12期	9.6
第13期	20.2
第14期	9.8
第15期	2.5
第16期	2.6
第17期	8.3
第18期	6.1
第19期	6.0
第20期	3.8
第21期(中間期)	7.2

(注)収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除した ものをいいます。

三井住友・DCバランスファンド (成長型)

	収益率(%)
第11期	12.4
第12期	12.6
第13期	29.5
第14期	12.1
第15期	3.6
第16期	3.0
第17期	11.7
第18期	7.1
第19期	8.3
第20期	6.2
第21期(中間期)	10.3

(注)収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除した ものをいいます。

(4)【設定及び解約の実績】

三井住友・DCバランスファンド(安定型)

	設定口数(口)	解約口数(口)
第11期	21,723,883	5,987,063
第12期	24,007,413	11,722,365
第13期	41,863,007	42,582,662
第14期	26,877,673	18,418,719
第15期	19,553,674	20,366,616
第16期	16,903,981	13,945,073
第17期	27,169,884	25,105,893
第18期	20,643,253	14,945,350
第19期	29,485,931	14,272,652
第20期	50,212,684	39,851,436
第21期(中間期)	17,276,186	10,479,999

(注)本邦外における設定および解約の実績はありません。

三井住友・DCバランスファンド (安定成長型)

	設定口数(口)	解約口数(口)
第11期	41,116,710	19,469,521
第12期	39,563,804	11,128,291
第13期	48,754,311	36,382,217
第14期	43,122,250	59,598,131
第15期	35,396,094	26,051,670
第16期	29,757,139	19,038,681
第17期	38,264,679	23,802,398
第18期	43,435,774	29,909,672
第19期	43,928,626	25,663,952
第20期	84,381,096	72,367,159
第21期(中間期)	26,611,288	13,121,109

(注)本邦外における設定および解約の実績はありません。

三井住友・D C バランスファンド (成長型)

	設定口数(口)	解約口数(口)
第11期	25,666,931	7,915,996
第12期	34,549,553	15,574,858
第13期	35,863,506	41,626,888
第14期	17,359,549	23,221,845
第15期	25,035,109	17,286,266
第16期	21,278,735	12,882,481
第17期	24,011,241	30,733,506
第18期	32,703,031	9,843,884
第19期	23,898,524	24,132,198
第20期	39,447,397	28,981,800
第21期(中間期)	15,052,203	18,906,100

(注)本邦外における設定および解約の実績はありません。

(参考)

(1)投資状況

国内株式マザーファンド (A号)

2021年 6月30日現在

資産の種類	国 / 地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	日本	1,006,838,280	98.36
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		16,807,640	1.64
合計(純資産総額)		1,023,645,920	100.00

国内債券マザーファンド(B号)

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
国債証券	日本	127,180,159,509	64.07
地方債証券	日本	8,368,310,000	4.22
特殊債券	日本	16,078,253,256	8.10
社債券	日本	40,971,484,000	20.64
	アメリカ	2,311,490,000	1.16
	フランス	2,001,470,000	1.01
	小計	45,284,444,000	22.81
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		1,588,036,281	0.80
合計(純資産総額)		198,499,203,046	100.00

外国株式マザーファンド(A号)

2021年 6月30日現在

資産の種類	国 / 地域	時価合計 (円)	投資比率
株式	アメリカ	1,642,978,989	74.44
	フランス	107,473,064	4.87
	イギリス	87,577,722	3.97
	スイス	86,362,733	3.91
	香港	52,812,884	2.39
	アイルランド	49,963,556	2.26
	オランダ	42,472,182	1.92
	スペイン	39,333,090	1.78
	オーストリア	20,480,498	0.93
	ドイツ	17,525,451	0.79
	オーストラリア	15,360,657	0.70
	小計	2,162,340,826	97.97
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		44,905,056	2.03
合計(純資産総額)		2,207,245,882	100.00

外国債券マザーファンド(A号)

メレンプ ピント (ペンプント) かぶる江(100001)	
有価証券届出書 (内国投資信託受益証券)	

資産の種類	国 / 地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
国債証券	アメリカ	2,365,868,157	41.93
	フランス	917,951,922	16.27
	スペイン	590,136,155	10.46
	ドイツ	486,393,878	8.62
	イギリス	364,665,750	6.46
	イタリア	176,578,584	3.13
	オーストラリア	116,766,643	2.07
	ベルギー	63,663,141	1.13
	カナダ	61,137,037	1.08
	アイルランド	43,744,205	0.78
	メキシコ	40,619,199	0.72
	ポーランド	36,799,753	0.65
	シンガポール	27,452,229	0.49
	イスラエル	25,699,880	0.46
	マレーシア	17,373,239	0.31
	スウェーデン	14,876,662	0.26
	ノルウェー	12,844,072	0.23
	小計	5,362,570,506	95.04
地方債証券	カナダ	53,977,347	0.96
社債券	アメリカ	140,828,477	2.50
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		84,982,070	1.50
合計(純資産総額)		5,642,358,400	100.00

その他以下の取引を行っております。

種類	買建/	国 / 地域	時価合計(円)	投資 比率 (%)
為替予約取引	買建		49,953,917	0.88
	売建		50,301,676	0.89

(2)投資資産

投資有価証券の主要銘柄

国内株式マザーファンド(A号)

イ 主要投資銘柄(上位30銘柄)

国 / 地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿単価	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額	投資 比率 (%)
日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機 器	3,900	7,944.12	30,982,087	9,710.00	37,869,000	3.70
日本	株式	ソニーグループ	電気機器	2,500	9,791.22	24,478,069	10,815.00	27,037,500	2.64
日本	株式	日立製作所	電気機器	4,200	5,291.09	22,222,603	6,361.00	26,716,200	2.61
日本	株式	三菱UFJフィナンシャ ル・グループ	銀行業	44,100	460.94	20,327,680	600.10	26,464,410	2.59
日本	株式	デンソー	輸送用機器	2,900	6,251.75	18,130,087	7,579.00	21,979,100	2.15
日本	株式	日本電信電話	情報・通 信業	6,800	2,797.13	19,020,517	2,894.50	19,682,600	1.92
日本	株式	ソフトバンクグループ	情報・通 信業	2,300	8,385.62	19,286,926	7,775.00	17,882,500	1.75
日本	株式	リクルートホールディング ス	サービス 業	3,200	4,675.16	14,960,512	5,470.00	17,504,000	1.71
日本	株式	コーエーテクモホールディ ングス	情報・通 信業	3,200	4,894.04	15,660,928	5,420.00	17,344,000	1.69
日本	株式	富士電機	電気機器	3,300	4,126.56	13,617,648	5,190.00	17,127,000	1.67
日本	株式	ダイヘン	電気機器	3,500	4,839.56	16,938,466	4,625.00	16,187,500	1.58
日本	株式	オープンハウス	不動産業	3,100	3,831.76	11,878,456	5,220.00	16,182,000	1.58
日本	株式	第一生命ホールディングス	保険業	7,700	1,732.15	13,337,555	2,034.00	15,661,800	1.53
日本	株式	イビデン	電気機器	2,600	5,016.89	13,043,914	5,990.00	15,574,000	1.52
日本	株式	キユーピー	食料品	6,200	2,513.89	15,586,126	2,493.00	15,456,600	1.51
日本	株式	あおぞら銀行	銀行業	6,000	2,025.60	12,153,600	2,485.00	14,910,000	1.46
日本	株式	伊藤忠商事	卸売業	4,600	2,999.74	13,798,804	3,200.00	14,720,000	1.44
日本	株式	三井化学	化学	3,800	3,326.85	12,642,030	3,835.00	14,573,000	1.42
日本	株式	東京エレクトロン	電気機器	300	36,450.00	10,935,000	48,080.00	14,424,000	1.41
日本	株式	商船三井	海運業	2,700	3,066.37	8,279,199	5,340.00	14,418,000	1.41
日本	株式	KDDI	情報・通 信業	4,100	3,292.20	13,498,020	3,465.00	14,206,500	1.39
日本	株式	協和キリン	医薬品	3,600	2,957.09	10,645,524	3,940.00	14,184,000	1.39
日本	株式	ウエストホールディングス	建設業	3,500	3,651.21	12,779,238	3,925.00	13,737,500	1.34
日本	株式	S M C	機械	200	64,770.00	12,954,000	65,650.00	13,130,000	1.28
日本	株式	信越化学工業	化学	700	17,160.00	12,012,000	18,580.00	13,006,000	1.27

日本	株式		その他製品	200	61,620.00	12,324,000	64,620.00	12,924,000	1.26
日本	株式		サービス	3,600	3,090.94	11,127,414	3,495.00	12,582,000	1.23
			業						
日本	株式	豊田通商	卸売業	2,300	4,278.17	9,839,813	5,250.00	12,075,000	1.18
日本	株式		ガラス・ 土石製品	4,300	2,820.30	12,127,290	2,795.00	12,018,500	1.17
日本	株式	三井物産	卸売業	4,800	1,894.98	9,095,904	2,500.50	12,002,400	1.17

ロ 種類別・業種別の投資比率

種類	国内 / 外国	業種	投資比率 (%)
 株式	国内		1.0
P11-2		建設業	2.1
			1.5
		化学	6.3
		医薬品	3.8
		 	0.9
		ゴム製品	0.6
		ガラス・土石製品	1.1
		鉄鋼	1.4
		非鉄金属	1.1
		金属製品	1.2
		機械	2.4
		電気機器	22.5
		輸送用機器	9.8
		精密機器	2.4
		その他製品	1.8
		陸運業	2.6
		海運業	1.4
		空運業	0.6
		情報・通信業	8.7
		卸売業	4.4
		小売業	1.1

	銀行業	5.11
	証券、商品先物取引業	1.20
	保険業	3.09
	その他金融業	0.86
	不動産業	2.16
	サービス業	6.42
合計		98.36

国内債券マザーファンド(B号)

イ 主要投資銘柄(上位30銘柄)

国 / 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価	帳簿価額	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
日本	国債証券	第423回利付国債(2年)	12,125,000,000	100.26	12,157,576,550	100.21	12,151,553,750	0.005	2023/4/1	6.12
日本	国債証券	第425回利付国債(2年)	9,200,000,000	100.25	9,223,478,000	100.23	9,221,160,000	0.005	2023/6/1	4.65
日本	国債証券	第67回利付国債(30年)	7,130,000,000	97.97	6,985,737,500	98.06	6,991,891,900	0.600	2050/6/20	3.52
日本	国債証券	第358回利付国債(10年)	6,320,000,000	100.30	6,339,207,400	100.87	6,375,047,200	0.100	2030/3/20	3.21
日本	国債証券	第424回利付国債(2年)	4,400,000,000	100.26	4,411,516,000	100.22	4,410,076,000	0.005	2023/5/1	2.22
日本	国債証券	第170回利付国 債(20年)	4,400,000,000	97.37	4,284,676,000	98.38	4,328,940,000	0.300	2039/9/20	2.18
日本	国債証券	第160回利付国債(20年)	3,900,000,000	106.15	4,140,042,000	106.32	4,146,597,000	0.700	2037/3/20	2.09
日本	国債証券	第149回利付国 債(20年)	3,360,000,000	116.31	3,908,167,800	116.87	3,927,067,200	1.500	2034/6/20	1.98
日本	国債証券	第24回利付国債 (物価連動・10 年)	3,720,000,000	101.20	3,753,760,190	102.85	3,833,557,259	0.100	2029/3/10	1.93
日本	国債証券	第421回利付国債(2年)	3,660,000,000	100.42	3,675,441,600	100.35	3,672,810,000	0.100	2023/2/1	1.85
日本	国債証券	第166回利付国 債(20年)	3,250,000,000	104.65	3,401,385,000	105.85	3,440,320,000	0.700	2038/9/20	1.73
日本	国債証券	第330回利付国 債(10年)	3,370,000,000	102.29	3,447,467,000	102.04	3,439,051,300	0.800	2023/9/20	1.73

							有価証	券届出書	[(内国投	資信託
日本		第422回利付国債(2年)	3,380,000,000	100.47	3,396,133,600	100.36	3,392,404,600	0.100	2023/3/1	1.71
日本	国債証券	第45回利付国債(30年)	2,400,000,000	120.48	2,891,688,000	121.13	2,907,192,000	1.500	2044/12/20	1.46
日本		第164回利付国 債(20年)	2,810,000,000	102.55	2,881,751,400	102.77	2,887,949,400	0.500	2038/3/20	1.45
日本	国債証券	第362回利付国債(10年)	2,800,000,000	100.29	2,808,392,000	100.43	2,812,152,000	0.100	2031/3/20	1.42
日本	国債証券	第153回利付国債(20年)	2,430,000,000	114.21	2,775,339,800	114.79	2,789,469,900	1.300	2035/6/20	1.41
日本	国債証券	第420回利付国債(2年)	2,730,000,000	100.40	2,741,028,900	100.33	2,739,036,300	0.100	2023/1/1	1.38
日本	国債証券	第165回利付国 債(20年)	2,500,000,000	101.56	2,539,026,000	102.64	2,566,225,000	0.500	2038/6/20	1.29
日本	国債証券	第145回利付国債(20年)	1,960,000,000	117.98	2,312,408,000	118.50	2,322,678,400	1.700	2033/6/20	1.17
日本	国債証券	第169回利付国債(20年)	2,350,000,000	98.30	2,310,050,000	98.57	2,316,418,500	0.300	2039/6/20	1.17
日本		第147回利付国 債(20年)	1,940,000,000	117.15	2,272,865,200	117.75	2,284,369,400	1.600	2033/12/20	1.15
日本	国債証券	第48回利付国債(30年)	1,850,000,000	118.78	2,197,539,000	119.05	2,202,573,000	1.400	2045/9/20	1.11
日本		第132回利付国 債(20年)	1,780,000,000	116.55	2,074,661,600	116.82	2,079,431,600	1.700	2031/12/20	1.05
日本		第163回利付国債(20年)	1,950,000,000	103.30	2,014,506,000	104.54	2,038,608,000	0.600	2037/12/20	1.03
日本	国債証券	第61回利付国債(30年)	2,000,000,000	101.17	2,023,400,000	101.63	2,032,780,000	0.700	2048/12/20	1.02
日本		第3回九州電力株 式会社利払繰延・ 期限前償還無担保 (一般無・劣	1,900,000,000	102.32	1,944,080,000	104.31	1,981,890,000	1.300	2080/10/15	1.00
日本	国債証券	第59回利付国債	1,900,000,000	101.39	1,926,467,000	101.96	1,937,354,000	0.700	2048/6/20	0.98
日本		第360回利付国 債(10年)	1,810,000,000	100.18	1,813,426,000	100.69	1,822,489,000	0.100	2030/9/20	0.92
日本		第167回利付国 債(20年)	1,730,000,000	101.15	1,749,998,800	102.38	1,771,260,500	0.500	2038/12/20	0.89

ロ 種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	64.07
地方債証券	4.22
特殊債券	8.10
社債券	22.81
合計	99.20

外国株式マザーファンド(A号)

イ 主要投資銘柄(上位30銘柄)

国 / 地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿単価	帳簿価額	評価額 単価 (円)	評価額	投資 比率 (%)
アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL A	メディア・ 娯楽	356	196,018.78	69,782,689	270,417.86	96,268,759	4.36
アメリカ	株式	FACEBOOK INC-A	メディア・ 娯楽	1,731	30,368.68	52,568,196	38,911.99	67,356,665	3.05
アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウェ ア・サービ ス	1,532	24,911.98	38,165,167	30,011.41	45,977,483	2.08
アメリカ	株式	NVIDIA CORP	半導体・半 導体製造装 置	514	69,609.27	35,779,165	88,582.32	45,531,313	2.06
アメリカ	株式	ENTEGRIS INC	半導体・半 導体製造装 置	3,159	10,658.87	33,671,388	13,630.09	43,057,457	1.95
アメリカ	株式	ADOBE INC	ソフトウェ ア・サービ ス	643	53,709.90	34,535,467	65,325.13	42,004,062	1.90
アメリカ	株式	HOME DEPOT INC	小売	1,071	29,551.34	31,649,491	35,190.97	37,689,539	1.71
アメリカ	株式	KEYSIGHT TECHNOLOGIES INC	テクノロ ジー・ハー ドウェアお よび機器	2,175	13,853.47	30,131,310	17,227.25	37,469,287	1.70
アメリカ	株式	BANK OF AMERICA CORP	銀行	8,109	3,210.54	26,034,332	4,521.61	36,665,786	1.66
アメリカ	株式	UNITEDHEALTH GROUP INC	ヘルスケア 機器・サー ビス	805	37,560.33	30,236,071	44,021.89	35,437,628	1.61

			1						
アメリカ	株式	ANSYS INC	ソフトウェ ア・サービ ス	896	37,987.04	34,036,391	38,982.76	34,928,560	1.58
アメリカ	株式	THERMO FISHER SCIENTIFIC	医薬品・パ イオテク ノ ロジー・ラ イフサイエ ンス	608	51,721.20	31 ,446 ,495	56,201.17	34,170,317	7 1.55
アメリカ	株式	SERVICENOW INC	ソフトウェ ア・サービ ス	539	58,473.45	31,517,194	61,768.88	33,293,427	7 1.51
アメリカ	株式	JPMORGAN CHASE & CO	銀行	1,916	15,204.24	29,131,342	17,044.80	32,657,839	1.48
フランス	株式	LVMH MOET HENNESSY LOUIS VUITTON SE	耐久消費 財・アパレ ル	361	67,563.88	24,390,564	88,684.91	32,015,256	5 1.45
アメリカ	株式	COSTCO WHOLESALE CORP	食品・生活 必需品小売 り	718	41,313.49	29,663,088	44,098.19	31,662,506	5 1.43
イギリス	株式	ASHTEAD GROUP PLC	資本財	3,785	5,235.73	19,817,242	8,276.76	31,327,561	1.42
アメリカ	株式	ELI LILLY & CO	医薬品・パ イオテクノ ロジー・ラ イフサイエ ンス	1,198	18,912.91	22,657,676	25,363.73	30,385,754	1.38
イギリス	株式	ASTRAZENECA PLC	医薬品・パ イオテクノ ロジー・ラ イフサイエ ンス	2,254	11,774.82	26,540,452	13,285.09	29,944,612	2 1.36
アメリカ	株式	MICROCHIP TECHNOLOGY INC	半導体・半 導体製造装 置	1,763	15,680.29	27,644,366	16,898.83	29,792,647	7 1.35
アメリカ	株式	PAYPAL HOLDINGS INC	ソフトウェ ア・サービ ス	913	26,193.66	23,914,819	32,373.40	29,556,915	5 1.34
アメリカ	株式	SYNOPSYS INC	ソフトウェ ア・サービ ス	964	26,475.47	25,522,354	30,539.98	29,440,545	5 1.33
アメリカ	株式	IQVIA HOLDINGS INC	医薬品・パ イオテク ノ ロジー・ラ イフサイエ ンス	1,090	18,756.62	20,444,721	26,991.47	29,420,705	5 1.33
アメリカ	株式	AMERICAN EXPRESS COMPANY	各種金融	1,619	13,158.76	21,304,036	18,162.76	29,405,517	1.33
アメリカ	株式	EOG RESOURCES INC	エネルギー	3,224	6,378.27	20,563,571	9,101.83	29,344,332	1.33

								STILL IN THE	
フランス	株式	SCHNEIDER ELECTRIC SE	資本財	1,648	15,393.77	25,368,948	17,771.19	29,286,929	1.33
フランス	株式		商業・専門	634	38,384.19	24,335,581	45,539.83	28,872,257	1.31
			サービス						
アメリカ	株式	VISA INC	ソフトウェ	1,092	22,974.32	25,087,962	26,091.35	28,491,755	1.29
			ア・サービ						
			ス						
アメリカ	株式	ROCKWELL AUTOMATION INC	資本財	897	26,976.71	24,198,109	31,358.27	28,128,374	1.27
アイルラ	株式	ACCENTURE PLC-CL A	ソフトウェ	858	31,561.33	27,079,624	32,779.22	28,124,579	1.27
ンド			ア・サービ						
			ス						

ロ 種類別・業種別の投資比率

種類	国内 / 外国	業種	投資比率 (%)
株式	外国	エネルギー	1.84
		素材	5.93
		資本財	7.99
		商業・専門サービス	2.89
		運輸	2.14
		自動車・自動車部品	0.49
		耐久消費財・アパレル	4.42
		消費者サービス	1.16
		メディア・娯楽	8.60
		小売	3.53
		食品・生活必需品小売り	1.43
		食品・飲料・タバコ	1.87
		家庭用品・パーソナル用品	1.12
		ヘルスケア機器・サービス	6.34
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	7.90
		銀行	4.07
		各種金融	5.02
		保険	2.00
		不動産	0.79
		ソフトウェア・サービス	16.24
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	1.70

三井住友 D S アセットマネジメント株式会社(E08957)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

	公益事業	1.81
	半導体・半導体製造装置	8.67
合計		97.97

外国債券マザーファンド (A号)

イ 主要投資銘柄(上位30銘柄)

国 / 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価	帳簿価額	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	利率	償還期限	投資 比率 (%)
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 2.875	4,550,000	11,863.05	539,769,189	11,714.13	532,993,222	2.875	2023/10/31	9.45
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 2.25	3,060,000	11,850.18	362,615,734	11,811.75	361,439,797	2.250	2027/8/15	6.41
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 2.875	2,600,000	12,404.40	322,514,562	12,060.99	313,585,875	2.875	2025/11/30	5.56
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 0.625	2,200,000	10,569.10	232,520,265	10,312.88	226,883,378	0.625	2030/5/15	4.02
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 0.125	1,900,000	11,060.21	210,144,020	11,060.15	210,143,034	0.125	2022/5/31	3.72
フランス	国債証券	FRANCE O.A.T. 4	1,000,000	22,292.33	222,923,323	20,761.21	207,612,188	4.000	2038/10/25	3.68
フランス	国債証券	FRANCE O.A.T. O	1,460,000	13,415.28	195,863,158	13,186.28	192,519,829	0.000	2029/11/25	3.41
スペイン	国債証券	SPANISH GOV'T 1.6	1,260,000	14,394.18	181,366,780	14,145.11	178,228,426	1.600	2025/4/30	3.16
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 3	1,370,000	14,315.62	196,124,115	13,005.24	178,171,851	3.000	2045/11/15	3.16
ドイツ	国債証券	DEUTSCHLAND REP	870,000	22,759.74	198,009,742	20,406.87	177,539,802	2.500	2046/8/15	3.15
フランス	国債証券	FRANCE O.A.T. 0.5	1,270,000	13,876.42	176,230,620	13,675.37	173,677,231	0.500	2025/5/25	3.08
スペイン	国債証券	SPANISH GOV'T 0.4	1,160,000	13,284.31	154,098,075	13,266.02	153,885,915	0.400	2022/4/30	2.73
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 1.125	1,570,000	10,532.80	165,364,960	9,500.37	149,155,919	1.125	2040/5/15	2.64
フランス	国債証券	FRANCE O.A.T. 1	980,000	14,269.98	139,845,855	14,169.06	138,856,795	1.000	2027/5/25	2.46
ドイツ	国債証券	DEUTSCHLAND REP	960,000	13,828.99	132,758,378	13,735.50	131,860,844	0.250	2027/2/15	2.34
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 4.375	760,000	16,513.56	125,503,116	15,165.87	115,260,643	4.375	2038/2/15	2.04
ドイツ	国債証券	DEUTSCHLAND REP 1	790,000	14,054.19	111,028,112	13,856.55	109,466,810	1.000	2024/8/15	1.94
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 1.625	920,000	11,444.16	105,286,328	11,457.98	105,413,494	1.625	2026/2/15	1.87

有価証券届出書(内国投資<u>信託</u>受益証券)

							1月1川証	夯庙出書	氰(内国投資	煮1吉計	33
フランス	国債証券	FRANCE O.A.T. 1.5	590,000	17,066.03	100,689,634	15,121.56	89,217,253	1.500	2050/5/25	1.58	1
オースト	国債証券	AUSTRALIAN GOVT.	890,000	9,533.03	84,843,992	9,199.72	81,877,522	2.750	2027/11/21	1.45	
ラリア		2.75									
イギリス	国債証券	UK TSY GILT 1.75	480,000	18,113.53	86,944,965	16,714.50	80,229,619	1.750	2037/9/7	1.42	l
イタリア	国債証券	BTPS 2.8	500,000	15,740.25	78,701,287	15,323.67	76,618,376	2.800	2028/12/1	1.36	
スペイン	国債証券	SPANISH GOV'T 1.5	510,000	14,733.20	75,139,351	14,381.69	73,346,639	1.500	2027/4/30	1.30	
フランス	国債証券	FRANCE O.A.T. O	530,000	12,967.59	68,728,247	13,067.20	69,256,212	0.000	2030/11/25	1.23	
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	690,000	9,682.68	66,810,536	9,864.51	68,065,143	1.625	2050/11/15	1.21	
		1.625									
ベルギー	国債証券	BELGIAN 0320 4.25	290,000	24,146.37	70,024,495	21,952.80	63,663,141	4.250	2041/3/28	1.13	l
イギリス	国債証券	UK TSY GILT 0.5	400,000	15,447.31	61,789,278	15,392.12	61,568,482	0.500	2022/7/22	1.09	
カナダ	国債証券	CANADA-GOV'T 1	690,000	9,169.84	63,271,957	8,860.44	61,137,037	1.000	2027/6/1	1.08	
イギリス	国債証券	UK TSY GILT 1.75	340,000	20,380.15	69,292,525	17,766.10	60,404,742	1.750	2057/7/22	1.07	1
スペイン	国債証券	SPANISH GOV'T 2.7	330,000	19,544.63	64,497,279	17,099.74	56,429,149	2.700	2048/10/31	1.00	

ロ 種類別の投資比率

2021年 6月30日現在

種類	投資比率(%)
国債証券	95.04
地方債証券	0.96
社債券	2.50
合計	98.49

投資不動産物件

国内株式マザーファンド(A号) 該当事項はありません。

国内債券マザーファンド(B号) 該当事項はありません。

外国株式マザーファンド(A号) 該当事項はありません。

外国債券マザーファンド (A号) 該当事項はありません。

国内株式マザーファンド(A号)

該当事項はありません。

国内債券マザーファンド(B号)

該当事項はありません。

外国株式マザーファンド(A号)

該当事項はありません。

外国債券マザーファンド(A号)

2021年 6月30日現在

種類	資産の名称	買建/ 売建	数量	簿価 (円)	時価 (円)	投資 比率 (%)
為替予約取引	米ドル	買建	197,176.87	21,817,482	21,803,285	0.38
	デンマーククローネ	買建	1,590,000.00	28,528,485	28,150,632	0.49
	米ドル	売建	240,570.07	26,566,767	26,598,520	0.47
	ユーロ	売建	180,000.00	24,018,863	23,703,156	0.42

(注)日本における対顧客先物相場の仲値で評価しております。

参考情報

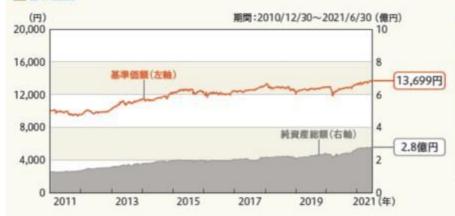
基準日:2021年6月30日

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
※委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示しています。

基準価額・純資産の推移

分配の推移

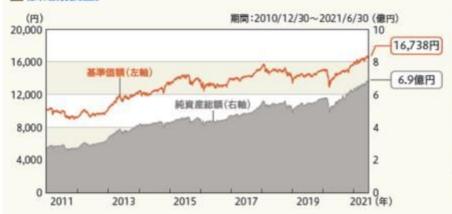
□(安定型)



決算期	分配金	
2020年12月	0円	
2019年12月	0円	
2018年12月	0円	
2017年12月	0円	
2016年12月	0円	
設定来累計	0円	

※分配金は1万口当たり、税引前です。 ※直近5計算期間を記載しています。

□(安定成長型)



決算期	分配金
2020年12月	0円
2019年12月	0円
2018年12月	0円
2017年12月	0円
2016年12月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たり、税引削です。 ※直近5計算期間を記載しています。

(成長型)



決算期	分配金
2020年12月	0円
2019年12月	0円
2018年12月	0円
2017年12月	0円
2016年12月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たり、税引前です。
※直近5計算期間を記載しています。

主要な資産の状況

□(安定型)

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
親投資信託受益証券	日本	98.79
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		1.21
合計(純資産総	質)	100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国·地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	親投資信託受益証券	国内債券マザーファンド(B号)	54.48
日本	親投資信託受益証券	国内株式マザーファンド(A号)	16.43
日本	親投資信託受益証券	外国債券マザーファンド(A号)	14.96
日本	親投資價託受益証券	外国株式マザーファンド(A号)	12.92

□(安定成長型)

資産別構成

資産の種類	值•地域	比率(%)
親投資信託受益証券	日本	98.90
現金・預金・その他の資産	負債控除後)	1.10
合計(純資産総額	頭)	100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

图·地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	親投資信託受益証券	国内債券マザーファンド(B号)	39.97
日本	親投資信託受益証券	国内株式マザーファンド(A号)	29.95
日本	親投資信託受益証券	外国株式マザーファンド(A号)	20.94
日本	親投資信託受益証券	外国債券マザーファンド(A号)	8.04

□(成長型)

資産別構成

資産の種類	国·地域	比率(%)
親投資個託受益証券	日本	98.98
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		1.02
合計(純資産総	額)	100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国-地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	親投資信託受益証券	国内株式マザーファンド(A号)	41.42
日本	親投資信託受益証券	外国株式マザーファンド(A号)	28.00
日本	親投資信託受益証券	国内債券マザーファンド(B号)	24.51
日本	親投資信託受益証券	外国債券マザーファンド(A号)	5.05

■国内株式マザーファンド(A号)

資産別構成

資産の種類	图 · 地域	世報(%)
株式	日本	98.36
現金・預金・その他の資産	(負債控除後)	1.64
合計(純資産組	B名()	100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

图 地域	種類	銘柄名	- 開機	上華(98)
日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	3.70
日本	株式	ソニーグループ	電気機器	2.64
日本	株式	日立製作所	電気機器	2.61
日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	2.59
日本	株式	デンソー	輸送用機器	2.15
日本	株式	日本電信電話	情報·通信業	1.92
日本	株式	ソフトバンクグループ	情報·通信業	1.75
日本	株式	リクルートホールディングス	サービス業	1.71
日本	株式	コーエーテクモホールディングス	情報·通信業	1.69
日本	株式	富士電機	電気機器	1.67

※比率は、ファンド、マザーファンドのそれぞれの純資産総額に対する時価の比率です。

※「主要投資銘柄(上位10銘柄)」は組入有価証券が10銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。

□国内債券マザーファンド(B号)

資産別構成

資産の種類	国-地域	比率(%)
国債証券	日本	64.07
	日本	20.64
社債券	アメリカ	1.16
	フランス	1.01
特殊債券	日本	8.10
地方價証券	4.22	
現金・預金・その他の	0.80	
合計(純資	100.00	

主要投資銘柄(上位10銘柄)

B·地域	種類	銘柄名	利率(%)	償道期限	比率(%)
日本	国價証券	第423回利付国債(2年)	0.005	2023/04/01	6.12
日本	国債証券	第425回利付国債(2年)	0.005	2023/06/01	4.65
日本	国債証券	第67回利付国債(30年)	0.600	2050/06/20	3.52
日本	国債証券	第358回利付国債(10年)	0.100	2030/03/20	3.21
日本	国債証券	第424回利付国債(2年)	0.005	2023/05/01	2.22
日本	国債証券	第170回利付国債(20年)	0.300	2039/09/20	2.18
日本	国債証券	第160回利付国債(20年)	0.700	2037/03/20	2.09
日本	国債証券	第149回利付国債(20年)	1.500	2034/06/20	1.98
日本	国債証券	第24回利付国債(物価連動-10年)	0.100	2029/03/10	1.93
日本	国債証券	第421回利付国債(2年)	0.100	2023/02/01	1.85

■外国株式マザーファンド(A号)

資産別構成

資産の種類	图 地域	超羅(%)
	アメリカ	74.44
	フランス	4.87
	イギリス	3.97
株式	スイス	3.91
作化工人	香港	2.39
	アイルランド	2.26
	オランダ	1.92
	その他	4.20
現金・預金・その他の	2.03	
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

图-地域	83	整柄名		10 (Ve)
アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL A	メディア・娯楽	4.36
アメリカ	株式	FACEBOOK INC-A	メディア・娯楽	3.05
アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウェア・サービス	2.08
アメリカ	株式	NVIDIA CORP	半導体·半導体製造装置	2.06
アメリカ	株式	ENTEGRIS INC	半導体·半導体製造装置	1.95
アメリカ	株式	ADOBE INC	ソフトウェア・サービス	1.90
アメリカ	株式	HOME DEPOT INC	小売	1.71
アメリカ	株式	KEYSIGHT TECHNOLOGIES INC	テクノロジー・ ハードウェアおよび機器	1.70
アメリカ	株式	BANK OF AMERICA CORP	銀行	1.66
アメリカ	株式	UNITEDHEALTH GROUP INC	ヘルスケア機器・サービス	1.61

■外国債券マザーファンド(A号)

資産別構成

資産の種類	国·地域	世軍(%)
	アメリカ	41.93
	フランス	16.27
国債証券	スペイン	10.46
(B)1時加入97	ドイツ	8.62
	イギリス	6.46
	その他	11.30
社債券	アメリカ	2.50
地方債証券	0.96	
現金・蚕金・その他の	1.50	
合計(純資	100.00	

主要投資銘柄(上位10銘柄)

簡·地域	-	銘柄名	聯事(%)	價達期限	比率(%)
アメリカ	国债証券	US TREASURY N/B 2.875	2.875	2023/10/31	9.45
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 2.25	2.250	2027/08/15	6.41
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 2.875	2.875	2025/11/30	5.56
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 0.625	0.625	2030/05/15	4.02
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 0.125	0.125	2022/05/31	3.72
フランス	国債証券	FRANCE O.A.T. 4	4.000	2038/10/25	3.68
フランス	国債証券	FRANCE O.A.T. 0	0.000	2029/11/25	3,41
スペイン	国債証券	SPANISH GOV'T 1.6	1.600	2025/04/30	3.16
アメリカ	围備証券	US TREASURY N/B 3	3.000	2045/11/15	3.16
ドイツ	国債証券	DEUTSCHLAND REP 2.5	2.500	2046/08/15	3.15

※比率は、マザーファンドのそれぞれの純資産総額に対する時価の比率です。



第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

イ 申込方法

(イ)ファンドの取得申込者は、お申込みを取り扱う販売会社に取引口座を開設の上、当ファンドの 取得申込みを行っていただきます。

当ファンドには、「分配金受取りコース」と「分配金自動再投資コース」の2つの申込方法がありますが、販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。販売会社によっては、「スイッチング」(ある投資信託の換金による手取額をもって、他の投資信託を買い付けること)による当ファンドの取得申込みを取り扱う場合があります。お申込みの販売会社にお問い合わせください。

(ロ)原則として午後3時までに取得申込みが行われ、販売会社所定の事務手続きが完了したものを 当日の申込受付分とします。

なお、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるとき は、取得申込みの受付けを中止させていただく場合、既に受け付けた取得申込みを取り消させ ていただく場合があります。

(ハ) 当ファンドの取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者 が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込 者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる 口数の増加の記載または記録を行うことができます。

ファンドのお買付けに関しましては、クーリング・オフ制度の適用はありません。

- (二)定時定額で取得申込みをする「定時定額購入サービス」(販売会社によっては、名称が異なる場合があります。)を利用する場合は、販売会社との間で「定時定額購入サービス」に関する契約を締結します。詳細については、お申込みの販売会社にお問い合わせください。
- 口 申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額となります。

ただし、累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は、各計算期末の基準価額となります。

八 申込手数料

ありません。

二 申込単位

お申込単位の詳細は、取扱いの販売会社にお問い合わせください。

ホ 照会先

手続き等のご不明な点についての委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	コールセンター	ホームページ
三井住友 D S アセットマネジメント株 式会社	0120-88-2976	https://www.smd-am.co.jp

お問い合わせは、午前9時~午後5時(土、日、祝・休日を除く)までとさせていただきます。

へ 申込取扱場所・払込取扱場所

販売会社において申込み・払込みを取り扱います。

ト 払込期日

取得申込者は、申込金額(取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数)を、販売会社の指定の期日までに、指定の方法でお支払いください。

各取得申込みにかかる発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を 経由して、受託会社の指定するファンドロ座に払い込まれます。

2【換金(解約)手続等】

受益者は、自己に帰属する受益権につき、解約請求(一部解約の実行請求)により換金することができます。

お買付けの販売会社にお申し出ください。

解約請求のお申込みに関しては、原則として午後3時までに解約請求のお申込みが行われ、販売会 社所定の事務手続きが完了したものを当日の解約請求受付分とします。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込みに制限を設ける場合があります。解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるファンドの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該解約請求にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- 一部解約金は、解約請求受付日から起算して5営業日目からお支払いします。
- 一部解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額となります。

解約単位の詳細および一部解約価額につきましては、お申込みの販売会社にお問い合わせくださ

ll.

委託会社は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行請求を取り消すことがあります。この場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、上記に準じた取扱いとなります。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

イ 基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入れ有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます(基準価額は、便宜上1万口単位で表示される場合があります。)。なお、外貨建資産の円換算については、原則として日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算するものとし、予約為替の評価は、原則として日本における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

ロ 基準価額の算出頻度・照会方法

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出されます。

基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊の証券欄「オープン基準価格」の紙面に、それぞれ「DC安定」、「DC安成」、「DC成長」として掲載されます。

委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	コールセンター	ホームページ
三井住友 D S アセットマネジメント 株式会社	0120-88-2976	https://www.smd-am.co.jp

お問い合わせは、午前9時~午後5時(土、日、祝・休日を除く)までとさせていただきます。

(2)【保管】

ファンドの受益権は社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まるため、原則として受益証券は発行されません。したがって、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3)【信託期間】

2001年10月4日から下記「(5)その他 イ 信託の終了」に記載された各事由が生じた場合における信託終了の日までとなります。

(4)【計算期間】

毎年12月16日から翌年12月15日までとすることを原則としますが、各計算期間終了日に該当する日 (以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、 その翌日より次の計算期間が開始するものとします。なお、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

イ 信託の終了

(イ)信託契約の解約

- a. 委託会社は、当ファンドの信託契約を解約することが受益者にとって有利であると認めるとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託会社は、上記 a の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を当ファンドの知られたる受益者に対して交付します。ただし、当ファンドのすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- c . 上記 b の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して 異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- d . 上記 c の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の 2 分の 1 を超えるときは、信託契約の解約をしません。
- e.委託会社は、当ファンドの信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- f.上記c~eまでの取扱いは、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記cの一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- (ロ)信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁より当ファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従 い信託契約を解約し、信託を終了させます。

(八)委託会社の登録取消等に伴う取扱い

委託会社が、監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が当ファンドに関する委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命じたときは、当ファンドは、その委託会社と受託会社との間において存続します。

- (二)受託会社の辞任および解任に伴う取扱い
 - a.受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。また、受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。
 - b.上記により受託会社が辞任し、または解任された場合は、委託会社は新受託会社を選任します。
 - c . 委託会社が新受託会社を選任できないとき、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ロ 収益分配金、償還金の支払い

(イ)収益分配金

- a.分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。分配対象額が 少額の場合等には委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の 支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- b.分配金は、原則として、税金を差し引いた後、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社 の指定する日(原則として決算日から起算して5営業日目まで)から、販売会社におい

て、決算日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払われます。

ただし、分配金自動再投資コースにかかる収益分配金は、原則として、税金を差し引いた 後、累積投資契約に基づいて、毎計算期間終了日の翌営業日に無手数料で再投資され、再 投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(口)償還金

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日から起算して5営業日目まで)から、販売会社において、原則として、償還日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払われます。

八 信託約款の変更

- (イ)委託会社は、当ファンドの信託約款を変更することが受益者の利益のため必要と認めるとき、 監督官庁より変更の命令を受けたとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社 と合意の上、当ファンドの信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しよ うとする旨および内容を監督官庁に届け出ます。
- (ロ)委託会社は、上記(イ)の変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を当ファンドの知られたる受益者に交付します。ただし、当ファンドのすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- (ハ)上記(ロ)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して 異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- (二)上記(八)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1 を超えるときは、(イ)の信託約款の変更をしません。
- (ホ)委託会社は、信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告 し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、す べての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

二 反対者の買取請求権

当ファンドの信託契約の解約または重大な信託約款の変更が行われる場合において、それぞれの 手続きにおいて設けられる異議申立期間内に委託会社に異議を述べた受益者は、自己に帰属する 受益権を、受託会社に信託財産をもって買い取るよう請求をすることができます。

ホ 販売会社との契約の更改等

委託会社と販売会社との間で締結される販売契約(名称の如何を問わず、ファンドの募集・販売の取扱い、受益者からの一部解約実行請求の受付け、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を規定するもの)は、期間満了の3ヵ月前に当事者のいずれからも、何らの意思表示もない場合は、自動的に1年間更新されます。販売契約の内容は、必要に応じて、委託会社と販売会社との合意により変更されることがあります。

へ 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社の事業の全部または一部の譲渡、もしくは分割承継により、当ファンドに関する事業が 譲渡・承継されることがあります。

ト 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

https://www.smd-am.co.jp

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公

告は、日本経済新聞に掲載します。

チ 運用にかかる報告書の開示方法

委託会社は毎決算後、投資信託及び投資法人に関する法律の規定に従い、期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書(全体版)および運用報告書 (全体版)の記載事項のうち重要なものを記載した交付運用報告書を作成します。

交付運用報告書は、原則として、あらかじめ受益者が申し出た住所に販売会社から届けられます。なお、運用報告書(全体版)は、委託会社のホームページで閲覧できます。

4【受益者の権利等】

委託会社の指図に基づく行為によりファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。当ファンドの受益権は、信託の日時を異にすることにより差異が生ずることはありません。 受益者の有する主な権利は次の通りです。

イ 分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として決算日から起算して5営業日目まで)から、販売会社において、決算日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払われます。

ただし、分配金自動再投資コースをお申込みの場合の収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、累積投資契約に基づき、毎計算期間終了日の翌営業日に無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金は、受益者が、その支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、受益者は その権利を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

口 償還金請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日から起算して5営業日目まで)から、販売会社において、原則として、償還日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払われます。

償還金は、受益者がその支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

八 一部解約実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。詳細は、前記「第2 管理及び運営 2 換金(解約)手続等」の記載をご参照ください。

二 信託約款変更等に対する異議申立権および受益権の買取請求権

委託会社が、当ファンドの解約(監督官庁の命令による解約等の場合を除きます。)または重大な信託約款の変更を行おうとする場合において、当該解約または信託約款変更に異議のある受益者は、それぞれの手続きにおいて設けられる異議申立期間中に異議を申し立てることができます。異議を申し立てた受益者の受益権の口数が、受益権の総口数の過半数となるときは、当該解約または信託約款変更は行われません。

当該解約または信託約款変更が行われる場合において、前述の異議を申し立てた受益者は、受託 会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨の請求ができます。

ホー帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は委託会社に対し、当該受益者にかかる信託財産に関する書類の閲覧または謄写を請求す

EDINET提出書類 三井住友 D S アセットマネジメント株式会社(E08957) 有価証券届出書 (内国投資信託受益証券)

ることができます。

第3【ファンドの経理状況】

- 1.当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。 なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第20期(2019年12月17日から2020年12月15日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。
- 1【財務諸表】

【三井住友・DCバランスファンド(安定型)】

(1)【貸借対照表】

		<u>(単位:円)</u>
	第19期 (2019年12月16日現在)	第20期 (2020年12月15日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	3,955,530	3,479,122
親投資信託受益証券	237,859,000	256,365,901
未収入金	7,341,377	316,169
流動資産合計	249,155,907	260,161,192
資産合計	249,155,907	260,161,192
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	309,030	122,603
未払金	7,642,892	181,784
未払受託者報酬	124,570	132,376
未払委託者報酬	1,619,354	1,720,809
未払利息	11	8
その他未払費用	6,165	6,560
流動負債合計	9,702,022	2,164,140
負債合計	9,702,022	2,164,140
純資産の部		
元本等		
元本	185,226,566	195,587,814
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	54,227,319	62,409,238
元本等合計	239,453,885	257,997,052
純資産合計	239,453,885	257,997,052
負債純資産合計	249,155,907	260,161,192

(2)【損益及び剰余金計算書】

為替差損益969,48030営業収益合計11,960,3318,99営業費用支払利息6,133受託者報酬240,43325委託者報酬3,125,5503,36その他費用16,6471営業費用合計3,388,7633,63営業利益又は営業損失()8,571,5685,35経常利益又は経常損失()8,571,5685,35当期純利益又は当期純損失()8,571,5685,35一部解約に伴う当期純損失金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()223,56685約に伴う当期純損失金額の分配額()41,614,19754,22剩余金増加額又は欠損金減少額7,766,00713,49当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額7,766,00713,49到用一部解約に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額7,766,00713,49利余金減少額又は欠損金増加額7,766,00713,49利素金減少額又は欠損金増加額7,766,00713,49新金減少額又は欠損金増加額3,500,88711,52			(単位:円)
有価証券売買等損益 10,990,851 8,68 為替差損益 969,480 30 営業収益合計 11,960,331 8,99 営業費用 支払利息 6,133		自 2018年12月18日	自 2019年12月17日
為替差損益 969,480 30 営業収益合計 11,960,331 8,99 営業費用 5払利息 6,133 受託者報酬 240,433 25 委託者報酬 3,125,550 3,36 その他費用 16,647 1 営業費用合計 3,388,763 3,63 営業利益又は営業損失() 8,571,568 5,35 経常利益又は経常損失() 8,571,568 5,35 当期純利益又は当期純損失() 8,571,568 5,35 一部解約に伴う当期純損失() 8,571,568 5,35 一部解約に伴う当期純損失() 41,614,197 54,22 剩余金域加額又は欠損金() 41,614,197 54,22 剩余金増加額又は欠損金減少額 7,766,007 13,49 割用・部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 7,766,007 13,49 割別金減少額又は欠損金増加額 7,766,007 13,49 製金減少額又は欠損金増加額 3,500,887 11,52	営業収益		
営業収益合計 11,960,331 8,99 営業費用 6,133 支払利息 6,133 受託者報酬 240,433 25 委託者報酬 3,125,550 3,36 その他費用 16,647 1 営業費用合計 3,388,763 3,63 営業利益又は営業損失() 8,571,568 5,35 経常利益又は経常損失() 8,571,568 5,35 当期純利益又は当期純損失() 8,571,568 5,35 一部解約に伴う当期純損失金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額() 223,566 85 約に伴う当期純損欠減少額 7,766,007 13,49 当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 7,766,007 13,49 割期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 7,766,007 13,49 利利金金減少額又は欠損金増加額 3,500,887 11,52	有価証券売買等損益	10,990,851	8,686,901
登業費用 支払利息	為替差損益	969,480	305,930
支払利息 6,133 受託者報酬 240,433 25 委託者報酬 3,125,550 3,36 その他費用 16,647 1 営業費用合計 3,388,763 3,63 営業利益又は営業損失() 8,571,568 5,35 経常利益又は経常損失() 8,571,568 5,35 当期純利益又は当期純損失() 8,571,568 5,35 一部解約に伴う当期純損失金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額() 223,566 85 期首剰余金又は期首欠損金() 41,614,197 54,22 剩余金増加額又は欠損金減少額 7,766,007 13,49 当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 7,766,007 13,49 割第追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 7,766,007 13,49 製金減少額又は欠損金増加額 3,500,887 11,52	営業収益合計	11,960,331	8,992,831
受託者報酬 240,433 25 表話者報酬 3,125,550 3,360 その他費用 16,647 1.2	営業費用		
委託者報酬 3,125,550 3,36 その他費用 16,647 1. 営業費用合計 3,388,763 3,63 営業利益又は営業損失() 8,571,568 5,35 経常利益又は経常損失() 8,571,568 5,35 当期純利益又は当期純損失() 8,571,568 5,35 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解 223,566 85 別首剰余金又は期首欠損金() 41,614,197 54,22 剰余金増加額又は欠損金減少額 7,766,007 13,49 当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 7,766,007 13,49 割用・部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 7,766,007 13,49	支払利息	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	2,850
その他費用16,6471営業費用合計3,388,7633,63営業利益又は営業損失()8,571,5685,35経常利益又は経常損失()8,571,5685,35当期純利益又は当期純損失()8,571,5685,35一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()223,56685期首剰余金又は期首欠損金()41,614,19754,22剩余金増加額又は欠損金減少額7,766,00713,49当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額7,766,00713,49製用金額以額又は欠損金増加額3,500,88711,52対理の額以は欠損金増加額3,500,88711,52		•	258,510
営業責用合計 3,388,763 3,63 営業利益又は営業損失() 8,571,568 5,35 経常利益又は経常損失() 8,571,568 5,35 当期純利益又は当期純損失() 8,571,568 5,35 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額() 223,566 85 期首剰余金又は期首欠損金() 41,614,197 54,22 剰余金増加額又は欠損金減少額 7,766,007 13,49 当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 7,766,007 13,49 当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 7,766,007 13,49 剰余金減少額又は欠損金増加額 3,500,887 11,52		, ,	3,360,479
営業利益又は営業損失() 8,571,568 5,35 経常利益又は経常損失() 8,571,568 5,35 当期純利益又は当期純損失() 8,571,568 5,35 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額() 223,566 85 期首剰余金又は期首欠損金() 41,614,197 54,22 剰余金増加額又は欠損金減少額 7,766,007 13,49 当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 7,766,007 13,49 当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 7,766,007 13,49 剰余金減少額又は欠損金増加額 3,500,887 11,52		·	14,887
経常利益又は経常損失() 8,571,568 5,35 当期純利益又は当期純損失() 8,571,568 5,35 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解 約に伴う当期純損失金額の分配額() 223,566 85 期首剰余金又は期首欠損金() 41,614,197 54,22 剰余金増加額又は欠損金減少額 7,766,007 13,49 当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額 5,35 85 87 41,614,197 54,22 利余金増加額又は欠損金減少額 7,766,007 13,49 当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額 3,500,887 11,52	宣業費用合計 	3,388,763	3,636,726
当期純利益又は当期純損失() 8,571,568 5,35 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額() 223,566 85 期首剰余金又は期首欠損金() 41,614,197 54,22 剰余金増加額又は欠損金減少額 7,766,007 13,49 当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 - 当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 7,766,007 13,49 剰余金減少額又は欠損金増加額 3,500,887 11,52	営業利益又は営業損失()	8,571,568	5,356,105
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額() 223,566 85 期首剰余金又は期首欠損金() 41,614,197 54,22 剰余金増加額又は欠損金減少額 7,766,007 13,49 当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 - 当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 7,766,007 13,49 剰余金減少額又は欠損金増加額 3,500,887 11,52 サカーの紹介に伴う利命会域小額又は欠損金増加 3,500,887 11,52	経常利益又は経常損失()	8,571,568	5,356,105
約に伴う当期純損失金額の分配額() 223,500 65 月 223,500 65 月 223,500 65 月 323 月 325 月	当期純利益又は当期純損失()	8,571,568	5,356,105
 剰余金増加額又は欠損金減少額 当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 有 利余金減少額又は欠損金増加額 3,500,887 11,52 	一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解 約に伴う当期純損失金額の分配額()	223,566	853,936
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 - 当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 7,766,007 利余金減少額又は欠損金増加額 3,500,887 3,500,887 11,520	期首剰余金又は期首欠損金()		54,227,319
額 当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 有額 利余金減少額又は欠損金増加額 3,500,887 11,52		7,766,007	13,499,881
額 7,700,007 13,49 利余金減少額又は欠損金増加額 3,500,887 11,52	額	-	-
尘地		7,766,007	13,499,881
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 2,500,007 3,500,007 44,50	剰余金減少額又は欠損金増加額	3,500,887	11,528,003
額 3,300,007	当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	3,500,887	11,528,003
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額		-	-
分配金 <u>-</u>	分配金	_	<u>-</u>
期末剰余金又は期末欠損金() 54,227,319 62,40	期末剰余金又は期末欠損金()	54,227,319	62,409,238

(3)【注記表】

(重要な会計方針の注記)

	第20期
項目	自 2019年12月17日
	至 2020年12月15日
1.有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価し
	ております。
	(1)金融商品取引所等に上場されている有価証券
	金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の
	最終相場に基づいて評価しております。
	(2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券
	金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業
	者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)、価格情報会社の 提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。
	 (3) 時価が入手できなかった有価証券
	直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した
	 場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価
	額により評価しております。
2 .デリバティブの評価基準及び評価方	為替予約取引
法	個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、
	原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。
3.その他財務諸表作成のための基本と	計算期間の取扱い
なる重要な事項	当計算期間は前期末が休日のため、2019年12月17日から2020年12月15日までと
	なっております。

(貸借対照表に関する注記)

	項目	第19期	第20期
	以 ————————————————————————————————————	(2019年12月16日現在)	(2020年12月15日現在)
1.	当計算期間の末日に	185,226,566□	195,587,814□
	おける受益権の総数		
2 .	1単位当たり純資産の	1口当たり純資産額 1.2928円	1口当たり純資産額 1.3191円
	額	(10,000口当たりの純資産額 12,928円)	(10,000口当たりの純資産額 13,191円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

	第19期	第20期
項目	自 2018年12月18日	自 2019年12月17日
	至 2019年12月16日	至 2020年12月15日

分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益	計算期間末における費用控除後の配当等収益
	(2,086,686円)、費用控除後、繰越欠損金補	(1,572,502円)、費用控除後、繰越欠損金補
	填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整	填後の有価証券売買等損益(2,977,408円)、
	金(45,061,294円)、および分配準備積立金	収益調整金(54,655,161円)、および分配準
	(26,029,989円)より、分配対象収益は	備積立金(22,666,187円)より、分配対象収
	73,177,969円(1万口当たり3,950.71円)であ	益は81,871,258円(1万口当たり4,185.87円)
	りますが、分配を行っておりません。	でありますが、分配を行っておりません。

(金融商品に関する注記)

. 金融商品の状況に関する事項

	第20期	
項目	自 2019年12月17日	
	至 2020年12月15日	
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券	
	投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、	
	投資として運用することを目的としております。	
2.金融商品の内容及び金融商品に係る	(1)金融商品の内容	
リスク	1) 有価証券	
	当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期	
	間については、親投資信託受益証券を組み入れております。	
	2) デリバティブ取引	
	当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいておりま	
	す。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、な	
	らびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。	
	当計算期間については、為替予約取引を行っております。	
	3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 	
	(2)金融商品に係るリスク	
	有価証券およびデリバティブ取引等	
	当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、	
	金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスク	
	があります。	

	有侧趾分庙山青(内国投真信式
3.金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門
	から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信
	託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングお
	よびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行って
	います。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等について
	は、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、
	報告が義務づけられています。
	また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制につい
	ては、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベルおよび頻度等
	を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、
	原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部
	署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施ある
	いは対処方針の決定を行います。その後、当該関連運用部署の対処の実施や対処方
	針の決定等に関し、必要に応じてリスク管理を行う部署が当該部署の担当役員、当
	該関連運用部署の担当役員およびリスク管理会議へ報告を行う体制となっておりま
	
	│ │ なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド(外部ファンド)を組入れる場│
	 合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク
	 管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会
	 議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れ
	は、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制
	の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に
	実施し、投資対象としての適格性を判断しております。
4.金融商品の時価等に関する事項につ	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には委
いての補足説明	託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって認める評価額が含まれておりま
	す。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提
	条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引
	に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リス
	クを示すものではありません。
	· · · · · · · · · · · · · · · · ·

. 金融商品の時価等に関する事項

項目	第20期 (2020年12月15日現在)	
1.貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	
2.時価の算定方法	(1) 有価証券(親投資信託受益証券) 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定(デリバティブ取引) デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。	

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

第19期(自 2018年12月18日 至 2019年12月16日)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	8,710,046円
合計	8,710,046円

第20期(自 2019年12月17日 至 2020年12月15日)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	10,675,801円
合計	10,675,801円

(デリバティブ取引に関する注記)

第19期(2019年12月16日現在)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位:円)

区分	種類	契約額等	うち 1 年超	時価	評価損益
市場取引以外の	為替予約取引				
取引	売建	37,880,820	-	38,189,850	309,030
	米ドル	22,175,260	-	22,367,550	192,290
	ユーロ	15,705,560	-	15,822,300	116,740
	合計	37,880,820	-	38,189,850	309,030

第20期(2020年12月15日現在)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位:円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
	↑生 大 共	关约 競 守	うち1年超	時価	計測授金
市場取引以外の	為替予約取引				
取引	売建	38,741,287	-	38,863,890	122,603
	米ドル	25,619,087	-	25,695,410	76,323
	ユーロ	13,122,200	-	13,168,480	46,280

合計	38,741,287	-	38,863,890	122,603	

(注)1.時価の算定方法

- (1)為替予約取引の時価の算定方法について
 - 1)計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しています。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約 は当該仲値で評価しています。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっています。

- ・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対 顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いて います。
- ・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近 い受渡日として、発表されている対顧客先物相場の仲値を用いています。
- 2)計算期間末日において対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客 相場の仲値で評価しております。
- 2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第20期 自 2019年12月17日 至 2020年12月15日

市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

項目	第19期 (2019年12月16日現在)	第20期 (2020年12月15日現在)	
期首元本額	170,013,287円	185,226,566円	
期中追加設定元本額	29,485,931円	50,212,684円	
期中一部解約元本額	14,272,652円	39,851,436円	

(4)【附属明細表】

有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

(単位:円)

種類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	国内株式マザーファンド(A号)	39,842,573	54,090,277	
	外国株式マザーファンド(A号)	7,751,520	21,827,505	
	外国債券マザーファンド(A号)	16,105,688	46,513,226	
国内債券マザーファンド(B号)		94,260,605	133,934,893	
合計		157,960,386	256,365,901	

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表(デリバティブ取引に関する注記)」に記載しております。

【三井住友・DCバランスファンド(安定成長型)】

(1)【貸借対照表】

		(単位:円)
	第19期 (2019年12月16日現在)	第20期 (2020年12月15日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	7,909,459	14,815,288
親投資信託受益証券	573,588,794	608,099,199
未収入金	23,656,542	831,457
流動資産合計	605,154,795	623,745,944
資産合計	605,154,795	623,745,944
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	735,452	283,349
未払金	23,776,986	383,766
未払解約金	-	1,320,762
未払受託者報酬	300,716	320,612
未払委託者報酬	3,909,343	4,167,871
未払利息	22	36
その他未払費用	14,975	15,999
流動負債合計	28,737,494	6,492,395
負債合計	28,737,494	6,492,395
純資産の部		
元本等		
元本	383,936,966	395,950,903
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	192,480,335	221,302,646
元本等合計	576,417,301	617,253,549
純資産合計	576,417,301	617,253,549
負債純資産合計	605,154,795	623,745,944

(2)【損益及び剰余金計算書】

		(単位:円)
	第19期 自 2018年12月18日 至 2019年12月16日	第20期 自 2019年12月17日 至 2020年12月15日
営業収益		
有価証券売買等損益	37,804,425	29,620,405
為替差損益	2,437,257	1,583,749
営業収益合計	40,241,682	31,204,154
営業費用		
支払利息	15,433	6,941
受託者報酬	584,875	622,045
委託者報酬	7,603,348	8,086,420
その他費用	41,514	35,236
営業費用合計	8,245,170	8,750,642
営業利益又は営業損失()	31,996,512	22,453,512
経常利益又は経常損失()	31,996,512	22,453,512
当期純利益又は当期純損失()	31,996,512	22,453,512
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解 約に伴う当期純損失金額の分配額()	403,714	2,774,400
期首剰余金又は期首欠損金()	152,331,345	192,480,335
剰余金増加額又は欠損金減少額	19,264,265	39,603,730
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	19,264,265	39,603,730
剰余金減少額又は欠損金増加額	10,708,073	36,009,331
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	10,708,073	36,009,331
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	-	-
分配金	-	
期末剰余金又は期末欠損金()	192,480,335	221,302,646

(3)【注記表】

(重要な会計方針の注記)

	第20期
項目	自 2019年12月17日
	至 2020年12月15日
1.有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価し
	ております。
	(1)金融商品取引所等に上場されている有価証券
	金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の
	最終相場に基づいて評価しております。
	(2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券
	金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業
	者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)、価格情報会社の
	提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。
	(3)時価が入手できなかった有価証券
	直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した
	場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価
	額により評価しております。
2.デリバティブの評価基準及び評価方	
法	個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、
	原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。
3.その他財務諸表作成のための基本と	計算期間の取扱い
なる重要な事項	当計算期間は前期末が休日のため、2019年12月17日から2020年12月15日までと
	なっております。

(貸借対照表に関する注記)

酒 日		第19期		第20期	
	項目	(2019年12月16日現在	E)	(2020年12月15日現在	:)
1.	当計算期間の末日に		383,936,966□		395,950,903□
	おける受益権の総数				
2 .	1単位当たり純資産の	1口当たり純資産額	1.5013円	1口当たり純資産額	1.5589円
	額	(10,000口当たりの純資産額	15,013円)	(10,000口当たりの純資産額	15,589円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

	第19期	第20期
項目	自 2018年12月18日	自 2019年12月17日
	至 2019年12月16日	至 2020年12月15日

分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益	計算期間末における費用控除後の配当等収益
	(6,654,455円)、費用控除後、繰越欠損金補	(5,206,358円)、費用控除後、繰越欠損金補
	填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整	填後の有価証券売買等損益(15,001,648
	金(141,804,762円)、および分配準備積立金	円)、収益調整金(169,979,445円)、および
	(110,668,606円)より、分配対象収益は	分配準備積立金(97,384,470円)より、分配
	259,127,823円(1万口当たり6,749.20円)で	対象収益は287,571,921円(1万口当たり
	ありますが、分配を行っておりません。	7,262.79円) でありますが、分配を行ってお
		りません。

(金融商品に関する注記)

. 金融商品の状況に関する事項

	,
	第20期
項目	自 2019年12月17日
	至 2020年12月15日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券
	投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、
	投資として運用することを目的としております。
2.金融商品の内容及び金融商品に係る	(1)金融商品の内容
リスク	1) 有価証券
	当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期
	間については、親投資信託受益証券を組み入れております。
	2) デリバティブ取引
	当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいておりま
	す。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、な
	らびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。
	当計算期間については、為替予約取引を行っております。
	3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等
	(2)金融商品に係るリスク
	有価証券およびデリバティブ取引等
	当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、
	金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスク
	があります。

	有侧趾分庙口音(內国投具信託
3.金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門
	から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信
	託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングお
	よびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行って
	います。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等について
	は、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、
	報告が義務づけられています。
	 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制につい
	ては、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベルおよび頻度等
	- を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、
	署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施ある
	いは対処方針の決定を行います。その後、当該関連運用部署の対処の実施や対処方
	針の決定等に関し、必要に応じてリスク管理を行う部署が当該部署の担当役員、当
	該関連運用部署の担当役員およびリスク管理会議へ報告を行う体制となっておりま
	ु 。
	 │ なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド(外部ファンド)を組入れる場│
	 合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク
	 管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会
	 議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れ
	 は、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制
	 の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に
	実施し、投資対象としての適格性を判断しております。
4.金融商品の時価等に関する事項につ	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には委
	す。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提
	条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引
	に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リス
	クを示すものではありません。
	2 23.7 2.5 2.6.2.7 0 2.70

. 金融商品の時価等に関する事項

項目	第20期 (2020年12月15日現在)
1.貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2.時価の算定方法	 (1) 有価証券(親投資信託受益証券) 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定(デリバティブ取引) デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

第19期(自 2018年12月18日 至 2019年12月16日)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	30,364,981円
合計	30,364,981円

第20期(自 2019年12月17日 至 2020年12月15日)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	36,621,374円
合計	36,621,374円

(デリバティブ取引に関する注記)

第19期(2019年12月16日現在)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位:円)

区分	種類	契約額等	うち 1 年超	時価	評価損益
市場取引以外の	為替予約取引				
取引	売建	88,833,688	-	89,569,140	735,452
	米ドル	60,684,492	-	61,210,710	526,218
	ユーロ	28,149,196	-	28,358,430	209,234
	合計	88,833,688	-	89,569,140	735,452

第20期(2020年12月15日現在)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位:円)

区分	種類	契約額等	うち 1 年超	時価	評価損益
市場取引以外の	為替予約取引				
取引	売建	90,262,711	-	90,546,060	283,349
	米ドル	63,892,136	-	64,082,480	190,344
	ユーロ	26,370,575	-	26,463,580	93,005

合計	90,262,711	-	90,546,060	283,349

(注)1.時価の算定方法

- (1) 為替予約取引の時価の算定方法について
 - 1)計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しています。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約 は当該仲値で評価しています。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっています。

- ・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対 顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いて います。
- ・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近 い受渡日として、発表されている対顧客先物相場の仲値を用いています。
- 2)計算期間末日において対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客 相場の仲値で評価しております。
- 2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第20期 自 2019年12月17日 至 2020年12月15日

市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

項目	第19期 (2019年12月16日現在)	第20期 (2020年12月15日現在)
期首元本額	365,672,292円	383,936,966円
期中追加設定元本額	43,928,626円	84,381,096円
期中一部解約元本額	25,663,952円	72,367,159円

(4)【附属明細表】

有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

(単位:円)

種類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	国内株式マザーファンド(A号)	163,358,941	221,776,098	
	外国株式マザーファンド(A号)	32,407,310	91,255,744	
	外国債券マザーファンド(A号)	25,460,563	73,530,105	
	国内債券マザーファンド(B号)	155,913,331	221,537,252	
	合計		608,099,199	

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表(デリバティブ取引に関する注記)」に記載しております。

【三井住友・DCバランスファンド(成長型)】

(1)【貸借対照表】

		(単位:円 <u>)</u>
	第19期 (2019年12月16日現在)	第20期 (2020年12月15日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	5,703,867	5,897,860
親投資信託受益証券	312,432,727	349,201,771
未収入金	9,814,071	687,499
流動資産合計	327,950,665	355,787,130
資産合計	327,950,665	355,787,130
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	516,252	201,632
未払金	10,026,761	148,732
未払受託者報酬	167,734	176,224
未払委託者報酬	2,180,444	2,290,791
未払利息	16	14
その他未払費用	8,326	8,765
流動負債合計	12,899,533	2,826,158
負債合計	12,899,533	2,826,158
純資産の部		
元本等		
元本	191,423,287	201,888,884
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	123,627,845	151,072,088
元本等合計	315,051,132	352,960,972
純資産合計	315,051,132	352,960,972
負債純資産合計	327,950,665	355,787,130

(2)【損益及び剰余金計算書】

		(単位:円 <u>)</u>
	第19期 自 2018年12月18日 至 2019年12月16日	第20期 自 2019年12月17日 至 2020年12月15日
営業収益		
有価証券売買等損益	28,761,868	23,399,044
為替差損益	1,105,062	1,722,348
営業収益合計	29,866,930	25,121,392
支払利息	8,529	3,801
受託者報酬	329,667	338,982
委託者報酬	4,285,547	4,406,547
その他費用	22,966	19,646
営業費用合計	4,646,709	4,768,976
営業利益又は営業損失()	25,220,221	20,352,416
経常利益又は経常損失()	25,220,221	20,352,416
当期純利益又は当期純損失()	25,220,221	20,352,416
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解 約に伴う当期純損失金額の分配額()	1,469,359	2,019,805
期首剰余金又は期首欠損金()	99,566,601	123,627,845
剰余金増加額又は欠損金減少額	12,850,492	23,600,072
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	12,850,492	23,600,072
剰余金減少額又は欠損金増加額	12,540,110	18,528,050
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	12,540,110	18,528,050
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	-	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金()	123,627,845	151,072,088

(3)【注記表】

(重要な会計方針の注記)

	j l	
	第20期	
項目	自 2019年12月17日	
	至 2020年12月15日	
1.有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価	
	ております。	
	(1)金融商品取引所等に上場されている有価証券	
	金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の	
	最終相場に基づいて評価しております。	
	(2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券	
	金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業	
	者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)、価格情報会社の	
	提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。	
	(3)時価が入手できなかった有価証券	
	直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した	
	場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価	
	額により評価しております。	
2.デリバティブの評価基準及び評価方	為替予約取引	
法	個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、	
	原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。	
3.その他財務諸表作成のための基本と	計算期間の取扱い	
なる重要な事項	 当計算期間は前期末が休日のため、2019年12月17日から2020年12月15日までと	
	なっております。	

(貸借対照表に関する注記)

項目		第19期		第20期	
		(2019年12月16日現在)		(2020年12月15日現在))
1.	当計算期間の末日に	191,4	123,287□		201,888,884□
	おける受益権の総数				
2 .	1単位当たり純資産の	1口当たり純資産額	1.6458円	1口当たり純資産額	1.7483円
	額	(10,000口当たりの純資産額 1	16,458円)	(10,000口当たりの純資産額	17,483円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

	第19期	第20期
項目	自 2018年12月18日	自 2019年12月17日
	至 2019年12月16日	至 2020年12月15日

分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益	計算期間末における費用控除後の配当等収益
	(4,489,450円)、費用控除後、繰越欠損金補	(3,618,834円)、費用控除後、繰越欠損金補
	填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整	填後の有価証券売買等損益(17,852,119
	金(100,161,947円)、および分配準備積立金	円)、収益調整金(119,112,558円)、および
	(64,494,890円)より、分配対象収益は	分配準備積立金(59,371,683円)より、分配
	169,146,287円(1万口当たり8,836.22円)で	対象収益は199,955,194円(1万口当たり
	ありますが、分配を行っておりません。	9,904.19円)でありますが、分配を行ってお
		りません。

(金融商品に関する注記)

. 金融商品の状況に関する事項

	第20期
項目	自 2019年12月17日
	至 2020年12月15日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券
	投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、
	投資として運用することを目的としております。
2.金融商品の内容及び金融商品に係る	(1)金融商品の内容
リスク	1) 有価証券
	当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期
	間については、親投資信託受益証券を組み入れております。
	2) デリバティブ取引
	当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいておりま
	す。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、な
	らびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。
	当計算期間については、為替予約取引を行っております。
	3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等
	(2)金融商品に係るリスク
	有価証券およびデリバティブ取引等
	当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、
	金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスク
	があります。

	有侧趾分庙口音(內国投具信託
3.金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門
	から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信
	託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングお
	よびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行って
	います。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等について
	は、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、
	報告が義務づけられています。
	また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制につい
	ては、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベルおよび頻度等
	を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、
	原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部
	署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施ある
	いは対処方針の決定を行います。その後、当該関連運用部署の対処の実施や対処方
	針の決定等に関し、必要に応じてリスク管理を行う部署が当該部署の担当役員、当
	該関連運用部署の担当役員およびリスク管理会議へ報告を行う体制となっておりま
	ਰ .
	│ │ なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド(外部ファンド)を組入れる場│
	合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク
	管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会
	議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れ
	は、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制
	の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に
	実施し、投資対象としての適格性を判断しております。
4.金融商品の時価等に関する事項につ	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には委
いての補足説明	 託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって認める評価額が含まれておりま
	す。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提
	 条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引
	 に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リス
	クを示すものではありません。

. 金融商品の時価等に関する事項

項目	第20期 (2020年12月15日現在)
1.貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2.時価の算定方法	(1) 有価証券(親投資信託受益証券) 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定(デリバティブ取引) デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

第19期(自 2018年12月18日 至 2019年12月16日)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額	
親投資信託受益証券	23,609,347円	
合計	23,609,347円	

第20期(自 2019年12月17日 至 2020年12月15日)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額	
親投資信託受益証券	27,959,064円	
合計	27,959,064円	

(デリバティブ取引に関する注記)

第19期(2019年12月16日現在)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位:円)

区分	種類	契約額等	うち 1 年超	時価	評価損益
市場取引以外の	為替予約取引				
取引	売建	61,001,688	-	61,517,940	516,252
	米ドル	50,732,668	-	51,172,590	439,922
	ユーロ	10,269,020	-	10,345,350	76,330
	合計	61,001,688	-	61,517,940	516,252

第20期(2020年12月15日現在)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位:円)

区分	壬壬 米百	契約額等		時価	評価損益	
	種類 契約額等		うち1年超	H-건 기때	可順規皿	
市場取引以外の	為替予約取引					
取引	売建	65,755,818	-	65,957,450	201,632	
	米ドル	55,283,293	-	55,447,990	164,697	
	ユーロ	10,472,525	-	10,509,460	36,935	

4.1				
合計	65,755,818	-	65,957,450	201,632

(注)1.時価の算定方法

- (1)為替予約取引の時価の算定方法について
 - 1)計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しています。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約 は当該仲値で評価しています。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっています。

- ・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対 顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いて います。
- ・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近 い受渡日として、発表されている対顧客先物相場の仲値を用いています。
- 2)計算期間末日において対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客 相場の仲値で評価しております。
- 2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第20期 自 2019年12月17日 至 2020年12月15日

市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

項目	第19期 (2019年12月16日現在)	第20期 (2020年12月15日現在)	
期首元本額	191,656,961円	191,423,287円	
期中追加設定元本額	23,898,524円	39,447,397円	
期中一部解約元本額	24,132,198円	28,981,800円	

(4)【附属明細表】

有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

(単位:円)

種類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	国内株式マザーファンド(A号)	119,302,767	161,965,436	
	外国株式マザーファンド(A号)	29,246,981	82,356,573	
	外国債券マザーファンド(A号)	9,627,643	27,804,632	
	国内債券マザーファンド(B号)	54,243,881	77,075,130	
	合計	212,421,272	349,201,771	

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表(デリバティブ取引に関する注記)」に記載しております。

(参考)

「三井住友・DCバランスファンド(安定型)」「三井住友・DCバランスファンド(安定成長型)」および「三井住友・DCバランスファンド(成長型)」は、「国内株式マザーファンド(A号)」、「国内債券マザーファンド(B号)」、「外国株式マザーファンド(A号)」および「外国債券マザーファンド(A号)」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券です。

なお、以下に記載した状況は、監査の対象外です。

国内株式マザーファンド(A号)

貸借対照表

(単位:円)

		(112.13)
	(2019年12月16日現在)	(2020年12月15日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	23,618,466	13,942,995
株式	880,480,530	981,313,160
未収入金	74,128,690	8,846,471
未収配当金	50,600	204,000
流動資産合計	978,278,286	1,004,306,626
資産合計	978,278,286	1,004,306,626
負債の部		
流動負債		
未払金	31,514,237	-
未払解約金	44,061,630	602,056
未払利息	66	34
その他未払費用		28

_		日间证为旧山首(79日汉县后心)
流動負債合計	75,575,933	602,118
負債合計	75,575,933	602,118
純資産の部		
元本等		
元本	724,429,730	739,340,664
剰余金		
剰余金又は欠損金()	178,272,623	264,363,844
元本等合計	902,702,353	1,003,704,508
純資産合計	902,702,353	1,003,704,508
負債純資産合計	978,278,286	1,004,306,626

注記表

(重要な会計方針の注記)

自 2019年12月17日
至 2020年12月15日
株式は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。
(1)金融商品取引所等に上場されている有価証券
金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の
最終相場に基づいて評価しております。
(2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券
金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業
者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)、価格情報会社の
提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。
 (3)時価が入手できなかった有価証券
直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した
場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価
額により評価しております。
受取配当金の計上基準
受取配当金は原則として、配当落ち日において、確定配当金額または予想配当金
額を計上しております。なお、配当金額が未確定の場合は、入金日基準で計上して
おります。

(貸借対照表に関する注記)

項目		(2019年12月16	日現在)	(2020年12月1	5日現在)
1.	当計算期間の末日に		724,429,730□		739,340,664口
	おける受益権の総数				
2 .	1単位当たり純資産の	1口当たり純資産額	1.2461円	1口当たり純資産額	1.3576円
	額	(10,000口当たりの純資産額	12,461円)	 (10,000口当たりの純資産額	13,576円)

(金融商品に関する注記)

. 金融商品の状況に関する事項

	自 2019年12月17日
項目	至 2020年12月15日
	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券 投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、 投資として運用することを目的としております。
	(1)金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期 間については、株式を組み入れております。
	2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。
	3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2)金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、 金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。
3.金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する事では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署の対処の実施や対処方針の決定を行います。その後、当該関連運用部署の担当役員、当該関連運用部署の担当役員のよびリスク管理会議へ報告を行う体制となっております。なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド(外部ファンド)を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に

4.金融商品の時価等に関する事項につ	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には委
いての補足説明	託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって認める評価額が含まれておりま
	す。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提
	条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引
	に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リス
	クを示すものではありません。

. 金融商品の時価等に関する事項

項目	(2020年12月15日現在)			
1.貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額			
	と時価との差額はありません。			
2.時価の算定方法	(1) 有価証券(株式)			
	「重要な会計方針の注記」に記載しております。			
	(2) 派生商品評価勘定 (デリバティブ取引)			
	デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載してお			
	ります。			
	(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等			
	これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該			
	帳簿価額を時価としております。			

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

自 2019年12月17日	
至 2020年12月15日	

市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

(2019年12月16日現在))
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	788,216,601円
同期中における追加設定元本額	178,890,880円
同期中における一部解約元本額	242,677,751円

	有価証券届出書(内国投資信託:
2019年12月16日現在における元本の内訳	
三井住友・DCバランスファンド(安定型)	34,744,598円
三井住友・DCバランスファンド(安定成長型)	148,492,192円
三井住友・DCバランスファンド(成長型)	108,931,736円
三井住友・DC国内株式アクティブS	404,685,465円
SMAM・バランスファンドVA安定型(適格機関投資家専用)	25,360,449円
SMAM・バランスファンドVA株40型(適格機関投資家専用)	752,944円
SMAM・バランスファンドVA株60型(適格機関投資家専用)	588,779円
SMAM・バランスファンドVA株80型(適格機関投資家専用)	873,567円
合計	724,429,730円

(2020年12月15日現在)				
開示対象ファンドの				
期首における当該親投資信託の元本額	724,429,730円			
同期中における追加設定元本額	293,642,583円			
同期中における一部解約元本額	278,731,649円			
2020年12月15日現在における元本の内訳				
三井住友・D C バランスファンド(安定型)	39,842,573円			
三井住友・DCバランスファンド(安定成長型)	163,358,941円			
三井住友・DCバランスファンド(成長型)	119,302,767円			
三井住友・DC国内株式アクティブS	395,416,604円			
SMAM・バランスファンドVA安定型(適格機関投資家専用)	19,474,988円			
SMAM・バランスファンドVA株40型(適格機関投資家専用)	700,311円			
SMAM・バランスファンドVA株60型(適格機関投資家専用)	500,560円			
SMAM・バランスファンドVA株80型(適格機関投資家専用)	743,920円			
合計	739,340,664円			

附属明細表

有価証券明細表

(a)株式

(単位:円)

銘 柄	株数	訶	価額	金額 備考
	竹木 安 X	単価	金額	
国際石油開発帝石	6,800	579.00	3,937,200	
鹿島建設	6,300	1,380.00	8,694,000	
大和八ウス工業	3,600	3,143.00	11,314,800	
森永乳業	700	4,995.00	3,496,500	
キリンホールディングス	3,600	2,389.50	8,602,200	

			, mm c	
旭化成	4,400	1,031.50	4,538,600	
日産化学	800	6,130.00	4,904,000	
信越化学工業	1,400	17,160.00	24,024,000	
三井化学	3,200	2,854.00	9,132,800	
ライオン	3,700	2,455.00	9,083,500	
ニフコ	2,900	3,815.00	11,063,500	
ユニ・チャーム	1,800	4,825.00	8,685,000	
中外製薬	800	4,993.00	3,994,400	
小野薬品工業	1,200	3,183.00	3,819,600	
J C R ファーマ	1,700	2,553.00	4,340,100	
第一三共	3,400	3,419.00	11,624,600	
ENEOSホールディングス	9,400	358.70	3,371,780	
TOYO TIRE	3,200	1,661.00	5,315,200	
太平洋セメント	4,200	2,746.00	11,533,200	
日本製鉄	7,000	1,300.00	9,100,000	
愛知製鋼	1,800	2,949.00	5,308,200	
三井金属鉱業	3,400	3,560.00	12,104,000	
住友金属鉱山	2,600	4,316.00	11,221,600	
古河電気工業	1,300	2,899.00	3,768,700	
三浦工業	1,500	5,560.00	8,340,000	
ディスコ	200	34,400.00	6,880,000	
SMC	200	64,770.00	12,954,000	
ハーモニック・ドライブ・システムズ	700	8,760.00	6,132,000	
クボタ	6,700	2,190.50	14,676,350	
ダイキン工業	600	22,550.00	13,530,000	
ダイフク	900	12,300.00	11,070,000	
フジテック	2,900	2,233.00	6,475,700	
イビデン	2,800	5,020.00	14,056,000	
富士電機	2,800	3,650.00	10,220,000	
安川電機	1,500	4,755.00	7,132,500	
日本電産	1,800	12,620.00	22,716,000	
ダイヘン	1,800	4,980.00	8,964,000	
ルネサスエレクトロニクス	9,400	1,057.00	9,935,800	
アンリツ	2,900	2,348.00	6,809,200	
ソニー	3,300	9,730.00	32,109,000	
TDK	800	14,210.00	11,368,000	
•	•			

			. 田 田 .	止分油山青(内国投食后武
アドバンテスト	1,300	7,420.00		
キーエンス	300	51,700.00	15,510,000	
フェローテックホールディングス	3,400	1,510.00	5,134,000	
レーザーテック	800	11,330.00	9,064,000	
スタンレー電気	3,000	3,430.00	10,290,000	
日本電子	2,100	4,590.00	9,639,000	
村田製作所	1,200	8,898.00	10,677,600	
S C R E E Nホールディングス	500	7,020.00	3,510,000	
東京エレクトロン	300	36,450.00	10,935,000	
デンソー	1,800	5,800.00	10,440,000	
トヨタ自動車	5,000	7,905.00	39,525,000	
本田技研工業	3,800	3,061.00	11,631,800	
SUBARU	2,900	2,175.00	6,307,500	
ヤマハ発動機	4,000	2,127.00	8,508,000	
豊田合成	3,200	3,030.00	9,696,000	
島津製作所	2,300	3,755.00	8,636,500	
HOYA	1,000	13,235.00	13,235,000	
任天堂	200	61,620.00	12,324,000	
東京瓦斯	1,900	2,265.50	4,304,450	
小田急電鉄	3,500	3,300.00	11,550,000	
商船三井	4,200	3,025.00	12,705,000	
A N A ホールディングス	2,800	2,275.50	6,371,400	
近鉄エクスプレス	4,300	2,269.00	9,756,700	
コーエーテクモホールディングス	2,700	6,370.00	17,199,000	
ネクソン	1,900	3,090.00	5,871,000	
インターネットイニシアティブ	900	4,165.00	3,748,500	
Zホールディングス	11,200	613.40	6,870,080	
伊藤忠テクノソリューションズ	2,400	3,785.00	9,084,000	
大塚商会	1,000	5,100.00	5,100,000	
日本電信電話	2,900	2,650.00	7,685,000	
KDDI	1,400	2,960.50	4,144,700	
ソフトバンクグループ	1,600	7,999.00	12,798,400	
シップヘルスケアホールディングス	800	5,520.00	4,416,000	
伊藤忠商事	4,200	2,906.50	12,207,300	
三井物産	8,000	1,881.50	15,052,000	
岩谷産業	1,000	6,180.00	6,180,000	
•	•			

				<u> </u>
日本瓦斯	1,300	5,630.00		
ニトリホールディングス	500	21,430.00	10,715,000	
ファーストリテイリング	100	84,380.00	8,438,000	
三菱UFJフィナンシャル・グループ	51,000	445.60	22,725,600	
みずほフィナンシャルグループ	6,200	1,324.00	8,208,800	
SBIホールディングス	3,200	2,770.00	8,864,000	
野村ホールディングス	14,000	537.50	7,525,000	
SOMPOホールディングス	2,300	4,050.00	9,315,000	
第一生命ホールディングス	5,600	1,605.00	8,988,000	
東京海上ホールディングス	1,200	5,208.00	6,249,600	
T & Dホールディングス	14,800	1,180.00	17,464,000	
オリックス	7,400	1,565.00	11,581,000	
オープンハウス	5,000	3,795.00	18,975,000	
日本M&Aセンター	2,100	6,750.00	14,175,000	
ベネフィット・ワン	4,500	3,050.00	13,725,000	
エムスリー	2,200	9,179.00	20,193,800	
アウトソーシング	5,900	1,498.00	8,838,200	
オリエンタルランド	600	17,615.00	10,569,000	
リクルートホールディングス	1,800	4,100.00	7,380,000	
ベルシステム 2 4 ホールディングス	2,300	1,724.00	3,965,200	
合 計	345,800		981,313,160	

(b)株式以外の有価証券

該当事項はありません。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

国内債券マザーファンド(B号)

貸借対照表

(単位:円)

(2019年12月16日現在)

(2020年12月15日現在)

		<u> </u>
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	239,090,006	9,583,653,199
国債証券	127,516,995,597	121,023,754,637
地方債証券	22,211,472,000	9,709,599,000
特殊債券	19,476,024,178	16,658,886,184
社債券	42,315,151,000	41,066,339,000
未収入金	115,300,000	9,276,749,500
未収利息	369,884,443	276,350,868
前払費用	18,471,748	25,625,746
流動資産合計	212,262,388,972	207,620,958,134
資産合計	212,262,388,972	207,620,958,134
負債の部		
流動負債		
未払金	-	16,298,206,000
未払解約金	134,040,695	1,172,959,655
未払利息	674	23,762
その他未払費用	<u> </u>	2,694
流動負債合計	134,041,369	17,471,192,111
負債合計	134,041,369	17,471,192,111
純資産の部		
元本等		
元本	148,722,038,297	133,824,682,458
剰余金		
剰余金又は欠損金()	63,406,309,306	56,325,083,565
元本等合計	212,128,347,603	190,149,766,023
純資産合計	212,128,347,603	190,149,766,023
負債純資産合計	212,262,388,972	207,620,958,134
	· · · ·	· · · · · ·

注記表

(重要な会計方針の注記)

	T			
項目	自 2019年12月17日			
点 · 点	至 2020年12月15日			
有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券は個別法に基づき、以下の通り、原則と			
	して時価で評価しております。			
	(1)金融商品取引所等に上場されている有価証券			
	金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の			
	終相場に基づいて評価しております。			
	2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券			
	金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業			
	ば、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)、価格情報会社の			
	是供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 -			
	(3)時価が入手できなかった有価証券			
	直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した			
	場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価			
	額により評価しております。			

(貸借対照表に関する注記)

	項目	(2019年12月1	6日現在)	(2020年12月1	5日現在)
1.	当計算期間の末日に		148,722,038,297□		133,824,682,458□
	おける受益権の総数				
2 .	1単位当たり純資産の	1口当たり純資産額	1.4263円	1口当たり純資産額	1.4209円
	額	(10,000口当たりの純資産額	14,263円)	 (10,000口当たりの純資産額	14,209円)

(金融商品に関する注記)

. 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2019年12月17日
д П	至 2020年12月15日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券
	投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、
	投資として運用することを目的としております。
2.金融商品の内容及び金融商品に係る	(1)金融商品の内容
リスク	1) 有価証券
	当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期
	間については、国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券を組み入れております。
	2) デリバティブ取引
	当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいておりま
	す。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、な
	らびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。
	3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等
	(2)金融商品に係るリスク
	有価証券およびデリバティブ取引等
	当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、
	金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスク
	があります。

から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、		有侧趾分庙工音(內国技具信託
託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。その後、当該関連運用部署の対処の実施や対処方針の決定等に関し、必要に応じてリスク管理を済つ部署が当該部署の担当役員、当該関連運用部署の担当役員の、当該関連運用部署の担当役員の、当該関連運用部署の担当役員の、当該関連運用部署の担当役員の、当該関連運用部署の担当役員の、当該関連運用を行うファンド(外部ファンド)を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れば、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。 金融商品の時価等に関する事項について適格性を基づく価額のほか、市場価格がない場合には委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって認める評価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリパティブ取引にかかる市場リスに関する契約額等については、その金額自体がデリパティブ取引にかかる市場リスに関する契約額等については、その金額自体がデリパティブ取引にかかる市場リスに関する契約額等については、その金額自体がデリパティブ取引にかかる市場リス	3.金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門
よびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに足正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署にと正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署の対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。その後、当該関連運用部署の対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。その後、当該関連運用部署の担当役員、当該関連運用部署の担当役員、当該関連運用部署の担当役員、当該関連運用部署の担当役員、当該関連運用部署の担当役員、当該関連運用部署の担当役員、当該関連運用部署の担当役員、以多に応じてリスク管理会議へ報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド(外部ファンド)を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用表託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には委託者としての地実義務に基づき合理的事由をもって認める評価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に対かる市場リス		から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信
います。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。その後、当該関連運用部署の担当役員、当該関連運用部署の担当役員の決定等に関し、必要に応じてリスク管理を行う部署が当該部署の担当役員、当該関連運用部署の担当役員のよびリスク管理を議へ報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド(外部ファンド)を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用をしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れば、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。 金融商品の時価等に関する事項について適格性を判断しております。 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって認める評価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引にかかる市場リス		託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングお
は、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施や対処方針の決定を行います。その後、当該関連運用部署の対処の実施や対処方針の決定等に関し、必要に応じてリスク管理を行う部署が当該部署の担当役員、当該関連運用部署の担当役員の当該関連運用部署の担当役員の当該関連運用部署の担当役員の当該関連の遺別性も含め、外部ファンドの運用会社でかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、実期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。 金融商品の時価等に関する事項についる機能を判断しております。 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には委託者としての連格性を判断しております。 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって認める評価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引にかかる市場リス		よびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行って
報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署の対処の実施や対処方針の決定を行います。その後、当該関連運用部署の対処の実施や対処方針の決定等に関し、必要に応じてリスク管理を行う部署が当該部署の担当役員、当該関連運用部署の担当役員あよびリスク管理会議へ報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド(外部ファンド)を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。 4.金融商品の時価等に関する事項につ な融商品の時価等に関する事項についる機能を対象としての適格性を判断しております。 当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リス		います。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等について
また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクでとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署の対処の実施や対処方針の決定を行います。その後、当該関連運用部署の対処の実施や対処方針の決定等に関し、必要に応じてリスク管理を行う部署が当該部署の担当役員、当該関連運用部署の担当役員をおります。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド(外部ファンド)を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用要託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には委託者としての端程性を判断しております。 ・金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には委託者としての地実義務に基づき合理的事由をもって認める評価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リス		は、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、
ては、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署の対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。その後、当該関連運用部署の対処の実施や対処方針の決定等に関し、必要に応じてリスク管理を行う部署が当該部署の担当役員、当該関連運用部署の担当役員およびリスク管理を行うが割割が当該部署の担当役員、当該関連運用部署の担当役員およびリスク管理会議へ報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド(外部ファンド)を組入れる場合には、当該外部ファンドの連用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。 4.金融商品の時価等に関する事項について適格性を判断しております。 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には委託者としての浦足説明 4.金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって認める評価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に対かる市場リス		報告が義務づけられています。
を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。その後、当該関連運用部署の対処の実施や対処方針の決定等に関し、必要に応じてリスク管理を行う部署が当該部署の担当役員、当該関連運用部署の担当役員およびリスク管理会議へ報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド(外部ファンド)を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。 4.金融商品の時価等に関する事項について適格性を判断しております。 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には委託者としての補足説明 5. 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって認める評価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に対かる市場リス		また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制につい
原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署の対処の実施あるいは対処方針の決定等に関し、必要に応じてリスク管理を行う部署が当該部署の担当役員、当該関連運用部署の担当役員、当該関連運用部署の担当役員およびリスク管理会議へ報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド(外部ファンド)を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。 4.金融商品の時価等に関する事項について適格性を判断しております。 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には委託者としての本業務に基づき合理的事由をもって認める評価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リス		 ては、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベルおよび頻度等
署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。その後、当該関連運用部署の対処の実施や対処方針の決定等に関し、必要に応じてリスク管理を行う部署が当該部署の担当役員、当該関連運用部署の担当役員およびリスク管理会議へ報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド(外部ファンド)を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。 4.金融商品の時価等に関する事項について適格性を判断しております。 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって認める評価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リス		 を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、
いは対処方針の決定を行います。その後、当該関連運用部署の対処の実施や対処方針の決定等に関し、必要に応じてリスク管理を行う部署が当該部署の担当役員、当該関連運用部署の担当役員およびリスク管理会議へ報告を行う体制となっております。		 原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部
針の決定等に関し、必要に応じてリスク管理を行う部署が当該部署の担当役員、当該関連運用部署の担当役員あよびリスク管理会議へ報告を行う体制となっております。		 署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施ある
該関連運用部署の担当役員およびリスク管理会議へ報告を行う体制となっております。		 いは対処方針の決定を行います。その後、当該関連運用部署の対処の実施や対処方
す。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド(外部ファンド)を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。 4.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって認める評価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リス		針の決定等に関し、必要に応じてリスク管理を行う部署が当該部署の担当役員、当
なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド(外部ファンド)を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。 4.金融商品の時価等に関する事項についての満格性を判断しております。 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって認める評価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リス		 該関連運用部署の担当役員およびリスク管理会議へ報告を行う体制となっておりま
合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。 4.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 4.金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって認める評価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リス		व
合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。 4.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 4.金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって認める評価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リス		^
管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。 4.金融商品の時価等に関する事項については、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には委託者としての補足説明 話者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって認める評価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リス		
議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れ は、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制 の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に 実施し、投資対象としての適格性を判断しております。 4.金融商品の時価等に関する事項についる融資の時間では、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって認める評価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リス		
は、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。 4.金融商品の時価等に関する事項につ いての補足説明 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に 実施し、投資対象としての適格性を判断しております。 4.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
実施し、投資対象としての適格性を判断しております。 4.金融商品の時価等に関する事項につ 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には委いての補足説明 託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって認める評価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リス		
4.金融商品の時価等に関する事項につ 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には委 いての補足説明 話者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって認める評価額が含まれておりま す。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提 条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引 に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リス		
いての補足説明 話者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって認める評価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リス		
す。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提 条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引 に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リス		
条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引 に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リス	いての伸足説明 	
に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リス		
クを示すものではありません。		
		クを示すものではありません。

. 金融商品の時価等に関する事項

項目	(2020年12月15日現在)
1.貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2.時価の算定方法	(1) 有価証券(国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券) 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定(デリバティブ取引) デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

自 2019年12月17日 至 2020年12月15日

市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

(2019年12月16日現在)			
開示対象ファンドの			
期首における当該親投資信託の元本額	157,577,313,282円		
同期中における追加設定元本額	6,830,200,835円		
同期中における一部解約元本額	15,685,475,820円		
2019年12月16日現在における元本の内訳			
三井住友・年金プラン 3 0	851,989,103円		
三井住友・年金プラン 5 0	756,454,095円		
三井住友・年金プラン 7 0	232,066,270円		
三井住友・DCバランスファンド (安定型)	86,930,055円		
三井住友・DCバランスファンド(安定成長型)	148,585,608円		
三井住友・DCバランスファンド(成長型)	48,260,648円		
三井住友・DC国内債券アクティブ	311,936,103円		
三井住友・日本債券年金ファンド	4,426,002,829円		
SMAM・年金国内債券アクティブファンド(適格機関投資家専用)	3,932,589,407円		
SMAM・バランスファンドVA安定型(適格機関投資家専用)	187,605,652円		
SMAM・バランスファンドVA株40型(適格機関投資家専用)	1,157,372円		
SMAM・バランスファンドVA株60型(適格機関投資家専用)	354,705円		
SMAM・バランスファンドVA株80型(適格機関投資家専用)	148,934円		
バランスファンドVA(安定運用型)<適格機関投資家限定>	109,240,203円		
三井住友/FOFs用日本債F(適格機関投資家限定)	137,628,717,313円		
合計	148,722,038,297円		

(2020年12月15日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	148,722,038,297円
同期中における追加設定元本額	20,181,768,135円
同期中における一部解約元本額	35,079,123,974円
2020年12月15日現在における元本の内訳	

	有侧征分用山首(内凹及具后式
三井住友・年金プラン30	870,701,172円
三井住友・年金プラン50	784,675,447円
三井住友・年金プラン70	236,107,098円
三井住友・DCバランスファンド(安定型)	94,260,605円
三井住友・DCバランスファンド(安定成長型)	155,913,331円
三井住友・DCバランスファンド(成長型)	54,243,881円
三井住友・DC国内債券アクティブ	317,428,287円
三井住友・日本債券年金ファンド	4,520,483,291円
SMAM・年金国内債券アクティブファンド(適格機関投資家専用)	3,618,018,859円
SMAM・バランスファンドVA安定型(適格機関投資家専用)	157,737,090円
SMAM・バランスファンドVA株40型(適格機関投資家専用)	1,202,011円
SMAM・バランスファンドVA株60型(適格機関投資家専用)	339,169円
SMAM・バランスファンドVA株80型(適格機関投資家専用)	140,176円
バランスファンドVA(安定運用型)<適格機関投資家限定>	96,630,485円
三井住友 / FOFs用日本債F(適格機関投資家限定)	122,916,801,556円
合計	133,824,682,458円

附属明細表

有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

(単位:円)

種類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	第417回利付国債(2年)	15,420,000,000	15,490,623,600	
	第418回利付国債(2年)	6,710,000,000	6,742,811,900	
	第419回利付国債(2年)	14,670,000,000	14,740,562,700	
	第145回利付国債(5年)	3,000,000,000	3,033,030,000	
	第10回利付国債(40年)	960,000,000	1,038,028,800	
	第357回利付国債(10年)	3,850,000,000	3,896,970,000	
	第358回利付国債(10年)	3,150,000,000	3,186,508,500	
	第360回利付国債(10年)	8,790,000,000	8,875,790,400	
	第20回利付国債(30年)	600,000,000	800,160,000	
	第30回利付国債(30年)	510,000,000	686,551,800	
	第33回利付国債(30年)	170,000,000	222,254,600	_

		1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	又貝店可
第34回利付国債(30年)	380,000,000	513,467,400	
第36回利付国債(30年)	100,000,000	132,123,000	
第39回利付国債(30年)	100,000,000	131,110,000	
第42回利付国債(30年)	500,000,000	636,950,000	
第45回利付国債(30年)	2,400,000,000	2,958,888,000	
第46回利付国債(30年)	1,130,000,000	1,394,058,400	
第48回利付国債(30年)	850,000,000	1,029,902,500	
第52回利付国債(30年)	210,000,000	209,044,500	
第55回利付国債(30年)	730,000,000	777,617,900	
第59回利付国債(30年)	1,900,000,000	1,968,096,000	
第60回利付国債(30年)	1,340,000,000	1,454,704,000	
第61回利付国債(30年)	2,520,000,000	2,602,252,800	
第67回利付国債(30年)	5,930,000,000	5,907,762,500	
第68回利付国債(30年)	330,000,000	328,340,100	
第128回利付国債(20年)	1,800,000,000	2,152,638,000	
第132回利付国債(20年)	900,000,000	1,063,197,000	
第134回利付国債(20年)	1,100,000,000	1,314,753,000	
第135回利付国債(20年)	600,000,000	710,424,000	
第138回利付国債(20年)	1,130,000,000	1,315,240,900	
第142回利付国債(20年)	580,000,000	698,262,000	
第145回利付国債(20年)	2,650,000,000	3,171,891,000	
第147回利付国債(20年)	1,940,000,000	2,306,349,600	
第148回利付国債(20年)	400,000,000	471,112,000	
第149回利付国債(20年)	2,210,000,000	2,606,761,300	
第151回利付国債(20年)	170,000,000	194,094,100	
第153回利付国債(20年)	2,280,000,000	2,641,083,600	
第154回利付国債(20年)	1,750,000,000	2,003,785,000	
第158回利付国債(20年)	3,400,000,000	3,534,232,000	
第160回利付国債(20年)	1,400,000,000	1,496,082,000	
第163回利付国債(20年)	2,300,000,000	2,415,575,000	
第164回利付国債(20年)	810,000,000	836,576,100	
第165回利付国債(20年)	2,300,000,000	2,372,565,000	
第166回利付国債(20年)	3,250,000,000	3,460,437,500	
第167回利付国債(20年)	1,730,000,000	1,779,997,000	
第168回利付国債(20年)	1,340,000,000	1,353,815,400	
第169回利付国債(20年)	120,000,000	118,956,000	

	第173回利付国債(20年)	500,000,000	502,270,000	
		3,720,000,000	3,746,047,737	
 国債証券合計		114,630,000,000	121,023,754,637	
地方債証券	第6回東京都公募公債(20年)	600,000,000	650,820,000	
	第 1 4 回東京都公募公債(2 0 年)	1,100,000,000	1,278,211,000	
	第720回東京都公募公債	400,000,000	408,648,000	
	第759回東京都公募公債	100,000,000	100,201,000	
	第763回東京都公募公債	800,000,000	804,544,000	
	第766回東京都公募公債	200,000,000	201,122,000	
	第768回東京都公募公債	800,000,000	806,736,000	
	第769回東京都公募公債	800,000,000	808,032,000	
	第4回埼玉県公募公債(20年)	700,000,000	800,268,000	
	平成28年度第3回埼玉県公募公債	200,000,000	200,434,000	
	平成28年度第10回埼玉県公募公債	100,000,000	101,033,000	
	平成29年度第3回埼玉県公募公債	200,000,000	201,538,000	
	第 1 2 8 回共同発行市場公募地方債	300,000,000	305,736,000	
	第 1 5 4 回共同発行市場公募地方債	600,000,000	611,154,000	
	第 1 5 5 回共同発行市場公募地方債	900,000,000	908,397,000	
	平成29年度第4回横浜市公募公債	1,000,000,000	1,011,910,000	
	第86回川崎市公募公債	500,000,000	510,815,000	
地方債証券合計		9,300,000,000	9,709,599,000	
特殊債券	第2回地方公営企業等金融機構債券(20年)	250,000,000	295,160,000	
	第2回地方公共団体金融機構債券(15年)	500,000,000	542,065,000	
	第9回地方公共団体金融機構債券(20年)	800,000,000	936,648,000	
	第20回公営企業債券(20年)	400,000,000	454,012,000	
	第24回公営企業債券(20年)	200,000,000	231,906,000	
	第53回地方公共団体金融機構債券	1,500,000,000	1,530,885,000	
	第67回地方公共団体金融機構債券	800,000,000	815,488,000	
	第71回政府保証地方公共団体金融機構債券	214,000,000	217,599,480	
	第73回政府保証地方公共団体金融機構債券	201,000,000	205,323,510	
	第75回政府保証地方公共団体金融機構債券	303,000,000	309,147,870	
	F 7 7 回地方公共団体金融機構債券	100,000,000	108,436,000	
	F 8 0 回地方公共団体金融機構債券	400,000,000	448,636,000	
	第 9 1 回地方公共団体金融機構債券	400,000,000	401,800,000	
	F 1 1 6 回地方公共団体金融機構債券	100,000,000	108,786,000	
	F 1 3 4 回地方公共団体金融機構債券	200,000,000	217,968,000	

		日叫叫刀用山自(四百)	ᆽᇊᄓᇚ
F 1 4 3 回地方公共団体金融機構債券	500,000,000	541,940,000	
F 1 6 3 回地方公共団体金融機構債券	100,000,000	106,907,000	
F 1 7 2 回地方公共団体金融機構債券	300,000,000	317,676,000	
F 2 2 5 回地方公共団体金融機構債券	100,000,000	107,177,000	
F 2 2 6 回地方公共団体金融機構債券	100,000,000	107,972,000	
F 3 0 3 回地方公共団体金融機構債券	100,000,000	104,848,000	
F 3 0 6 回地方公共団体金融機構債券	300,000,000	310,926,000	
第68回都市再生債券	150,000,000	152,232,000	
第3回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	66,325,000	68,872,543	
第4回貸付債権担保S種住宅金融支援機構債券	95,543,000	99,164,079	
第9回貸付債権担保S種住宅金融公庫債券	36,183,000	37,205,531	
第46回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	59,110,000	63,047,908	
第48回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	55,324,000	58,896,823	
第50回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	28,231,000	29,887,595	
第57回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	38,547,000	40,807,010	
第59回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	39,764,000	42,146,261	
第71回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	39,357,000	41,046,202	
第88回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	99,250,000	103,115,787	
第90回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	53,252,000	55,165,344	
第91回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	54,414,000	56,309,239	
第123回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	85,681,000	86,884,818	
第127回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	87,034,000	87,883,451	
第128回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	86,458,000	87,425,465	
第129回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	175,562,000	177,977,733	
第130回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	438,255,000	443,237,959	
第133回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	354,640,000	358,604,875	
第134回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	89,775,000	90,569,508	
第135回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	89,693,000	90,481,401	
第136回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	90,245,000	91,419,989	
第139回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	90,798,000	92,102,767	
第140回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	911,170,000	918,969,615	
第141回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	921,450,000	927,890,935	
第142回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	277,443,000	278,552,772	
第143回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	185,508,000	186,075,654	
第146回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	566,274,000	563,527,571	
第147回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	470,575,000	468,226,830	

			有伽訨夯届出書(内国)	投資信託:
	第148回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	948,620,000	939,200,203	
	第152回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	481,680,000	483,842,743	
	第 1 5 3 回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	193,818,000	194,798,719	
	第 1 5 4 回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	291,777,000	292,310,951	
	第 1 6 3 回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	500,000,000	502,480,000	
	第 6 回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	12,664,000	13,037,208	
	第7回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	13,667,000	14,181,835	
特殊債券合計		16,046,087,000	16,658,886,184	
社債券	第16回株式会社長谷工コーポレーション無担 保社債	300,000,000	299,958,000	
	第1回大和ハウス工業株式会社利払繰延条項・ 期限前償還劣後	1,100,000,000	1,095,655,000	
	株式会社協和エクシオ第3回無担保社債	100,000,000	99,861,000	
	第9回明治ホールディングス株式会社無担保社 債	400,000,000	400,068,000	
	第 1 回アサヒグループホールディングス株式会 社利払繰期限劣後	800,000,000	804,456,000	
	第11回キリンホールディングス株式会社無担 保社債	1,400,000,000	1,399,160,000	
	第13回キリンホールディングス株式会社無担 保社債	500,000,000	494,865,000	
	第16回キリンホールディングス株式会社無担 保社債	100,000,000	100,155,000	
	第 2 回サントリーホールディングス株式会社利 払繰延条項・期限前	600,000,000	595,524,000	
	第24回味の素株式会社無担保社債	800,000,000	800,768,000	
	第 1 回東急不動産ホールディングス株式会社利 払繰延条・期限前	400,000,000	400,000,000	
	第 2 回東急不動産ホールディングス株式会社利 払繰延・期限前	500,000,000	500,000,000	
	第13回株式会社セブン&アイ・ホールディン グス無担保社債	1,200,000,000	1,200,720,000	
	第14回株式会社セブン&アイ・ホールディン グス無担保社債	900,000,000	902,232,000	
	第15回株式会社セプン&アイ・ホールディン グス無担保社債	300,000,000	300,993,000	
	第 3 回株式会社スシローグローバルホールディングス無担保社債	1,500,000,000	1,499,775,000	
	第 5 7 回住友化学株式会社無担保社債	100,000,000	99,981,000	
	第52回三井化学株式会社無担保社債	200,000,000	200,098,000	
I .	<u> </u>	I		

			ΧΗ ID IL
第24回株式会社三菱ケミカルホールディング ス無担保社債	400,000,000	402,200,000	
第 7 回株式会社野村総合研究所無担保社債	1,500,000,000	1,499,550,000	
第 5 回花王株式会社無担保社債	800,000,000	798,888,000	
第14回株式会社オリエンタルランド無担保社 債	200,000,000	200,152,000	
第 4 回楽天株式会社利払繰延条項・期限前償還 条項付無担保社債	400,000,000	405,040,000	
第10回株式会社ブリヂストン無担保社債	600,000,000	600,996,000	
第25回ダイキン工業株式会社無担保社債	800,000,000	800,456,000	
第19回株式会社デンソー無担保社債	2,000,000,000	2,000,920,000	
第36回三菱重工業株式会社無担保社債	600,000,000	600,390,000	
明治安田生命2016基金特定目的会社第1回 B号特定社債	500,000,000	500,335,000	
第1回日本生命2017基金特定目的会社特定 社債	100,000,000	100,092,000	
豊田合成第4回無担保社債	100,000,000	100,020,000	
日本生命第2回劣後ローン流動化第1回劣後債	700,000,000	707,707,000	
第1回明治安田生命2019基金特定目的会社 特定社債	1,000,000,000	1,000,000,000	
第 2 回ユニー・ファミリーマートホールディン グス株式会社無担保社債	200,000,000	200,126,000	
第7回イオン株式会社利払繰延条項・期限前償 還条項付無担保	1,000,000,000	1,015,960,000	
第16回NTTファイナンス株式会社無担保社 債	1,200,000,000	1,201,188,000	
第18回NTTファイナンス株式会社無担保社 債	800,000,000	802,184,000	
第78回アコム株式会社無担保社債	700,000,000	691,740,000	
第79回アコム株式会社無担保社債	700,000,000	695,520,000	
第44回野村ホールディングス株式会社無担保 社債	200,000,000	200,216,000	
第66回三井不動産株式会社無担保社債	500,000,000	500,135,000	
第129回三菱地所株式会社無担保社債	1,300,000,000	1,295,723,000	
第124回東武鉄道株式会社無担保社債	300,000,000	299,829,000	
第79回東京急行電鉄株式会社無担保社債	700,000,000	714,399,000	
第46回京浜急行電鉄株式会社無担保社債	1,000,000,000	999,730,000	
第23回KDDI株式会社無担保社債	700,000,000	699,384,000	
第24回KDDI株式会社無担保社債	600,000,000	600,876,000	

	合計		188,458,578,821	
社債券合計		41,000,000,000	41,066,339,000	
	第 5 回株式会社ファーストリテイリング無担保 社債	2,000,000,000	2,002,180,000	
	日鉄住金物産株式会社第2回無担保社債	600,000,000	597,198,000	
	第 2 回大阪瓦斯株式会社利払繰延条項・期限前 償還劣後	400,000,000	400,484,000	
	第1回大阪瓦斯株式会社利払繰延条項・期限前 償還劣後	600,000,000	600,108,000	
	株式会社JERA第2回無担保社債	800,000,000	801,832,000	
	第41回東京電力パワーグリッド株式会社社債	300,000,000	302,649,000	
	第3回九州電力株式会社利払繰延・期限前償還 無担保	1,900,000,000	1,929,450,000	
	第520回東北電力株式会社社債	700,000,000	699,580,000	
	第509回東北電力株式会社社債	600,000,000	602,262,000	
	第536回関西電力株式会社社債	200,000,000	200,600,000	
	第535回関西電力株式会社社債	700,000,000	700,343,000	
	第8回ソフトバンク株式会社無担保社債	1,200,000,000	1,201,164,000	
	第28回KDDI株式会社無担保社債	200,000,000	200,464,000	

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

外国株式マザーファンド(A号)

貸借対照表

(単位:円)

	(2019年12月16日現在)	(2020年12月15日現在)
 資産の部		
流動資産		
預金	5,818,770	5,661,964
コール・ローン	16,054,540	31,227,837
株式	1,543,406,304	1,683,349,843
未収配当金	2,268,540	1,616,671
流動資産合計	1,567,548,154	1,721,856,315
資産合計	1,567,548,154	1,721,856,315
負債の部		
流動負債		
未払解約金	1,074,501	-
未払利息	45	77
その他未払費用	<u> </u>	70

有価証券届出書(内国投<u>資信託</u>受益証券)

		叫证分用山首(内国仅具后元)
流動負債合計	1,074,546	147
負債合計	1,074,546	147
純資産の部		
元本等		
元本	619,040,589	611,479,403
剰余金		
剰余金又は欠損金()	947,433,019	1,110,376,765
元本等合計	1,566,473,608	1,721,856,168
純資産合計	1,566,473,608	1,721,856,168
負債純資産合計	1,567,548,154	1,721,856,315

注記表

(重要な会計方針の注記)

	±=
項目	自 2019年12月17日
- A - F	至 2020年12月15日
1.有価証券の評価基準及び評価方法	株式は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。
	(1)金融商品取引所等に上場されている有価証券
	金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の
	最終相場に基づいて評価しております。
	 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券
	金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業
	 者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)、価格情報会社の
	┃ 提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 ┃
	(3) 時価が入手できなかった有価証券
	直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した
	場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価
	額により評価しております。
2.デリバティブの評価基準及び評価方	為替予約取引
法	個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、
	原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。
3.収益及び費用の計上基準	受取配当金の計上基準
	受取配当金は原則として、配当落ち日において、確定配当金額または予想配当金
	」 額を計上しております。なお、配当金額が未確定の場合は、入金日基準で計上して
	おります。
4.その他財務諸表作成のための基本と	外貨建資産等の会計処理
なる重要な事項	 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条に基づいて処理してお
	ります。

(貸借対照表に関する注記)

項 目 (2019年12月16日現在)	(2020年12月15日現在)
---------------------	-----------------

1.	当計算期間の末日に		619,040,589□		611,479,403□
	おける受益権の総数				
2 .	1単位当たり純資産の	1口当たり純資産額	2.5305円	1口当たり純資産額	2.8159円
	額	(10,000口当たりの純資産額	25,305円)	 (10,000口当たりの純資産額	28,159円)

(金融商品に関する注記)

. 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2019年12月17日
	至 2020年12月15日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券
	投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、
	投資として運用することを目的としております。
2.金融商品の内容及び金融商品に係る	(1)金融商品の内容
リスク	1) 有価証券
	当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期
	間については、株式を組み入れております。
	2) デリバティブ取引
	当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいておりま
	す。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、な
	らびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。
	当計算期間については、為替予約取引を行っております。
	2) ¬ □ >, + □ }
	3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等
	(2)金融商品に係るリスク
	有価証券およびデリバティブ取引等
	当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、
	金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスク
	があります。

3.金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門
	から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信
	託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングお
	よびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行って
	います。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等について
	は、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、
	報告が義務づけられています。
	│ │ また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制につい│
	 ては、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベルおよび頻度等
	 を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、
	 原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部
	 署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施ある
	針の決定等に関し、必要に応じてリスク管理を行う部署が当該部署の担当役員、当
	該関連運用部署の担当役員およびリスク管理会議へ報告を行う体制となっておりま
	す。
	´゜ なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド(外部ファンド)を組入れる場
	なめ、他の建用会社が設定 建用を打りファフィ (外部ファフィアを超べれる場) 合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク
	日には、当該が配うプライの建治な性にかかる経音の健立性、建治もしてはタスプ 管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会
	職にて、た新的に番戚する体前となりておりよす。加えて、介部ファントの組入れ は、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制
	は、原則として、連用美額の優位性、連用去社の信用力・連用体制・資産管理体制 の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に
, A = 1 + D = 1 + D + D + D + D + D + D + D + D + D +	実施し、投資対象としての適格性を判断しております。
4.金融商品の時価等に関する事項につ	
いての補足説明	託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって認める評価額が含まれておりま
	す。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提
	条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引
	に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リス
	クを示すものではありません。

. 金融商品の時価等に関する事項

項目	(2020年12月15日現在)		
1 .貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額 と時価との差額はありません。		
	 (1) 有価証券(株式) 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定(デリバティブ取引) デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。 		

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

自 2019年12月17日 至 2020年12月15日

市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

(2019年12月16日現在)				
開示対象ファンドの				
期首における当該親投資信託の元本額	605,576,771円			
同期中における追加設定元本額	139,392,734円			
同期中における一部解約元本額	125,928,916円			
2019年12月16日現在における元本の内訳				
三井住友・DCバランスファンド(安定型)	10,910,269円			
三井住友・DCバランスファンド(安定成長型)	42,927,113円			
三井住友・DCバランスファンド(成長型)	32,904,358円			
三井住友・DC外国株式アクティブ	525,382,332円			
SMAM・バランスファンドVA安定型(適格機関投資家専用)	6,230,326円			
SMAM・バランスファンドVA株40型(適格機関投資家専用)	222,533円			
SMAM・バランスファンドVA株60型(適格機関投資家専用)	207,047円			
SMAM・バランスファンドVA株80型(適格機関投資家専用)	256,611円			
合計	619,040,589円			

(2020年12月15日現在)				
開示対象ファンドの				
期首における当該親投資信託の元本額	619,040,589円			
同期中における追加設定元本額	153,853,700円			
同期中における一部解約元本額	161,414,886円			
2020年12月15日現在における元本の内訳				
三井住友・DCバランスファンド(安定型)	7,751,520円			
三井住友・DCバランスファンド(安定成長型)	32,407,310円			
三井住友・DCバランスファンド(成長型)	29,246,981円			
三井住友・DC外国株式アクティブ	536,594,433円			
SMAM・バランスファンドVA安定型(適格機関投資家専用)	4,879,801円			
SMAM・バランスファンドVA株40型(適格機関投資家専用)	206,778円			
SMAM・バランスファンドVA株60型(適格機関投資家専用)	175,313円			

SMAM・バランスファンドVA株80型(適格機関投資家専用) 合計

217,267円 611,479,403円

附属明細表

有価証券明細表

(a)株式

温 化	♦ 47 † 55	株数一	評価額		/# +z
通 貨	銘 柄	株数	単価	金額	·備老
ドル	CHEVRON CORPORATION	2,153	89.44	192,564.32	
	EOG RESOURCES INC	2,448	52.08	127,491.84	
	AVERY DENNISON CORP	954	148.77	141,926.58	
	CROWN HOLDINGS INC	1,417	95.19	134,884.23	
	ECOLAB INC	738	217.00	160,146.00	
	MARTIN MARIETTA MATERIALS	483	259.70	125,435.10	
	RAYTHEON TECHNOLOGIES CORP	1,616	70.80	114,412.80	
	ROCKWELL AUTOMATION INC	894	242.99	217,233.06	
	XYLEM INC	1,389	97.14	134,927.46	
	COSTAR GROUP INC	176	853.20	150,163.20	
	UNION PACIFIC CORP	1,084	198.00	214,632.00	
	LULULEMON ATHLETICA INC	445	352.37	156,804.65	
	YETI HOLDINGS INC	3,326	70.81	235,514.06	
	BRIGHT HORIZONS FAMILY SOLUT	865	168.52	145,769.80	
	ALPHABET INC-CL A	345	1,752.26	604,529.70	
	FACEBOOK INC-A	1,726	274.19	473,251.94	
	MATCH GROUP INC	1,206	144.81	174,640.86	
	THE WALT DISNEY CO.	2,062	169.30	349,096.60	
	AMAZON.COM INC	189	3,156.97	596,667.33	
	HOME DEPOT INC	1,222	265.58	324,538.76	
	COSTCO WHOLESALE CORP	696	374.38	260,568.48	
	MONDELEZ INTERNATIONAL INC	3,158	57.29	180,921.82	
	ESTEE LAUDER COMPANIES-CL A	703	247.45	173,957.35	
	PROCTER & GAMBLE CO	1,252	135.85	170,084.20	
	BOSTON SCIENTIFIC CORP	4,381	33.45	146,544.45	
	DANAHER CORP	1,102	221.10	243,652.20	

	EDWARDS LIFESCIENCES CORP	1,702	83.57	142,236.14	
	STRYKER CORP	751	230.95	173,443.45	
	UNITEDHEALTH GROUP INC	780	336.13	262,181.40	
	ELI LILLY & CO	1,116	157.91	176,227.56	
	IQVIA HOLDINGS INC	1,087	167.30	181,855.10	
	THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	607	467.13	283,547.91	
	ZOETIS INC	1,192	159.50	190,124.00	
	BANK OF AMERICA CORP	7,859	28.22	221,780.98	
	AMERICAN EXPRESS COMPANY	1,586	117.36	186,132.96	
	S&P GLOBAL INC	495	323.68	160,221.60	
	GLOBE LIFE INC	1,785	91.77	163,809.45	
	MARSH & MCLENNAN COS	1,434	114.92	164,795.28	
	ADOBE INC	863	486.42	419,780.46	
	ANSYS INC	869	343.39	298,405.91	
	ATLASSIAN CORP PLC-CLASS A	756	234.74	177,463.44	
	CROWDSTRIKE HOLDINGS INC - A	807	173.80	140,256.60	
	FIDELITY NATIONAL INFORMATION SERVICES	1,390	144.22	200,465.80	
	PTC INC	2,442	113.83	277,972.86	
	SERVICENOW INC	538	532.48	286,474.24	
	SYNOPSYS INC	1,298	238.86	310,040.28	
	VISA INC	1,070	207.25	221,757.50	
	APPLE INC	1,926	121.78	234,548.28	
	KEYSIGHT TECHNOLOGIES INC	2,107	123.72	260,678.04	
	CMS ENERGY CORPORATION	3,371	59.22	199,630.62	
	NEXTERA ENERGY INC	3,365	73.55	247,495.75	
	BROADCOM INC	842	411.80	346,735.60	
	ENTEGRIS INC	3,061	95.34	291,835.74	
	MICROCHIP TECHNOLOGY INC	1,728	141.50	244,512.00	
	MICRON TECHNOLOGY INC	3,046	71.54	217,910.84	
	米ドル 小計	85,903		12,632,678.58	
	マント (7月)			(1,315,314,493)	
1-0	AIR LIQUIDE SA	857	136.20	116,723.40	
	SCHNEIDER ELECTRIC SE	1,597	116.15	185,491.55	
	LVMH MOET HENNESSY LOUIS VUITTON SE	350	509.20	178,220.00	
	KERRY GROUP PLC-A	1,360	120.90	164,424.00	

			1	<u> </u>	資信訊
	BAWAG GROUP AG	3,338	36.84	122,971.92	2
	DEUTSCHE BOERSE AG	581	138.55	80,497.55	5
	VONOVIA SE	2,389	57.62	137,654.18	3
	IBERDROLA SA	11,918	11.28	134,494.63	3
		22,390		1,120,477.23	8
	ユーロ 小計			(141,852,417)	
英ポンド	ROYAL DUTCH SHELL PLC-B SHS	5,286	13.09	69,214.88	3
	CRODA INTERNATIONAL PLC	1,772	64.04	113,478.88	
	DS SMITH PLC	27,959	3.72	104,063.39	
	ASHTEAD GROUP PLC	3,707	33.48	124,110.36	6
	SPIRAX-SARCO ENGINEERING PLC	1,420	115.00	163,300.00)
	OCADO GROUP PLC	3,648	22.75	82,992.00)
	ASTRAZENECA PLC	2,248	76.92	172,916.16	i
	++-+9>191.2-1	46,040		830,075.67	
	英ポンド 小計			(115,322,412)	
スイスフラン	NESTLE SA-REGISTERED	2,101	99.70	209,469.70)
	LONZA GROUP AG-REG	250	552.40	138,100.00	
	NOVARTIS AG-REG SHS	1,874	81.26	152,281.24	
	ZURICH INSURANCE GROUP AG	321	357.00	114,597.00)
	フィフラニン。小草	4,546		614,447.94	
	スイスフラン 小計			(72,173,055)	
オーストラリア					
ドル	BHP GROUP LTD	5,561	42.74		
	オーストラリアドル 小計	5,561		237,677.14	
	1			(18,655,278)	
香港ドル	BOC HONG KONG HOLDINGS LTD	24,000	24.65	591,600.00	
	AIA GROUP LTD	10,000	90.00	900,000.00	
	香港ドル 小計	34,000		1,491,600.00	
	וויני אי וסיום			(20,032,188)	
	合 計	198,440		1,683,349,843	
				(1,683,349,843)	

(注)金額欄の()内は、外貨建有価証券にかかるものの内書きであり、また邦貨換算金額で表示しております。

通貨	銘柄数	組入株式時価比率	合計金額に対する比率
米ドル	株式 55銘柄	76.4%	78.1%

ユーロ	株式 8	盆柄	8.2%	8.4%
英ポンド	株式 7	'銘柄	6.7%	6.9%
スイスフラン	株式 4	盆柄	4.2%	4.3%
オーストラリアドル	株式 1	銘柄	1.1%	1.1%
香港ドル	株式 2	盆柄	1.2%	1.2%

(b)株式以外の有価証券

該当事項はありません。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

外国債券マザーファンド(A号)

貸借対照表

(単位:円)

		(単位:円)
	(2019年12月16日現在)	(2020年12月15日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	24,614,513	47,492,116
コール・ローン	43,706,768	48,341,785
国債証券	4,771,883,573	5,131,705,023
地方債証券	-	52,014,150
社債券	89,844,239	134,687,882
派生商品評価勘定	2,985,910	75,938
未収入金	4,256,075	-
未収利息	17,990,070	20,599,540
前払費用	4,234,736	821,031
流動資産合計	4,959,515,884	5,435,737,465
資産合計	4,959,515,884	5,435,737,465
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	1,530,329	2,560
未払金	5,552,857	192,893
未払解約金	1,971,741	3,702,851
未払利息	123	119
その他未払費用		135
流動負債合計	9,055,050	3,898,558
負債合計	9,055,050	3,898,558
純資産の部		
元本等		
元本	1,804,550,396	1,880,835,575
剰余金		

剰余金又は欠損金() 元本等合計 純資産合計 負債純資産合計

 3,145,910,438	3,551,003,332
4,950,460,834	5,431,838,907
4,950,460,834	5,431,838,907
4,959,515,884	5,435,737,465

注記表

(重要な会計方針の注記)

項目	自 2019年12月17日
填 日	至 2020年12月15日
	国債証券、地方債証券、社債券は個別法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。
	(1)金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の 最終相場に基づいて評価しております。
	(2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業 者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)、価格情報会社の 提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。
	(3)時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した 場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価 額により評価しております。
2.デリバティブの評価基準及び評価方法	個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、
	原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。
3.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外員建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条に基づいて処理してお ります。

(貸借対照表に関する注記)

	項目	(2019年12月16	6日現在)	(2020年12月1	5日現在)
1.	当計算期間の末日に		1,804,550,396□		1,880,835,575□
	おける受益権の総数				
2 .	1単位当たり純資産の	1口当たり純資産額	2.7433円	1口当たり純資産額	2.8880円
	額	(10,000口当たりの純資産額	27,433円)	 (10,000口当たりの純資産額	28,880円)

(金融商品に関する注記)

. 金融商品の状況に関する事項

	有伽証券届出書(内国投資信託
項目	自 2019年12月17日 至 2020年12月15日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券 投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、 投資として運用することを目的としております。
2.金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1)金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、国債証券、地方債証券、社債券を組み入れております。
	2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 当計算期間については、為替予約取引を行っております。
	3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2)金融商品に係るリスク
	有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、 金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスク があります。
3.金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。
	また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。その後、当該関連運用部署の対処の実施や対処方針の決定等に関し、必要に応じてリスク管理を行う部署が当該部署の担当役員、当該関連運用部署の担当役員およびリスク管理会議へ報告を行う体制となっておりま
	す。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド(外部ファンド)を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。
4.金融商品の時価等に関する事項につ いての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって認める評価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

. 金融商品の時価等に関する事項

項目	(2020年12月15日現在)
1.貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額 と時価との差額はありません。
	(1) 有価証券(国債証券、地方債証券、社債券) 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定(デリバティブ取引) デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(デリバティブ取引に関する注記)

(2019年12月16日現在)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位:円)

区分	種類	契約額等		時 価	評価損益
	作里 大!! 	, 关系》 税 守	うち1年超	H4 JM	计训想盒
市場取引以外	為替予約取引				
の取引	買建	234,401,046	-	237,190,500	2,789,454
	米ドル	110,366,056	-	111,608,400	1,242,344
	メキシコペソ	23,929,829	-	23,814,900	114,929
	英ポンド	25,648,335	-	26,224,200	575,865
	スウェーデンク ローナ	48,285,240	-	49,120,800	835,560
	デンマーククロー ネ	26,171,586	-	26,422,200	250,614
	売建	244,018,127	-	245,352,000	1,333,873
	米ドル	194,554,346	-	195,426,300	871,954
	ユーロ	49,463,781	-	49,925,700	461,919
	合計	478,419,173	-	482,542,500	1,455,581

(2020年12月15日現在)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位:円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
	1生 大只	关约· 64	うち1年超	h 의 Im	計順授血
市場取引以外の	為替予約取引				
取引	買建	27,685,224	-	27,758,900	73,676
	デンマーククロー ネ	27,685,224	-	27,758,900	73,676
	売建	28,296,402	-	28,296,700	298
	米ドル	27,031,862	-	27,029,600	2,262
	ユーロ	1,264,540	-	1,267,100	2,560
	合計	55,981,626	-	56,055,600	73,378

(注)1.時価の算定方法

- (1)為替予約取引の時価の算定方法について
 - 1)計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しています。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約 は当該仲値で評価しています。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっています。

- ・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いています。
- ・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近 い受渡日として、発表されている対顧客先物相場の仲値を用いています。
- 2)計算期間末日において対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客 相場の仲値で評価しております。
- 2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

自 2019年12月17日 至 2020年12月15日

市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

(2019年12月16日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	1,633,392,774円

1,804,550,396円

		. 有伽扯芬油出着(内国投資信託)
同	期中における追加設定元本額	326,939,925円
同	期中における一部解約元本額	155,782,303円
20)19年12月16日現在における元本の内訳	
Ε	井住友・ライフビュー・バランスファンド30(安定型)	155,273,656円
Ε	井住友・ライフビュー・バランスファンド50(標準型)	224,903,542円
Ε	井住友・ライフビュー・バランスファンド70(積極型)	114,410,118円
Ε	井住友・DCバランスファンド(安定型)	15,662,518円
E	井住友・DCバランスファンド(安定成長型)	24,786,922円
Ε	井住友・DCバランスファンド(成長型)	8,965,207円
Ε	井住友・DC外国債券アクティブ	1,260,160,761円
S	MAM・バランスファンドVA株40型(適格機関投資家専用)	202,073円
S	MAM・バランスファンドVA株60型(適格機関投資家専用)	110,140円
S	MAM・バランスファンドVA株80型(適格機関投資家専用)	75,459円

(2020年12月15日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	1,804,550,396円
同期中における追加設定元本額	274,433,808円
同期中における一部解約元本額	198,148,629円
2020年12月15日現在における元本の内訳	
三井住友・ライフビュー・バランスファンド30(安定型)	161,428,515円
三井住友・ライフビュー・バランスファンド50(標準型)	239,865,593円
三井住友・ライフビュー・バランスファンド70(積極型)	117,021,706円
三井住友・DCバランスファンド(安定型)	16,105,688円
三井住友・DCバランスファンド(安定成長型)	25,460,563円
三井住友・DCバランスファンド(成長型)	9,627,643円
三井住友・DC外国債券アクティブ	1,310,956,858円
SMAM・バランスファンドVA株40型(適格機関投資家専用)	198,670円
SMAM・バランスファンドVA株60型(適格機関投資家専用)	100,593円
SMAM・バランスファンドVA株80型(適格機関投資家専用)	69,746円
合計	1,880,835,575円

附属明細表

合計

有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

種類	通貨	銘 柄	券面総額	評価額	備
国債証券	米ドル	US TREASURY N/B 0.125	2,550,000.00	2,549,800.78	3
		US TREASURY N/B 0.625	2,120,000.00	2,075,612.49)
		US TREASURY N/B 1.125	2,250,000.00	2,143,300.78	3
		US TREASURY N/B 1.625	60,000.00	63,885.93	3
		US TREASURY N/B 2.25	800,000.00	887,687.49)
		US TREASURY N/B 2.875	6,670,000.00	7,189,009.37	,
		US TREASURY N/B 2.875	2,420,000.00	2,719,285.94	ļ
		US TREASURY N/B 3	1,390,000.00	1,814,384.37	7
		US TREASURY N/B 3.75	220,000.00	313,964.06	6
		US TREASURY N/B 4.375	760,000.00	1,134,953.12	>
		米ドル 小計	19,240,000.00	20,891,884.33	3
		木トル 小計		(2,175,262,996)	
	カナダドル	CANADA-GOV'T 1	640,000.00	659,859.20)
		カナダドル 小計	640,000.00	659,859.20)
		ווּיני עלין פּ לנל		(53,870,905)	
	メキシコペソ	MEXICAN BONOS 5.75	7,500,000.00	7,778,775.00)
		メキシコペソ 小計	7,500,000.00	7,778,775.00)
				(40,060,691)	
	ユーロ	BELGIAN 0320 4.25	290,000.00	532,181.90)
		BTPS 0.6	300,000.00	307,728.00)
		BTPS 2.8	500,000.00	598,125.00)
		BTPS 4.5	280,000.00	313,017.60)
		BTPS 5	230,000.00	354,303.50)
		DEUTSCHLAND REP 0.25	260,000.00	277,084.60)
		DEUTSCHLAND REP 0.25	50,000.00	53,859.50)
		DEUTSCHLAND REP 0.5	70,000.00	76,454.00)
		DEUTSCHLAND REP 1	790,000.00	843,806.90)
		DEUTSCHLAND REP 1.5	90,000.00	95,106.60)
		DEUTSCHLAND REP 1.75	90,000.00	97,460.10)
		DEUTSCHLAND REP 2.5	790,000.00	1,377,349.20	
		DEUTSCHLAND REP 4.75	120,000.00	209,763.60)
		FRANCE O.A.T. O	830,000.00	850,459.50)
		FRANCE O.A.T. O	1,800,000.00	1,873,062.00	

			「価証券届出書(内国投資	資信!
	FRANCE O.A.T. 0.5	3,220,000.00	3,396,037.40	
	FRANCE O.A.T. 1	810,000.00	896,022.00	
	FRANCE O.A.T. 1.5	390,000.00	524,990.70	
	FRANCE O.A.T. 4	660,000.00	1,143,357.60	
	IRISH GOVT 0.9	310,000.00	342,354.70	
	SPANISH GOV'T 1.5	810,000.00	906,981.30	
	SPANISH GOV'T 1.6	1,470,000.00	1,608,106.50	
	SPANISH GOV'T 2.7	330,000.00	490,175.40	
	SPANISH GOV'T 4.7	250,000.00	451,677.50	
	SPANISH GOV'T 5.85	30,000.00	32,192.70	
	SPANISH GOV'T 6	150,000.00	225,783.00	
		14,920,000.00	17,877,440.80	
	ユーロ 小計		(2,263,284,005)	
英ポンド	UK TSY GILT 0.5	320,000.00	323,008.00	
	UK TSY GILT 1	300,000.00	310,962.00	
	UK TSY GILT 1.5	240,000.00	282,964.80	
	UK TSY GILT 1.625	220,000.00	246,481.40	
	UK TSY GILT 1.75	450,000.00	532,111.50	
	UK TSY GILT 1.75	320,000.00	429,555.20	
	UK TSY GILT 3.5	50,000.00	108,727.00	
	UK TSY GILT 3.75	160,000.00	164,432.00	
	UK TSY GILT 4.5	80,000.00	141,869.60	
į	 英ポンド 小計	2,140,000.00	2,540,111.50	
	1		(352,897,690)	
スウェーデンクローナ	SWEDISH GOVRNMNT 2.5	1,040,000.00	1,173,536.00	
スウェ	ーデンクローナ 小計	1,040,000.00	1,173,536.00	
			(14,563,581)	
ノルウェークローネ 	NORWEGIAN GOV'T 3	700,000.00	759,605.00	
ノルウ	ェークローネ 小計	700,000.00	759,605.00	
	1		(9,069,683)	
ポーランドズロチ	POLAND GOVT BOND 2.5	920,000.00	992,744.40	
	POLAND GOVT BOND 2.75	250,000.00	280,870.00	
ポー・	ランドズロチ 小計	1,170,000.00	1,273,614.40	
		1	(36,336,218)	
オーストラリアドル	AUSTRALIAN GOVT. 2.75	1,240,000.00	1,422,156.00	
	AUSTRALIAN GOVT. 4.5	320,000.00	445,152.00	

	有価証券届出書(内国投資係		信訊		
	オーストラリアドル 小計		1,560,000.00	1,867,308.00	
	3-2	・ドンウァイル 小副		(146,565,004)	
	シンガポールドル	SINGAPORE GOV'T 2.875	250,000.00	291,500.00	
	2,2,7	ガポールドル 小計	250,000.00	291,500.00	
	90.	WE AND AN OWN		(22,766,150)	
	マレーシアリンギット	MALAYSIA GOVT 4.059	620,000.00	663,863.57	
	71	シアリンギット 小計	620,000.00	663,863.57	
	\ \v\	シアウンキッド 小副		(17,028,100)	
国債証券合詞	<u>-</u> 1			5,131,705,023	
国 惧证分百;	ā I			(5,131,705,023)	
地方債証券	カナダドル	ONTARIO PROVINCE 2.05	600,000.00	637,116.00	
	カナダドル 小計		600,000.00	637,116.00	
				(52,014,150)	
·₩★/書=\T₩/	<u>.</u>			52,014,150	
地方債証券1	中間			(52,014,150)	
社債券	米ドル	IBM CORP 3	400,000.00	433,180.32	
		PEPSICO INC 2.25	400,000.00	427,804.00	
		WALMART INC 2.65	400,000.00	432,598.88	
		N/ 19 II - do \$4	1,200,000.00	1,293,583.20	
	米ドル 小計			(134,687,882)	
			134,687,882		
社債券合計				(134,687,882)	
A+1			5,318,407,055		
合計			(5,318,407,055)		

(注)金額欄の()内は、外貨建有価証券にかかるものの内書きであり、また邦貨換算金額で表示しております。

通貨	銘柄数		組入債券時価比率	合計金額に対する比率
米ドル	国債証券	10銘柄	40.0%	40.9%
	社債券	3銘柄	2.5%	2.5%
カナダドル	国債証券	1銘柄	1.0%	1.0%
	地方債証券	1銘柄	1.0%	1.0%
メキシコペソ	国債証券	1銘柄	0.7%	0.8%
ユーロ	国債証券	26銘柄	41.7%	42.6%
英ポンド	国債証券	9銘柄	6.5%	6.6%
スウェーデンクローナ	国債証券	1銘柄	0.3%	0.3%

三井住友DSアセットマネジメント株式会社(E08957)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

ノルウェークローネ	国債証券	1銘柄	0.2%	0.2%
ポーランドズロチ	国債証券	2銘柄	0.7%	0.7%
オーストラリアドル	国債証券	2銘柄	2.7%	2.8%
シンガポールドル	国債証券	1銘柄	0.4%	0.4%
マレーシアリンギット	国債証券	1銘柄	0.3%	0.3%

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表(デリバティブ取引に関する注記)」に記載しております。

【中間財務諸表】

- 1.当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)ならびに同規則第38条の3、第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。 なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第21期中間計算期間 (2020年12月 16日から2021年 6月15日まで)の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。

【三井住友・DCバランスファンド(安定型)】

(1)【中間貸借対照表】

		(単位:円 <u>)</u>
	第20期 (2020年12月15日現在)	第21期中間計算期間 (2021年 6月15日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	-	2,392,430
コール・ローン	3,479,122	2,603,063
親投資信託受益証券	256,365,901	274,760,982
派生商品評価勘定	-	4,116
未収入金	316,169	8,703
流動資産合計	260,161,192	279,769,294
資産合計	260,161,192	279,769,294
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	122,603	128,675
未払金	181,784	315,430
未払解約金	-	3,558
未払受託者報酬	132,376	148,750
未払委託者報酬	1,720,809	1,933,740
未払利息	8	6
その他未払費用	6,560	7,380
流動負債合計	2,164,140	2,537,539
負債合計	2,164,140	2,537,539
純資産の部		
元本等		
元本	195,587,814	202,384,001
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金()	62,409,238	74,847,754
元本等合計	257,997,052	277,231,755
純資産合計	257,997,052	277,231,755
負債純資産合計	260,161,192	279,769,294

(2)【中間損益及び剰余金計算書】

		(単位:円 <u>)</u>
	第20期中間計算期間 自 2019年12月17日 至 2020年 6月16日	第21期中間計算期間 自 2020年12月16日 至 2021年 6月15日
有価証券売買等損益	3,270,948	14,595,081
為替差損益	176,943	2,267,832
営業収益合計	3,094,005	12,327,249
三世 三世 三世		
支払利息	1,085	1,957
受託者報酬	126,134	148,750
委託者報酬	1,639,670	1,933,740
その他費用 -	7,909	7,580
営業費用合計	1,774,798	2,092,027
営業利益又は営業損失()	4,868,803	10,235,222
経常利益又は経常損失()	4,868,803	10,235,222
中間純利益又は中間純損失()	4,868,803	10,235,222
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解 約に伴う中間純損失金額の分配額()	850,924	210,623
期首剰余金又は期首欠損金()	54,227,319	62,409,238
剰余金増加額又は欠損金減少額	5,767,581	5,762,323
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	5,767,581	5,762,323
剰余金減少額又は欠損金増加額	7,791,244	3,348,406
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	7,791,244	3,348,406
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	-	-
分配金	<u> </u>	<u>-</u>
中間剰余金又は中間欠損金()	48,185,777	74,847,754

(3)【中間注記表】

(重要な会計方針の注記)

	第21期中間計算期間		
項目	自 2020年12月16日		
	至 2021年 6月15日		
1.有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価し		
	ております。		
	(1)金融商品取引所等に上場されている有価証券		
	 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の		
	 最終相場に基づいて評価しております。		
	(2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券		
	金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業		
	 者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)、価格情報会社の		
	 提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 		
	 (3)時価が入手できなかった有価証券		
	 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した		
	 場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価		
	額により評価しております。		
2.デリバティブの評価基準及び評価方			
法	*** ********		
	原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。		
	がないことに、170 色にのけるが展告が120日初の1年间によりてのりより。		

(中間貸借対照表に関する注記)

項目		第21期中間計算期間 (2021年 6月15日現在)	
1.	当中間計算期間の末日における受益権の総数		202,384,001□
2 .	1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額	1.3698円
		 (10,000口当たりの純資産額	13,698円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	第21期中間計算期間 (2021年 6月15日現在)
1.中間貸借対照表計上額、時価及び差 額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計 上額と時価との差額はありません。
2 .時価の算定方法	(1) 有価証券(親投資信託受益証券) 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定(デリバティブ取引) デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(デリバティブ取引に関する注記)

第21期中間計算期間(2021年6月15日現在)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位:円)

区分	種類	契約額等	うち 1 年超	時 価	評価損益
市場取引以外の	為替予約取引				
取引	売建	44,600,334	-	44,724,893	124,559
	米ドル	30,580,157	-	30,708,832	128,675
	ユーロ	14,020,177	-	14,016,061	4,116
	合計	44,600,334	-	44,724,893	124,559

(注)1.時価の算定方法

- (1)為替予約取引の時価の算定方法について
 - 1)中間計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しています。

中間計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替 予約は当該仲値で評価しています。

中間計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっています。

- ・中間計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いています。
- ・中間計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最 も近い受渡日として、発表されている対顧客先物相場の仲値を用いています。
- 2)中間計算期間末日において対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、中間計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

2.ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(その他の注記)

項目	第21期中間計算期間 (2021年 6月15日現在)
期首元本額	195,587,814円
期中追加設定元本額	17,276,186円
期中一部解約元本額	10,479,999円

【三井住友・DCバランスファンド(安定成長型)】

(1)【中間貸借対照表】

		(単位:円 <u>)</u>
	第20期 (2020年12月15日現在)	第21期中間計算期間 (2021年 6月15日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	-	6,056,791
コール・ローン	14,815,288	6,590,040
親投資信託受益証券	608,099,199	677,809,891
派生商品評価勘定	-	7,213
未収入金	831,457	18,313
流動資産合計	623,745,944	690,482,248
資産合計	623,745,944	690,482,248
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	283,349	368,038
未払金	383,766	756,761
未払解約金	1,320,762	44,271
未払受託者報酬	320,612	355,746
未払委託者報酬	4,167,871	4,624,635
未払利息	36	16
その他未払費用	15,999	17,736
流動負債合計	6,492,395	6,167,203
負債合計	6,492,395	6,167,203
純資産の部		
元本等		
元本	395,950,903	409,441,082
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金()	221,302,646	274,873,963
元本等合計	617,253,549	684,315,045
純資産合計	617,253,549	684,315,045
負債純資産合計	623,745,944	690,482,248

(2)【中間損益及び剰余金計算書】

		(単位:円 <u>)</u>
	第20期中間計算期間 自 2019年12月17日 至 2020年 6月16日	第21期中間計算期間 自 2020年12月16日 至 2021年 6月15日
営業収益		
有価証券売買等損益	18,504,373	56,001,692
為替差損益	757,759	5,558,044
営業収益合計	17,746,614	50,443,648
支払利息	1,811	4,082
受託者報酬	301,433	355,746
委託者報酬	3,918,549	4,624,635
その他費用	18,181	18,223
営業費用合計	4,239,974	5,002,686
営業利益又は営業損失()	21,986,588	45,440,962
経常利益又は経常損失()	21,986,588	45,440,962
中間純利益又は中間純損失()	21,986,588	45,440,962
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解 約に伴う中間純損失金額の分配額()	3,010,348	625,715
期首剰余金又は期首欠損金()	192,480,335	221,302,646
剰余金増加額又は欠損金減少額	14,380,290	16,099,076
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	-	
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	14,380,290	16,099,076
剰余金減少額又は欠損金増加額	17,509,542	7,343,006
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	17,509,542	7,343,006
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	-	-
分配金	<u>-</u>	
中間剰余金又は中間欠損金()	170,374,843	274,873,963

(3)【中間注記表】

(重要な会計方針の注記)

	第21期中間計算期間				
項目	自 2020年12月16日				
	至 2021年 6月15日				
1.有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価し				
	ております。				
	 (1)金融商品取引所等に上場されている有価証券				

	 最終相場に基づいて評価しております。				
	(2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券				
	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				
	 者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)、価格情報会社の				
	 提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 				
	 (3)時価が入手できなかった有価証券				
	 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した				
	場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価				
	額により評価しております。				
2.デリバティブの評価基準及び評価方					
法	*** ********				
	原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。				
	がないことに、170 色にのけるが展告が120日初の1年间によりてのりより。				

(中間貸借対照表に関する注記)

	項目	第21期中間計算期間 (2021年 6月15日現在)	
1.	当中間計算期間の末日における受益権の総数		409,441,082□
2 .	1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額	1.6713円
		(10,000口当たりの純資産額	16,713円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

三井住友DSアセットマネジメント株式会社(E08957)

項目	第21期中間計算期間 (2021年 6月15日現在)
1 . 中間貸借対照表計上額、時価及び差 額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計 上額と時価との差額はありません。
2.時価の算定方法	(1) 有価証券(親投資信託受益証券) 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定(デリバティブ取引) デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(デリバティブ取引に関する注記)

第21期中間計算期間(2021年6月15日現在)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位:円)

区分	種類	契約額等	うち 1 年超	時 価	評価損益
市場取引以外の	為替予約取引				
取引	売建	112,034,519	-	112,395,344	360,825
	米ドル	87,465,827	-	87,833,865	368,038
	ユーロ	24,568,692	-	24,561,479	7,213
	合計	112,034,519	-	112,395,344	360,825

(注)1.時価の算定方法

- (1)為替予約取引の時価の算定方法について
 - 1)中間計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しています。

中間計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替 予約は当該仲値で評価しています。

中間計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっています。

- ・中間計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いています。
- ・中間計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最 も近い受渡日として、発表されている対顧客先物相場の仲値を用いています。
- 2)中間計算期間末日において対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、中間計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

2.ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(その他の注記)

項目	第21期中間計算期間 (2021年 6月15日現在)
期首元本額	395,950,903円
期中追加設定元本額	26,611,288円
期中一部解約元本額	13,121,109円

【三井住友・DCバランスファンド(成長型)】

(1)【中間貸借対照表】

		(単位:円 <u>)</u>
	第20期 (2020年12月15日現在)	第21期中間計算期間 (2021年 6月15日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	-	3,544,256
コール・ローン	5,897,860	3,856,297
親投資信託受益証券	349,201,771	377,770,645
派生商品評価勘定	-	3,489
未収入金	687,499	70,194
流動資産合計	355,787,130	385,244,881
資産合計	355,787,130	385,244,881
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	201,632	235,673
未払金	148,732	488,041
未払受託者報酬	176,224	198,365
未払委託者報酬	2,290,791	2,578,736
未払利息	14	9
その他未払費用	8,765	9,864
流動負債合計	2,826,158	3,510,688
負債合計	2,826,158	3,510,688
純資産の部		
元本等		
元本	201,888,884	198,034,987
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金()	151,072,088	183,699,206
元本等合計	352,960,972	381,734,193
純資産合計	352,960,972	381,734,193
負債純資産合計	355,787,130	385,244,881

(2)【中間損益及び剰余金計算書】

		(単位:円)
	第20期中間計算期間 自 2019年12月17日 至 2020年 6月16日	第21期中間計算期間 自 2020年12月16日 至 2021年 6月15日
営業収益		
有価証券売買等損益	13,322,048	41,978,874
為替差損益	636,329	3,811,674
営業収益合計	12,685,719	38,167,200
支払利息	1,449	2,722
受託者報酬	162,758	198,365
委託者報酬	2,115,756	2,578,736
その他費用	10,321	10,153
営業費用合計	2,290,284	2,789,976
営業利益又は営業損失()	14,976,003	35,377,224
経常利益又は経常損失()	14,976,003	35,377,224
中間純利益又は中間純損失()	14,976,003	35,377,224
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解 約に伴う中間純損失金額の分配額()	2,162,974	1,227,484
期首剰余金又は期首欠損金()	123,627,845	151,072,088
剰余金増加額又は欠損金減少額	6,556,630	12,650,339
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	6,556,630	12,650,339
剰余金減少額又は欠損金増加額	10,268,632	14,172,961
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	10,268,632	14,172,961
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	-	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金()	107,102,814	183,699,206

(3)【中間注記表】

(重要な会計方針の注記)

	第21期中間計算期間				
項目	自 2020年12月16日				
	至 2021年 6月15日				
1.有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価し				
	ております。				
	 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券				
	 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の				
	最終相場に基づいて評価しております。				
	(2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券				
	金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業				
	者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)、価格情報会社の				
	提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。				
	(3)時価が入手できなかった有価証券				
	場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価				
	額により評価しております。				
2 . デリバティブの評価基準及び評価方	」 う 為替予約取引				
法	 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、				
	- 原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。				

(中間貸借対照表に関する注記)

	項目	第21期中間計算期間 (2021年 6月15日現在)	
1.	当中間計算期間の末日における受益権の総数		198,034,987□
2 .	1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額	1.9276円
		(10,000口当たりの純資産額	19,276円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

三井住友DSアセットマネジメント株式会社(E08957)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券))
---------------------	---

項目	第21期中間計算期間 (2021年 6月15日現在)
1 . 中間貸借対照表計上額、時価及び差 額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計 上額と時価との差額はありません。
2.時価の算定方法	(1) 有価証券(親投資信託受益証券) 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定(デリバティブ取引) デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(デリバティブ取引に関する注記)

第21期中間計算期間(2021年6月15日現在)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位:円)

区分	種類	契約額等	うち 1 年超	時 価	評価損益
市場取引以外の	為替予約取引				
取引	売建	67,892,588	-	68,124,772	232,184
	米ドル	56,008,819	-	56,244,492	235,673
	ユーロ	11,883,769	-	11,880,280	3,489
	合計	67,892,588	-	68,124,772	232,184

(注)1.時価の算定方法

- (1)為替予約取引の時価の算定方法について
 - 1)中間計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価していま す。

中間計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替 予約は当該仲値で評価しています。

中間計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の 方法によっています。

- ・中間計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されてい る対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用 いています。
- ・中間計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最 も近い受渡日として、発表されている対顧客先物相場の仲値を用いています。
- 2)中間計算期間末日において対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、中間計算期間末日 の対顧客相場の仲値で評価しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(その他の注記)

項目	第21期中間計算期間 (2021年 6月15日現在)
期首元本額	201,888,884円
期中追加設定元本額	15,052,203円
期中一部解約元本額	18,906,100円

(参考)

「三井住友・DCバランスファンド(安定型)」「三井住友・DCバランスファンド(安定成長型)」および「三井住友・DCバランスファンド(成長型)」は、「国内株式マザーファンド(A号)」、「国内債券マザーファンド(B号)」、「外国株式マザーファンド(A号)」および「外国債券マザーファンド(A号)」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券です。

なお、以下に記載した状況は、監査の対象外です。

国内株式マザーファンド(A号)

貸借対照表

	(単位:円)
	(2021年 6月15日現在)
資産の部	
流動資産	
金銭信託	8,150,841
コール・ローン	8,868,452
株式	1,009,150,070
未収配当金	7,250,478
流動資産合計	1,033,419,841
資産合計	1,033,419,841
負債の部	
流動負債	
未払解約金	56,004
未払利息	21
その他未払費用	11
流動負債合計	56,036
負債合計	56,036
純資産の部	
元本等	
元本	663,048,271
剰余金	
剰余金又は欠損金()	370,315,534
元本等合計	1,033,363,805
純資産合計	1,033,363,805
負債純資産合計	1,033,419,841

注記表

(重要な会計方針の注記)

項目	自 2020年12月16日 至 2021年 6月15日
1.有価証券の評価基準及び評価方法	株式は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。
	(1)金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の 最終相場に基づいて評価しております。
	(2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業 者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)、価格情報会社の 提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。
	(3)時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した 場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価 額により評価しております。
2.収益及び費用の計上基準	受取配当金の計上基準 受取配当金は原則として、配当落ち日において、確定配当金額または予想配当金額を計上しております。なお、配当金額が未確定の場合は、入金日基準で計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

	項目	(2021年 6月15日現在)	
1 .	当計算期間の末日における受益権の総数	663	3,048,271□
2 .	1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額	1.5585円
		(10,000口当たりの純資産額	15,585円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	(2021年 6月15日現在)
1.貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額
と時価との差額はありません。	

2.時価の算定方法	(1) 有価証券(株式)
	「重要な会計方針の注記」に記載しております。
	(2) 派生商品評価勘定(デリバティブ取引)
	デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載してお
	ります。
	(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等
	これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該
	帳簿価額を時価としております。

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

(2021年 6月15日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	739,340,664円
同期中における追加設定元本額	69,244,710円
同期中における一部解約元本額	145,537,103円
2021年 6月15日現在における元本の内訳	
三井住友・DCバランスファンド(安定型)	29,178,045円
三井住友・DCバランスファンド(安定成長型)	130,974,976円
三井住友・DCバランスファンド(成長型)	101,007,448円
三井住友・DC国内株式アクティブS	384,968,104円
SMAM・バランスファンドVA安定型(適格機関投資家専用)	15,036,128円
SMAM・バランスファンドVA株40型(適格機関投資家専用)	743,692円
SMAM・バランスファンドVA株60型(適格機関投資家専用)	397,257円
SMAM・バランスファンドVA株80型(適格機関投資家専用)	742,621円
合計	663,048,271円

国内債券マザーファンド(B号)

貸借対照表

(単位:円)

(2021年 6月15日現在)

資産の部

流動資産

金銭信託 コール・ローン 579,451,589

630,467,337

三井住友 D S アセットマネジメント株式会社(E08957)
有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

国債証券 127,557,579,417 地方債証券 8,367,896,000 特殊債券 16,186,885,117 社債券 44,207,891,000 未収入金 6,058,184,200 素収利息 306,643,036 前払費用 32,986,429 流動資産合計 203,927,984,125 資産合計 203,927,984,125 負債の部 流動負債 未払金 6,113,220,000 未払解約金 5,313,889 未払利息 1,559 その他未払費用 867 流動負債合計 6,118,536,315 負債合計 6,118,536,315 純資産の部 元本等 元本 138,968,860,602 剰余金 剩余金 197,809,447,810 色傳練資産合計 197,809,447,810 自傳練資産合計 197,809,447,810 自傳練資産合計 197,809,447,810		
特殊債券 16,186,885,117 社債券 44,207,891,000 未収入息 6,058,184,200 未収利息 306,643,036 前払費用 32,986,429 流動資産合計 203,927,984,125 負債の部 203,927,984,125 素払金 6,113,220,000 未払解約金 5,313,889 未払利息 1,559 その他未払費用 867 流動負債合計 6,118,536,315 負債合計 6,118,536,315 純資産の部 138,968,860,602 剰余金 利余金又は欠損金() 元本等合計 197,809,447,810 純資産合計 197,809,447,810 純資産合計 197,809,447,810	国債証券	127,557,579,417
社債券 未収入金 未収入金 未収利息 前払費用 流動資産合計 (203,927,984,125) 資産合計44,207,891,000 6,058,184,200 306,643,036 (308,429) (203,927,984,125) (203,927,984,125)負債の部 流動負債 未払金 未払解約金 未払利息 その他未払費用 流動負債合計 (5,118,536,315) (6,118,536,315) (6,118,536,315) (6,118,536,315)6,118,536,315 (6,118,536,315)純資産の部 元本等 元本 元本 利余金 利金 100<	地方債証券	8,367,896,000
未収入金 未収利息 前払費用 流動資産合計 資産合計6,058,184,200 306,643,036 前払費用 203,927,984,125 資産合計203,927,984,125 203,927,984,125負債の部 流動負債 未払金 未払解約金 未払利息 その他未払費用 流動負債合計 負債合計 完本 元本等 元本等 元本等 元本等 元本等 元本等合計 元本等合計 元本等合計 元本等合計 元本等合計 元本等合計 知名の9,447,810 純資産合計6,018,536,315 6,118,536,315 58,840,587,208 197,809,447,810 197,809,447,810	特殊債券	16,186,885,117
未収利息 前払費用 流動資産合計 資産合計32,986,429流動資産合計203,927,984,125資債の部次流動負債 未払金 未払解約金 未払利息 その他未払費用 流動負債合計 負債合計6,113,220,000 5,313,889 4,559 その他未払費用 施資産の部元本等 元本等 元本 利余金 利余金又は欠損金() 元本等合計 元本等合計 元本等合計 利余の9,447,810 純資産合計138,968,860,602 58,840,587,208 197,809,447,810 197,809,447,810	社債券	44,207,891,000
前払費用32,986,429流動資産合計203,927,984,125資産合計203,927,984,125負債の部表払金6,113,220,000未払解約金5,313,889未払利息1,559その他未払費用867流動負債合計6,118,536,315負債合計6,118,536,315純資産の部元本等元本138,968,860,602剰余金138,968,860,602利余金197,809,447,810純資産合計197,809,447,810純資産合計197,809,447,810	未収入金	6,058,184,200
流動資産合計203,927,984,125資産合計203,927,984,125負債の部流動負債6,113,220,000未払解約金5,313,889未払利息1,559その他未払費用867流動負債合計6,118,536,315負債合計6,118,536,315純資産の部6,118,536,315元本等138,968,860,602剰余金剩余金元本等合計197,809,447,810純資産合計197,809,447,810	未収利息	306,643,036
流動資産合計203,927,984,125資産合計203,927,984,125負債の部流動負債6,113,220,000未払解約金5,313,889未払利息1,559その他未払費用867流動負債合計6,118,536,315負債合計6,118,536,315純資産の部6,118,536,315元本等138,968,860,602剰余金月次本元本等合計197,809,447,810純資産合計197,809,447,810純資産合計197,809,447,810	前払費用	32,986,429
負債の部流動負債未払金6,113,220,000未払解約金5,313,889未払利息1,559その他未払費用867流動負債合計6,118,536,315負債合計6,118,536,315純資産の部6,118,536,315元本等138,968,860,602剰余金138,968,860,602東余金58,840,587,208元本等合計197,809,447,810純資産合計197,809,447,810	流動資産合計	
流動負債未払金6,113,220,000未払解約金5,313,889未払利息1,559その他未払費用867流動負債合計6,118,536,315負債合計6,118,536,315純資産の部6,118,536,315元本等138,968,860,602剰余金138,968,860,602東余金又は欠損金()58,840,587,208元本等合計197,809,447,810純資産合計197,809,447,810	資産合計	203,927,984,125
未払金6,113,220,000未払解約金5,313,889未払利息1,559その他未払費用867流動負債合計6,118,536,315負債合計6,118,536,315純資産の部138,968,860,602元本等138,968,860,602剰余金58,840,587,208元本等合計197,809,447,810純資産合計197,809,447,810	負債の部	
未払解約金5,313,889未払利息1,559その他未払費用867流動負債合計6,118,536,315負債合計6,118,536,315純資産の部7本等元本138,968,860,602剰余金138,968,860,602東余金又は欠損金()58,840,587,208元本等合計197,809,447,810純資産合計197,809,447,810	流動負債	
未払利息1,559その他未払費用867流動負債合計6,118,536,315負債合計6,118,536,315純資産の部7本等元本等138,968,860,602剰余金138,968,860,602東余金58,840,587,208元本等合計197,809,447,810純資産合計197,809,447,810	未払金	6,113,220,000
その他未払費用867流動負債合計6,118,536,315負債合計6,118,536,315純資産の部7本等元本138,968,860,602剰余金138,968,860,602利余合又は欠損金()58,840,587,208元本等合計197,809,447,810純資産合計197,809,447,810	未払解約金	5,313,889
流動負債合計6,118,536,315負債合計6,118,536,315純資産の部元本等 元本 利余金138,968,860,602剰余金58,840,587,208元本等合計197,809,447,810純資産合計197,809,447,810	未払利息	1,559
負債合計6,118,536,315純資産の部138,968,860,602元本138,968,860,602剰余金58,840,587,208元本等合計197,809,447,810純資産合計197,809,447,810	その他未払費用	867
純資産の部138,968,860,602元本138,968,860,602剰余金58,840,587,208元本等合計197,809,447,810純資産合計197,809,447,810	流動負債合計	6,118,536,315
元本等	負債合計	6,118,536,315
元本138,968,860,602剰余金138,968,860,602剰余金又は欠損金()58,840,587,208元本等合計197,809,447,810純資産合計197,809,447,810	純資産の部	
剰余金58,840,587,208東余金又は欠損金()58,840,587,208元本等合計197,809,447,810純資産合計197,809,447,810	元本等	
剰余金又は欠損金()58,840,587,208元本等合計197,809,447,810純資産合計197,809,447,810	元本	138,968,860,602
元本等合計197,809,447,810純資產合計197,809,447,810	剰余金	
純資産合計 197,809,447,810	剰余金又は欠損金()	58,840,587,208
	元本等合計	197,809,447,810
	純資産合計	197,809,447.810
只使心身住口口 200.321.304.125	負債純資産合計	203,927,984,125

注記表

(重要な会計方針の注記)

項目	自 2020年12月16日 至 2021年 6月15日
有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券は個別法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。
	(1)金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の 最終相場に基づいて評価しております。
	(2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業 者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)、価格情報会社の 提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。
	(3)時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した 場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価 額により評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

	項目	(2021年 6月15日現在)	
1.	当計算期間の末日における受益権の総数		138,968,860,602□
2 .	1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額	1.4234円
		(10,000口当たりの純資産額	14,234円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	(2021年 6月15日現在)	
1.貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額	
	と時価との差額はありません。	
2.時価の算定方法	(1) 有価証券(国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券)	
	「重要な会計方針の注記」に記載しております。	
	(2) 派生商品評価勘定(デリバティブ取引)	
	デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載してお	
	ります。	
	(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等	
	これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該	
	帳簿価額を時価としております。	

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

(2021年 6月15日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	133,824,682,458円
同期中における追加設定元本額	13,803,428,216円
同期中における一部解約元本額	8,659,250,072円
2021年 6月15日現在における元本の内訳	
三井住友・年金プラン30	930,792,547円
三井住友・年金プラン50	874,457,721円
三井住友・年金プラン70	287,184,704円
三井住友・DCバランスファンド (安定型)	103,101,191円
三井住友・DCバランスファンド(安定成長型)	182,809,824円
三井住友・DCバランスファンド(成長型)	61,441,328円

	有侧趾分曲山青(内国投真后式
三井住友・DC国内債券アクティブ	318,076,292円
三井住友・日本債券年金ファンド	4,493,424,361円
SMAM・年金国内債券アクティブファンド(適格機関投資家専用)	3,021,105,332円
SMAM・バランスファンドVA安定型(適格機関投資家専用)	137,440,236円
SMAM・バランスファンドVA株40型(適格機関投資家専用)	1,396,795円
SMAM・バランスファンドVA株60型(適格機関投資家専用)	294,669円
SMAM・バランスファンドVA株80型(適格機関投資家専用)	152,998円
バランスファンドVA(安定運用型) < 適格機関投資家限定 >	97,116,346円
三井住友 / FOFs用日本債F(適格機関投資家限定)	128,460,066,258円
合計	138,968,860,602円

外国株式マザーファンド (A号)

貸借対照表

(単位:円) (2021年 6月15日現在) 資産の部 流動資産 預金 5,714,550 金銭信託 18,198,712 コール・ローン 19,800,952 株式 2,091,720,779 派生商品評価勘定 16,093 未収入金 57,810,222 未収配当金 1,087,718 流動資産合計 2,194,349,026 資産合計 2,194,349,026 負債の部 流動負債 派生商品評価勘定 21,107 未払金 58,167,930 未払解約金 848,714 未払利息 48 その他未払費用 29 流動負債合計 59,037,828 負債合計 59,037,828 純資産の部 元本等 616,646,609 元本 剰余金 剰余金又は欠損金() 1,518,664,589 元本等合計 2,135,311,198 純資産合計 2,135,311,198 負債純資産合計 2,194,349,026

注記表

(重要な会計方針の注記)

有価証券届出書	(内国投資信託受益証券)	

	,
項目	自 2020年12月16日
块 日	至 2021年 6月15日
1 . 有価証券の評価基準及び評価方法	株式は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。
	(1)金融商品取引所等に上場されている有価証券
	金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の
	最終相場に基づいて評価しております。
	 (2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券
	金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業
	一
	提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。
	(3)時価が入手できなかった有価証券
	直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した
	場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価
	額により評価しております。
2.デリバティブの評価基準及び評価方	為替予約取引
法	個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、
	原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。
3.収益及び費用の計上基準	受取配当金の計上基準
	受取配当金は原則として、配当落ち日において、確定配当金額または予想配当金
	額を計上しております。なお、配当金額が未確定の場合は、入金日基準で計上して
	おります。
4.その他財務諸表作成のための基本と	外貨建資産等の会計処理
なる重要な事項	「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条に基づいて処理してお
	ります。

(貸借対照表に関する注記)

	項目	(2021年 6月15日現在)	
1 .	当計算期間の末日における受益権の総数	616,6	46,609□
2 .	1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額	3.4628円
		(10,000口当たりの純資産額 34	4,628円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	(2021年 6月15日現在)	
1.貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額	
と時価との差額はありません。		

2 .時価の算定方法	(1) 有価証券(株式)
	「重要な会計方針の注記」に記載しております。
	(2) 派生商品評価勘定(デリバティブ取引)
	デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載してお
	ります。
	(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等
	これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該
	帳簿価額を時価としております。

(デリバティブ取引に関する注記)

(2021年 6月15日現在)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位:円)

区分	種類	契約額等		時 価	評価損益
	1生 大只	关约 既 守	うち1年超	h立 IM	11 四共血
市場取引以外の	為替予約取引				
取引	買建	58,151,651	-	58,167,744	16,093
	米ドル	32,141,134	-	32,149,029	7,895
	ユーロ	26,010,517	-	26,018,715	8,198
	売建	57,788,758	-	57,809,865	21,107
	米ドル	31,657,575	-	31,665,351	7,776
	英ポンド	15,457,977	-	15,464,774	6,797
	スイスフラン	10,673,206	-	10,679,740	6,534
	合計	115,940,409	-	115,977,609	5,014

(注)1.時価の算定方法

- (1)為替予約取引の時価の算定方法について
 - 1)計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しています。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約 は当該仲値で評価しています。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法 によっています。

- ・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対 顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いて います。
- ・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近 い受渡日として、発表されている対顧客先物相場の仲値を用いています。
- 2)計算期間末日において対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客 相場の仲値で評価しております。

(その他の注記)

(2021年 6月15日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	611,479,403円
同期中における追加設定元本額	53,572,379円
同期中における一部解約元本額	48,405,173円
2021年 6月15日現在における元本の内訳	
三井住友・DCバランスファンド(安定型)	9,514,751円
三井住友・DCバランスファンド(安定成長型)	38,138,368円
三井住友・DCバランスファンド(成長型)	29,659,364円
三井住友・DC外国株式アクティブ	535,390,697円
SMAM・バランスファンドVA安定型(適格機関投資家専用)	3,418,096円
SMAM・バランスファンドVA株40型(適格機関投資家専用)	199,532円
SMAM・バランスファンドVA株60型(適格機関投資家専用)	126,779円
SMAM・バランスファンドVA株80型(適格機関投資家専用)	199,022円
合計	616,646,609円

外国債券マザーファンド(A号)

貸借対照表

\$ IB X 1 755 4 75	
	(単位:円)
	(2021年 6月15日現在)
 資産の部	
流動資産	
預金	33,245,506
金銭信託	25,950,096
コール・ローン	28,234,779
国債証券	5,404,305,691
地方債証券	55,046,695
社債券	140,847,875
派生商品評価勘定	27,915
未収利息	21,543,483
前払費用	3,383,357
流動資産合計	5,712,585,397
資産合計	5,712,585,397
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	51,755
未払解約金	2,777,831
未払利息	69
その他未払費用	48
流動負債合計	2,829,703
負債合計	2,829,703
純資産の部	
元本等	
元本	1,927,670,248
	, - , - , -

剰余金

剰余金又は欠損金() 元本等合計 純資産合計 負債純資産合計

 3,782,085,446
5,709,755,694
5,709,755,694
5,712,585,397

注記表

(重要な会計方針の注記)

項目	自 2020年12月16日
, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	至 2021年 6月15日
	国債証券、地方債証券、社債券は個別法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。
	(1)金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の 最終相場に基づいて評価しております。
	(2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業 者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)、価格情報会社の 提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。
	(3)時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した 場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価 額により評価しております。
2.デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、 原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。
3.その他財務諸表作成のための基本と なる重要な事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条に基づいて処理してお ります。

(貸借対照表に関する注記)

項 目 (2021年 6月15日現在		(2021年 6月15日現在)	
1 .	当計算期間の末日における受益権の総数	1,927,6	570,248□
2 .	1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額	2.9620円
		(10,000口当たりの純資産額 2	29,620円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	(2021年 6月15日現在)
1.貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額
	と時価との差額はありません。
2.時価の算定方法	(1) 有価証券(国債証券、地方債証券、社債券)
	「重要な会計方針の注記」に記載しております。
	(2) 派生商品評価勘定(デリバティブ取引)
	デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載してお
	ります。
	(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等
	これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該
	帳簿価額を時価としております。

(デリバティブ取引に関する注記)

(2021年 6月15日現在)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位:円)

区分	種類	契約額等		時 価	評価損益	
	1生 大只	大 说 競 守	うち1年超	h-Q IM	日	
市場取引以外の	, 為替予約取引					
取引	買建	28,528,485	-	28,556,400	27,915	
	デンマーククロー ネ	28,528,485	-	28,556,400	27,915	
	- - 売建	28,393,179	-	28,444,934	51,755	
	米ドル	4,374,316	-	4,400,840	26,524	
	ユーロ	24,018,863	-	24,044,094	25,231	
	合計	56,921,664	-	57,001,334	23,840	

(注)1.時価の算定方法

- (1)為替予約取引の時価の算定方法について
 - 1)計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しています。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しています。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっています。

- ・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対 顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いて います。
- ・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近 い受渡日として、発表されている対顧客先物相場の仲値を用いています。

- 2)計算期間末日において対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。
- 2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(その他の注記)

(2021年 6月15日現在)		
開示対象ファンドの		
期首における当該親投資信託の元本額	1,880,835,575円	
同期中における追加設定元本額	110,047,937円	
同期中における一部解約元本額	63,213,264円	
2021年 6月15日現在における元本の内訳		
三井住友・ライフビュー・バランスファンド30(安定型)	166,443,720円	
三井住友・ライフビュー・バランスファンド 5 0 (標準型)	248,356,794円	
三井住友・ライフビュー・バランスファンド70(積極型)	126,484,581円	
三井住友・DCバランスファンド(安定型)	16,740,407円	
三井住友・DCバランスファンド(安定成長型)	27,484,250円	
三井住友・DCバランスファンド(成長型)	10,192,609円	
三井住友・DC外国債券アクティブ	1,331,579,208円	
SMAM・バランスファンドVA株40型(適格機関投資家専用)	227,724円	
SMAM・バランスファンドVA株60型(適格機関投資家専用)	86,001円	
SMAM・バランスファンドVA株80型(適格機関投資家専用)	74,954円	
合計	1,927,670,248円	

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

三井住友・DCバランスファンド (安定型)

2021年 6月30日現在

資産総額	282,911,136円
負債総額	4,048,782円
純資産総額(-)	278,862,354円
発行済口数	203,557,863□
1口当たり純資産額(/)	1.3699円
(1万口当たり純資産額)	(13,699円)

三井住友・DCバランスファンド(安定成長型)

2021年 6月30日現在

資産総額	703,104,109円
負債総額	14,393,700円
純資産総額(-)	688,710,409円
発行済口数	411,467,052□
1口当たり純資産額(/)	1.6738円
(1万口当たり純資産額)	(16,738円)

三井住友・D C バランスファンド (成長型)

2021年 6月30日現在

資産総額	377,149,186円
負債総額	6,877,812円
純資産総額(-)	370,271,374円
発行済口数	191,493,697□
1口当たり純資産額(/)	1.9336円
(1万口当たり純資産額)	(19,336円)

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、ファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の 規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振 替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振 替受益権を表示する受益証券は発行されません。

イ 名義書換

該当事項はありません。

- ロ 受益者名簿 作成しません。
- ハ 受益者に対する特典 ありません。
- 二 受益権の譲渡および譲渡制限等

(イ)受益権の譲渡

- a. 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が 記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
- b.上記aの申請のある場合には、上記aの振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記aの振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- c.上記aの振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。
- (ロ)受益権の譲渡制限および譲渡の対抗要件

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

ホ 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議の上、社振法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再 分割できるものとします。

へ 償還金

償還金は、原則として、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に支払います。

ト 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払 い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定 によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

イ 資本金の額および株式数

2021年6月30日現在

資本金の額 20億円

会社が発行する株式の総数 60,000,000株 発行済株式総数 33,870,060株

ロ 最近5年間における資本金の額の増減 該当ありません。

八 会社の機構

委託会社の取締役は8名以内とし、株主総会で選任されます。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。

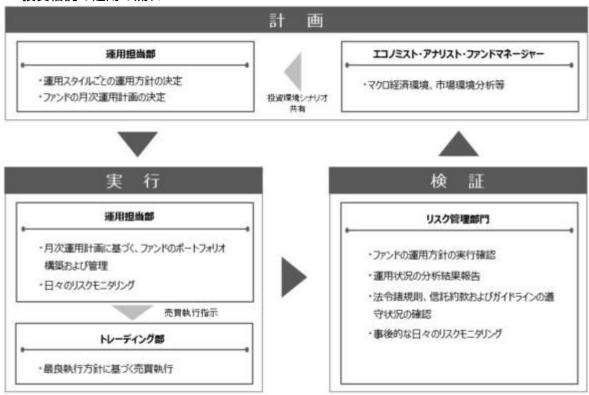
取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、補欠または増員によって選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとします。

委託会社の業務上重要な事項は、取締役会の決議により決定します。

取締役会は、取締役会の決議によって、代表取締役若干名を選定します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を1名選定し、必要に応じて取締役会長1名を選定することができます。

ニ 投資信託の運用の流れ



2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託 の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として投資運用業および投資助 言業務を行っています。また、「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業にかかる業務を 行っています。

2021年6月30日現在、委託会社が運用を行っている投資信託(親投資信託は除きます)は、以下の通りです。

	本 数(本)	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	716	9,289,259
単位型株式投資信託	109	630,004
追加型公社債投資信託	1	30,127
単位型公社債投資信託	193	461,935
合 計	1,019	10,411,326

3【委託会社等の経理状況】

- 1 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。
- 2 当社は、当事業年度(2020年4月1日から2021年3月31日まで)の財務諸表については、金融商品 取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

		(単位:千円)
	前事業年度	当事業年度
	(2020年3月31日)	(2021年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	33,264,545	33,048,142
顧客分別金信託	300,021	300,036
前払費用	515,226	449,748
未収入金	602,605	132,419
未収委託者報酬	8,404,880	9,936,096
未収運用受託報酬	2,199,785	2,247,156
未収投資助言報酬	299,826	398,108
未収収益	37,702	39,975
その他の流動資産	40,119	6,981
流動資産合計	45,664,712	46,558,665
固定資産		
有形固定資産 1		
建物	101,609	1,509,450
器具備品	783,224	870,855
土地	710	710
リース資産	968	13,483

		有侧征分用山首(内国权具后的
建設仮勘定	66,498	-
有形固定資産合計	953,010	2,394,500
無形固定資産		
ソフトウェア	909,133	1,347,889
ソフトウェア仮勘定	508,733	1,029,033
のれん	34,397,824	3,654,491
顧客関連資産	17,785,166	15,671,890
電話加入権	12,739	12,727
商標権	54	48
無形固定資産合計	53,613,651	21,716,080
投資その他の資産		
投資有価証券	19,436,480	22,866,282
関係会社株式	11,246,398	11,246,398
長期差入保証金	2,523,637	1,409,091
長期前払費用	113,852	116,117
会員権	90,479	90,479
貸倒引当金	20,750	20,750
投資その他の資産合計	33,390,098	35,707,619
固定資産合計	87,956,760	59,818,200
資産合計	133,621,473	106,376,866

		(単位:千円)
	前事業年度	当事業年度
	(2020年3月31日)	(2021年3月31日)
負債の部		
流動負債		
リース債務	1,064	5,153
顧客からの預り金	14,285	20,077
その他の預り金	146,200	169,380
未払金		
未払収益分配金	1,629	1,646
未払償還金	131,338	43,523
未払手数料	3,776,873	4,480,697
その他未払金	502,211	270,290
未払費用	3,935,582	5,940,12
未払消費税等	305,513	235,647
未払法人税等	489,151	762,648
賞与引当金	1,716,321	1,516,622
その他の流動負債	30,951	9,710
流動負債合計	11,051,125	13,455,519
固定負債		
リース債務	-	9,678
繰延税金負債	2,963,538	2,566,958
退職給付引当金	5,299,814	5,258,448
賞与引当金	14,767	
その他の固定負債	172,918	40,950
固定負債合計	8,451,038	7,876,035
負債合計	19,502,164	21,331,554
純資産の部		
株主資本	0.000.000	0.000.000
資本金 資本剰余金	2,000,000	2,000,000
資本準備金	8,628,984	8,628,984
その他資本剰余金	81,927,000	81,927,000

三井住友 D S アセットマネジメント株式会社(E08957) 有価証券届出書 (内国投資信託受益証券)

		有価証券届出書(内国投資信託等
資本剰余金合計	90,555,984	90,555,984
利益剰余金		
利益準備金	284,245	284,245
その他利益剰余金		
配当準備積立金	60,000	60,000
別途積立金	1,476,959	1,476,959
繰越利益剰余金	19,364,265	10,281,242
利益剰余金合計	21,185,470	8,460,037
株主資本計	113,741,454	84,095,946
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	377,855	949,365
評価・換算差額等合計	377,855	949,365
純資産合計	114,119,309	85,045,311
 負債・純資産合計	133,621,473	106,376,866

(2)【損益計算書】

		(単位:千円)
	前事業年度	当事業年度
	(自 2019年4月1日	(自 2020年4月1日
	至 2020年3月31日)	至 2021年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	54,615,133	50,610,457
運用受託報酬	9,389,058	9,450,169
投資助言報酬	1,303,595	1,270,584
その他営業収益		
サービス支援手数料	181,061	200,807
その他	32,421	32,820
営業収益計	65,521,269	61,564,839
営業費用		
支払手数料	24,888,040	22,784,919
広告宣伝費	447,024	365,317
調査費		
調査費	3,214,679	3,061,987
委託調査費	7,702,309	7,810,157
営業雑経費		
通信費	70,007	95,163
印刷費	612,249	554,920
協会費	45,117	40,044
諸会費	32,199	29,473
情報機器関連費	4,349,174	4,562,612
販売促進費	68,688	23,614
その他	154,201	163,332
営業費用合計	41,583,691	39,491,542
一般管理費		
給料		
役員報酬	264,325	277,027
給料・手当	9,789,691	9,280,730
賞与	914,702	950,630
賞与引当金繰入額	1,726,013	1,501,855
交際費	30,898	11,815
寄付金	2,022	949
事務委託費	956,931	844,255
旅費交通費	249,359	21,023

租税公課	389,032	389,819
不動産賃借料	1,121,553	1,639,529
退職給付費用	797,158	790,144
固定資産減価償却費	3,044,658	3,040,894
のれん償却費	2,645,986	2,645,986
諸経費	482,324	608,206
一般管理費合計	22,414,658	22,002,869
営業利益	1,522,919	70,426

					(単位:千円)
			前事業年度		当事業年度
		(自	2019年4月1日	(自	2020年4月1日
		至至	2020年3月31日)	至	2021年3月31日)
営業外収益					
受取配当金			778,113		13,164
受取利息			947		2,736
時効成立分配金・償還金			1,041		88,335
原稿・講演料			2,061		2,603
投資有価証券償還益			6,398		57,388
投資有価証券売却益			24,206		162,941
雑収入			53,484		72,933
営業外収益合計			866,254		400,104
営業外費用					
為替差損			72,457		766
投資有価証券償還損			129,006		11,762
投資有価証券売却損			12,906		34,473
雑損失			8,334		1,240
営業外費用合計			222,704		48,243
経常利益			2,166,469		422,288
特別損失					
固定資産除却損	1		110,668		54,493
減損損失	2		46,417		28,097,346
合併関連費用			42,800		-
早期退職費用	3		-		216,200
本社移転費用	4		133,168		127,044
その他特別損失			-		5,460
特別損失合計			333,054		28,500,544
税引前当期純利益又は					
税引前当期純損失()			1,833,414		28,078,256
法人税、住民税及び事業税			1,874,278		1,549,173
法人税等調整額			619,676		693,192
法人税等合計			1,254,602		855,980
当期純利益又は 当期純損失()			578,811		28,934,237

(3)【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位:千円)

					株主資本			
			資本剰余金		利益剰余金			
	資本金		スの仏姿士	次士利人人			その他利益剰余金	È
	貝쑤並	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金	利益準備金	配当準備	叩冷徒士会	繰越利益
			粉木並	合計		積立金	別途積立金	剰余金
当期首残高	2,000,000	8,628,984	-	8,628,984	284,245	60,000	1,476,959	21,255,054
当期変動額								
剰余金の配当								2,469,600
当期純利益								578,811
合併による増加			81,927,000	81,927,000				
株主資本以外の								
項目の当期変動								
額(純額)								
当期変動額合計	-	-	81,927,000	81,927,000	-	1	-	1,890,788
当期末残高	2,000,000	8,628,984	81,927,000	90,555,984	284,245	60,000	1,476,959	19,364,265

	株主資本		評価・換	算差額等	
	利益剰余金		この出方価証券	拉伍、按答	純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	純貝连口 司
	合計		計画左領並	左領守口司	
当期首残高	23,076,258	33,705,242	594,061	594,061	34,299,304
当期変動額					
剰余金の配当	2,469,600	2,469,600			2,469,600
当期純利益	578,811	578,811			578,811
合併による増加		81,927,000			81,927,000
株主資本以外の					
項目の当期変動			216,206	216,206	216,206
額(純額)					
当期変動額合計	1,890,788	80,036,211	216,206	216,206	79,820,005
当期末残高	21,185,470	113,741,454	377,855	377,855	114,119,309

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

		株主資本						
		資本剰余金		利益剰余金				
	資本金		その他資本	資本剰余金			その他利益剰余額	金
	貝쑤並	資本準備金	利余金	合計	利益準備金	配当準備 積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金
当期首残高	2,000,000	8,628,984	81,927,000	90,555,984	284,245	60,000	1,476,959	19,364,265
当期変動額								
剰余金の配当				-				711,271
当期純損失()				-				28,934,237
株主資本以外の								
項目の当期変動				-				
額(純額)								
当期変動額合計	-	-	-	1	-	-	1	29,645,508
当期末残高	2,000,000	8,628,984	81,927,000	90,555,984	284,245	60,000	1,476,959	10,281,242

	並佈,協質美苑竿	
	型件•拼管手始坐	
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		

	利益剰余金		その他有価証券	評価・換算	純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	評価差額金		
	合計			- 21110日11	
当期首残高	21,185,470	113,741,454	377,855	377,855	114,119,309
当期変動額					
剰余金の配当	711,271	711,271		-	711,271
当期純損失()	28,934,237	28,934,237		-	28,934,237
株主資本以外の					
項目の当期変動	-	-	571,510	571,510	571,510
額(純額)					
当期変動額合計	29,645,508	29,645,508	571,510	571,510	29,073,997
当期末残高	8,460,037	84,095,946	949,365	949,365	85,045,311

[注記事項]

(重要な会計方針)

- 1.有価証券の評価基準及び評価方法
 - (1)子会社株式

移動平均法による原価法

(2)その他有価証券

市場価格のない株式等以外

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

- 2. 固定資産の減価償却の方法
 - (1)有形固定資産(リース資産を除く)

定率法によっております。但し、建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物3~50年器具備品4~15年

(2)無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

のれん14年顧客関連資産6~19年

ソフトウェア(自社利用分) 5年(社内における利用可能期間)

(3)リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

- 3.引当金の計上基準
 - (1)貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2)賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち、当事業年度の負担額を計上しております。

(3)退職給付引当金

従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定

式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時において一時に費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時において一時に費用処理しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

当社は「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準第31号 2019年7月4日)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしました。

(貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度	当事業年度
	(2020年3月31日)	(2021年3月31日)
建物	466,875千円	102,329千円
器具備品	1,225,261千円	1,153,649千円
リース資産	1,452千円	2,830千円

2 当座借越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座借越契約を締結しております。当座借越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度	当事業年度
	(2020年3月31日)	(2021年3月31日)
当座借越極度額の総額	10,000,000千円	10,000,000千円
借入実行残高	千円	千円
差引額	10,000,000千円	10,000,000千円

3 保証債務

当社は、子会社であるSumitomo Mitsui DS Asset Management(USA)Inc.における賃貸借契約に係る賃借料に対し、2023年6月までの賃借料総額の支払保証を行っております。

=== 1 - 73 0 4 - 25 1 H 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1						
	前事業年度	当事業年度				
	(2020年3月31日)	(2021年3月31日)				
Sumitomo Mitsui DS Asset	132,559千円	93.374千円				
Management (USA)Inc.	132,339 🕇 🗍	35,574 []]				

(損益計算書関係)

1 固定資産除却損

	前事業年度	当事業年度
	(自 2019年4月1日	(自 2020年4月1日
	至 2020年3月31日)	至 2021年3月31日)
建物	879千円	18,278千円
器具備品	119千円	28,604千円
リース資産	5,377千円	- 千円
ソフトウェア	1,596千円	7,610千円
ソフトウェア仮勘定	102,695千円	- 千円

2 減損損失

前事業年度において、次のとおり減損損失を計上しております。

(単位:千円)

場所	用途	種類	減損損失
千代田区	事業用資産	建物	46,417

当社は、資産と対応して継続的に収支の把握ができる単位が全社のみであることから全社資産の単一グループとしております。

上記事業用資産については、霞ヶ関オフィスの移転に係る意思決定をしたことに伴い将来の使用が見込めなくなった資産につき、回収可能額を零と見積もり、当該減少額を減損損失に計上しております。その内訳は、建物に計上した資産除去債務に対応する原状回復費用相当額であります。

当事業年度において、次のとおり減損損失を計上しております。

(単位:千円)

場所	用途	種類	減損損失	
-	その他	のれん	28,097,346	

当社は、資産と対応して継続的に収支の把握ができる単位が全社のみであることから全社資産の単一グループとしております。

当社は、当社を存続会社とし、大和住銀投信投資顧問株式会社を消滅会社とする吸収合併に伴って発生したのれんを計上しております。当該のれんについて下期以降の業績は上向いているものの、通期では業績計画を下回る結果となったことを踏まえて将来キャッシュ・フローを見直した結果、のれんの帳簿価額の回収が見込まれなくなったため、帳簿価額を回収可能価額まで減損し、当該減少額を減損損失として計上しております。

なお、回収可能価額は使用価値としており、将来キャッシュ・フローを9.2%で割り引いて算出しております。

3 早期退職費用

早期希望退職の募集等の実施に関連して発生する費用であります。

4 本社移転費用

前事業年度の本社移転費用は、本社事務所移転に伴い解約日までに賃貸期間の残存分(2020年7月13日から2020年9月30日まで)の賃料及び共益費相当額として133,168千円支払うものであります。

当事業年度の本社移転費用は、本社移転に伴うものであり、主に設備撤去費用、引越費用などであります。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1.発行済株式数に関する事項

合併に伴う普通株式の発行により16,230,060株増加しております。

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	17,640,000株	16,230,060株	-	33,870,060株

2.剰余金の配当に関する事項

(1)配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年 6 月24日 臨時株主総会	普通株式	2,469,600	140.00	2019年 3 月28日	2019年 6 月25日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年 6 月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	711,271	21.00	2020年 3月31日	2020年 6 月30日

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1.発行済株式数に関する事項

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	33,870,060株	-	-	33,870,060株

2.剰余金の配当に関する事項

配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年 6 月29日 定時株主総会	普通株式	711,271	21.00	2020年 3 月31日	2020年 6 月30日

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位:千円)

	前事業年度 (2020年 3 月31日)	当事業年度 (2021年 3 月31日)
1年以内	1,618,641	1,194,699
1 年超	5,844,934	3,497,258
合計	7,463,576	4,691,958

(金融商品関係)

1.金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融サービス事業を行っています。そのため、資金運用については、短期的で安全性の高い金融資産に限定し、財務体質の健全性、安全性、流動性の確保を第一とし、顧客利益に反しない運用を行っています。また、資金調達及びデリバティブ取引は行っていません。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬は、顧客の信用リスクに晒されています。未収委託者報酬は、信託財産中から支弁されるものであり、信託財産については受託者である信託銀行において分別管理されているため、リスクは僅少となっています。

投資有価証券については、主に事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等であり、市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクに晒されています。関係会社株式については、主に全額出資の子会社の株式であり、発行体の信用リスクに晒されています。また、長期差入保証金は、建物等の賃借契約に関連する敷金等であり、差入先の信用リスクに晒されています。

営業債務である未払手数料は、すべて1年以内の支払期日であります。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

信用リスクの管理

当社は、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、営業債権について、取引先毎の期日管理及び残高管理を行うとともに、その状況について取締役会に報告しています。

投資有価証券、子会社株式は発行体の信用リスクについて、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、定期的に 管理を行い、その状況について取締役会に報告しています。

長期差入保証金についても、差入先の信用リスクについて、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、定期的に 管理を行い、その状況について取締役会に報告しています。

市場リスクの管理

投資有価証券については、自己勘定資産の運用・管理に関する規程に従い、各所管部においては所管する有価証券について管理を、経営企画部においては総合的なリスク管理を行い、定期的に時価を把握しています。また、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、その状況について取締役会に報告しています。

なお、事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等については、純資産額に対する保有制限を設けており、また、自社設定投信等の取得・処分に関する規則に従い、定期的に取締役会において報告し、投資家の資金性格、金額、および投資家数等の状況から検討した結果、目的が達成されたと判断した場合には速やかに処分することとしています。

2.金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のないものは、次表には含まれていません((注2)参照)。

前事業年度(2020年3月31日)

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	33,264,545	33,264,545	-
(2)顧客分別金信託	300,021	300,021	-
(3)未収委託者報酬	8,404,880	8,404,880	-
(4)未収運用受託報酬	2,199,785	2,199,785	-
(5)未収投資助言報酬	299,826	299,826	-
(6)投資有価証券			
その他有価証券	19,391,111	19,391,111	-
(7)長期差入保証金	2,523,637	2,523,637	-
資産計	66,383,807	66,383,807	-
(1)顧客からの預り金	14,285	14,285	-
(2)未払手数料	3,776,873	3,776,873	-
負債計	3,791,158	3,791,158	-

当事業年度(2021年3月31日)

(単位:千円)

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	33,048,142	33,048,142	-
(2)顧客分別金信託	300,036	300,036	-
(3)未収委託者報酬	9,936,096	9,936,096	-
(4)未収運用受託報酬	2,247,156	2,247,156	-
(5)未収投資助言報酬	398,108	398,108	-
(6)投資有価証券			
その他有価証券	22,826,472	22,826,472	-
(7)長期差入保証金	1,409,091	1,409,091	-
資産計	70,165,105	70,165,105	-
(1)顧客からの預り金	20,077	20,077	-
(2)未払手数料	4,480,697	4,480,697	-
負債計	4,500,774	4,500,774	-

(注1)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

- (1)現金及び預金、(2)顧客分別金信託、(3)未収委託者報酬、(4)未収運用受託報酬及び(5)未収投資助言報酬 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。
- (6)投資有価証券

これらの時価について、投資信託等については取引所の価格、取引金融機関から提示された価格及び公表されている基準価格によっております。

(7)長期差入保証金

これらの時価については、敷金の性質及び賃貸借契約の期間から帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

負債

(1)顧客からの預り金及び(2)未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(注2)市場価格のない金融商品の貸借対照表計上額

(単位:千円)

区分	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)	
 その他有価証券	(2020+37)01日)	(2021-37)014)	
非上場株式	45,369	39,809	
合計	45,369	39,809	
子会社株式			
非上場株式	11,246,398	11,246,398	
合計	11,246,398	11,246,398	

その他有価証券については、市場価格がないため、「(6) その他有価証券」には含めておりません。 子会社株式については、市場価格がないため、時価開示の対象とはしておりません。

また時価をもって貸借対照表計上額としている「(6) その他有価証券」は、全て投資信託で構成されております。そのため、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」第26項の経過措置を適用し、金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項は記載しておりません。

(注3)金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額 前事業年度(2020年3月31日)

(単位:千円)

区分	1 年以内	1年超5年以内	5 年超10年以内	10年超
現金及び預金	33,264,545	-	-	-
顧客分別金信託	300,021	-	-	-
未収委託者報酬	8,404,880	-	-	-
未収運用受託報酬	2,199,785	-	-	-
未収投資助言報酬	299,826	-	-	-
長期差入保証金	1,125,292	1,398,345	-	-
合計	45,594,350	1,398,345	-	-

当事業年度(2021年3月31日)

				<u> </u>
区分	1 年以内	1年超5年以内	5 年超10年以内	10年超

現金及び預金	33,048,142	-	-	-
顧客分別金信託	300,036	-	-	-
未収委託者報酬	9,936,096	-	-	-
未収運用受託報酬	2,247,156	-	-	-
未収投資助言報酬	398,108	-	-	-
長期差入保証金	42,007	1,367,084	-	-
合計	45,971,548	1,367,084	-	-

(有価証券関係)

1.子会社株式

前事業年度(2020年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額 関係会社株式11,246,398千円)は、市場価格がないことから、記載しておりません。

当事業年度(2021年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額 関係会社株式11,246,398千円)は、市場価格がないことから、記載しておりません。

2.その他有価証券

前事業年度(2020年3月31日)

(単位:千円)

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1)貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
投資信託等	12,411,812	13,327,652	915,839
小計	12,411,812	13,327,652	915,839
(2)貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
投資信託等	6,413,317	6,063,458	349,858
小計	6,413,317	6,063,458	349,858
合計	18,825,130	19,391,111	565,980

(注)非上場株式等(貸借対照表計上額 45,369千円)については、市場価格がないことから、記載しておりません。

当事業年度(2021年3月31日)

(単位:千円)

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1)貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
投資信託等	14,397,606	16,097,433	1,699,827
小計	14,397,606	16,097,433	1,699,827
(2)貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
投資信託等	6,994,762	6,729,039	265,723
小計	6,994,762	6,729,039	265,723
合計	21,392,369	22,826,472	1,434,103

(注)非上場株式等(貸借対照表計上額 39,809千円)については、市場価格がないことから、記載しておりません。

3.事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位:千円)

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
1,814,360	24,206	12,906
		(単位・エロ)

(単位:千円)

償還額	償還益の合計額	償還損の合計額
3,631,425	6,398	129,006

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位:千円)

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
1,978,622	162,941	34,473

償還額	償還益の合計額	償還損の合計額
1,630,219	57,388	11,762

4.減損処理を行った有価証券

前事業年度において、減損処理を行った有価証券はありません。

当事業年度において、投資有価証券について1,560千円(その他有価証券1,560千円)減損処理を行っております。 なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合、及び30%以上50%未満下落し、回復可能性等の合理的反証がない場合に行っております。

(退職給付関係)

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2.確定給付制度

(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位:千円)

		(112,113)
	前事業年度	当事業年度
	(自 2019年4月1日	(自 2020年4月1日
	至 2020年3月31日)	至 2021年3月31日)
退職給付債務の期首残高	3,418,601	5,299,814
勤務費用	523,396	476,308
利息費用	-	-
数理計算上の差異の発生額	195	67,476
退職給付の支払額	349,050	585,151
過去勤務費用の発生額	-	-
合併による発生額	1,707,062	-
退職給付債務の期末残高	5,299,814	5,258,448

(2)退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位:千円)

		(+12:113)
	前事業年度	当事業年度
	(2020年3月31日)	(2021年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	5,299,814	5,258,448
未認識数理計算上の差異	<u>-</u>	-
未認識過去勤務費用	-	-
退職給付引当金	5,299,814	5,258,448

(3)退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位:千円)

		(十匹・川リ)
	前事業年度	当事業年度
	(自 2019年4月1日	(自 2020年4月1日
	至 2020年3月31日)	至 2021年3月31日)
勤務費用	492,511	476,308
利息費用	-	-
数理計算上の差異の費用処理額	195	67,476
その他	304,842	246,359
確定給付制度に係る退職給付費用	797,158	790,144

(注) その他は、その他の関係会社等からの出向者の年金掛金負担分及び退職給付引当額相当額負担分、退職定年制度適用 による割増退職金並びに確定拠出年金への拠出額であります。

(4)数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎(加重平均で表わしております。)

工女は奴廷川昇工の川昇を従し加里丁	13 C1217 O C0 7 & 9 。)	
	前事業年度	当事業年度
	(自 2019年4月1日	(自 2020年4月1日
	至 2020年3月31日)	至 2021年3月31日)
	0.000%	0.020%

3.確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度248,932千円、当事業年度239,162千円であります。

(税効果会計関係)

1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

2,566,958

前事業年度 当事業年度 (2020年3月31日) (2021年3月31日) 繰延税金資産 退職給付引当金 1,622,803 1,610,136 賞与引当金 530,059 464,389 調査費 178,573 247,208 未払金 162,557 206,090 未払事業税 66,891 46,423 ソフトウェア償却 91,937 90,431 子会社株式評価損 114,876 114,876 その他有価証券評価差額金 131,391 150,771 その他 88,250 35,930 繰延税金資産小計 2,986,254 2,967,346 評価性引当額(注) 193,485 218,966 繰延税金資産合計 2,792,768 2,748,380 繰延税金負債 無形固定資産 5,445,817 4,798,732 その他有価証券評価差額金 310,488 516,605 繰延税金負債合計 5,756,306 5,315,338

(注)評価性引当額が25,480千円増加しております。この増加の内容は、主としてその他有価証券評価差額金に係る評価性引当額を追加的に認識したことに伴うものであります。

2,963,538

2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年 3 月31日)
法定実効税率	30.6%	税引前当期純損失のため 記載を省略しておりま
(調整)		す。
評価性引当額の増減	3.5	
受取配当等永久に益金に算入されない項目	13.9	
交際費等永久に損金に算入されない項目	7.3	
住民税均等割等	0.5	
所得税額控除による税額控除	0.5	
のれん償却費	44.1	
その他	3.3	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	68.4	

(セグメント情報等)

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1.セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

2.関連情報

(1)製品及びサービスごとの情報

繰延税金資産(負債)の純額

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への 営業収益	54,615,133	9,389,058	1,303,595	213,482	65,521,269

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形 固定資産の記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

3.報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

4.報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

5.報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

当事業年度(自 2020年4月1日 至2021年3月31日)

1.セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

(1)製品及びサービスごとの情報

(単位:千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への 営業収益	50,610,457	9,450,169	1,270,584	233,628	61,564,839

(2)地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形 固定資産の記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

3.報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

4.報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

5.報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

- 1. 関連当事者との取引
 - (1)兄弟会社等

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金、出資金 又は基金	事業の 内容又 は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社 の 子会社	(株)三井住友 銀行	東京都千代田区	1,770,996,505	銀行業	-	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売 手数料	3,703,669	未払手数料	644,246
親会社 の 子会社	SMBC日興 証券(株)	東京都千代田区	10,000,000	証券業	-	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売 手数料	6,265,593	未払手数料	890,935

- (注)1.上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
 - 2.取引条件及び取引条件の決定方針等 投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

2.親会社に関する注記

株式会社三井住友フィナンシャルグループ(東京証券取引所、名古屋証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場)

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

- 1.関連当事者との取引
 - (1)兄弟会社等

(単位:千円)

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金、出資金 又は基金	事業の 内容又 は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社 の 子会社	(株三井住友 銀行	東京都千代田区	1,770,996,505	銀行業	-	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売 手数料	3,728,851	未払手数料	863,159
親会社 の 子会社	SMBC日興 証券(株)	東京都千代田区	10,000,000	証券業	-	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売 手数料	5,578,226	未払手数料	1,070,559

- (注)1.上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
 - 2.取引条件及び取引条件の決定方針等 投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

2.親会社に関する注記

株式会社三井住友フィナンシャルグループ(東京証券取引所、名古屋証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場)

(1株当たり情報)

	前事業年度	当事業年度
	(自 2019年4月1日	(自 2020年4月1日
	至 2020年 3 月31日)	至 2021年3月31日)
1 株当たり純資産額	3,369.33円	2,510.93円
1 株当たり当期純利益又は 1 株当たり当期純損失()	17.09円	854.27円

(注)1.前事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

当事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2.1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	当場がいい。手足上の主には、が	3 2 3 3 4 5 3 5 6 7 8
	前事業年度	当事業年度
	(自 2019年4月1日	(自 2020年4月1日
	至 2020年3月31日)	至 2021年3月31日)
1株当たり当期純利益又は当期純損失		
当期純利益又は当期純損失()(千円)	578,811	28,934,237
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益又は 当期純損失()(千円)	578,811	28,934,237
期中平均株式数(株)	33,870,060	33,870,060

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる 行為が禁止されています。

- イ 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- ロ 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- 八 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- 二 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ホ 上記ハ、二に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、 投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるお それのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- イ 定款の変更、その他の重要事項
- (イ)定款の変更

該当ありません。

(口)その他の重要事項

当社を存続会社とし、大和住銀投信投資顧問株式会社を消滅会社とする吸収合併(2019年4月1日付)に伴って発生したのれんについて、2021年3月期決算において28,097,346千円の減損損失を計上しました。

ロ 訴訟事件その他会社に重要な影響を与えることが予想される事実 該当ありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

イ 受託会社

(イ)名称 三井住友信託銀行株式会社

(ロ)資本金の額 342,037百万円(2021年3月末現在)

(ハ)事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関す

る法律に基づき信託業務を営んでいます。

[参考情報:再信託受託会社の概要]

・ 名称 株式会社日本カストディ銀行

・ 資本金の額 51,000百万円 (2021年3月末現在)

・ 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

口 販売会社

(イ)名称 日本生命保険相互会社

(ロ)資本金の額 1,400,000百万円(2021年3月末現在の基金および基金償却積立金の合計額を

記載しております。)

(八)事業の内容 保険業法に基づき、生命保険業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

イ 受託会社

信託契約の受託会社であり、信託財産の保管・管理・計算等を行います。

口 販売会社

委託会社との間で締結された販売契約に基づき、日本における当ファンドの募集・販売の取扱い、投資信託説明書(目論見書)の提供、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金、償還金の支払事務等を行います。

3【資本関係】

(持株比率5%以上を記載しています。) 該当ありません。

第3【その他】

- 1 目論見書の表紙から本文の前までおよび裏表紙の記載について
- (1)「金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である。」旨を記載することがあります。
- (2)委託会社の金融商品取引業者登録番号を記載することがあります。
- (3)委託会社のホームページのアドレスおよび他のインターネットのアドレス(これらのアドレス をコード化した図形等も含む)を記載することがあります。
- (4)請求目論見書の入手方法および投資信託約款が請求目論見書に掲載されている旨を記載することがあります。
- (5)目論見書の使用開始日を記載することがあります。
- (6)投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨を記載することがあります。
- (7)請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行った場合に はその旨の記録をしておくべきである旨を記載することがあります。
- (8)「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載をすること があります。
- (9) 当ファンドのロゴおよび委託会社のロゴを記載することがあります。
- (10)ファンドの形態および属性、申込みにかかる事項、ユニバーサルデザインフォントマークを記載することがあります。
- (11)写真、イラスト、図案およびキャッチコピーを採用することがあります。また、ファンドの管理番号等を記載することがあります。
- 2 目論見書は電子媒体等として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。
- 3 当ファンドの投資信託約款の全文を請求目論見書に掲載することがあります。
- 4 目論見書は、目論見書の別称として「投資信託説明書(交付目論見書)」または「投資信託説明書(請求目論見書)」と称して使用することがあります。
- 5 評価機関等から当ファンドに対する評価を取得し、使用することがあります。

EDINET提出書類

三井住友 D S アセットマネジメント株式会社(E08957)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

6 有価証券届出書を個別に提出している複数のファンドの実質的な投資対象資産に共通性がある場合には、当該複数のファンドを一つの投資信託説明書(交付目論見書)で説明することがあります。また、有価証券届出書を個別に提出している複数のファンドにかかる投資信託説明書(交付目論見書)および投資信託説明書(請求目論見書)を一体のものとして使用することがあります。

独立監査人の監査報告書

2021年6月15日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社 取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友DSアセットマネジメント株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第36期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に 準拠して、三井住友DSアセットマネジメント株式会社の2021年3月31日現在の財政状態及び同日を もって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。 監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、 監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分か つ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による 重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財

務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の 見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した 監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要 な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認めら れる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実 性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明す ることが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいてい るが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に 準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並 びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で 識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているそ の他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

に、重要性があると判断される。

⁽注)1.上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

^{2 .} X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2021年1月26日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社 取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

公認会計士 菅野雅子 印

指定有限責任社員

業務執行社員

業務執行社員

公認会計士 松井貴志 印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三井住友・DCバランスファンド(安定型)の2019年12月17日から2020年12月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友・DCバランスファンド(安定型)の2020年12月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。 監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による 重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財 務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があ り、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合 に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに 対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、 意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する 内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の 見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した 監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な 不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる 場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関 する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが 求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来 の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に 準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並び に財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部 統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項に ついて報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 . 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。 2 . $X B R L \vec{r} - 9$ は監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2021年1月26日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社 取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員

菅 野 雅 子 公認会計士 印

指定有限責任社員

松井貴志 公認会計士 囙

業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファン ドの経理状況」に掲げられている三井住友・DCバランスファンド(安定成長型)の2019年12月17日 から2020年12月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注 記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に 準拠して、三井住友・DCバランスファンド(安定成長型)の2020年12月15日現在の信託財産の状態 及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているも のと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。 監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されてい る。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメン ト株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たして いる。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表 を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表 を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれ る。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切 であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継 続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による 重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財 務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があ り、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合 に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じ て、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、 意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する 内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の 見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した 監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な 不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる 場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関 する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが 求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来 の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に 準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並び に財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部 統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項に ついて報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 . 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。 2 . $X B R L \vec{r} - 9$ は監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2021年1月26日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社 取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 菅野雅子 印

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 松井貴志 印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三井住友・DCバランスファンド(成長型)の2019年12月17日から2020年12月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友・DCバランスファンド(成長型)の2020年12月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。 監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による 重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財 務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があ り、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合 に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、 意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する 内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の 見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した 監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な 不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる 場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関 する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが 求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来 の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に 準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並び に財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部 統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項に ついて報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 . 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。 2 . $X B R L \vec{r} - 9$ は監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2021年7月27日

囙

三井住友DSアセットマネジメント株式会社 取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

公認会計士 菅野雅子

業務執行社員

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 松井貴志 印

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三井住友・DCバランスファンド(安定型)の2020年12月16日から2021年6月15日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三井住友・DCバランスファンド(安定型)の2021年6月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間(2020年12月16日から2021年6月15日まで)の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手 した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して 重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認 められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は 重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除 外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手 した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続でき なくなる可能性がある。
- ・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、 構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 . 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。 2 . X B R L データは 中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2021年7月27日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社 取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

公認会計士

菅 野 雅子 囙

業務執行社員

業務執行社員

指定有限責任社員

公認会計士 松井貴志 囙

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファン ドの経理状況」に掲げられている三井住友・DCバランスファンド(安定成長型)の2020年12月16日 から2021年6月15日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び 剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表 の作成基準に準拠して、三井住友・DCバランスファンド(安定成長型)の2021年6月15日現在の信 託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間(2020年12月16日から2021年6月15日まで)の 損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を 行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」 に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSア セットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上 の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を 入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して 中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽 表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整 備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成するこ とが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成 基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任があ る。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の 表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中 間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示 は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意 思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程 を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手 した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して 重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認 められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は 重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除 外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手 した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続でき なくなる可能性がある。
- ・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、 構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 . 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。 2 . X B R L データは 中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2021年7月27日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社 取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

公認会計士 菅野雅子 印

業務執行社員

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 松井貴志 印

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三井住友・DCバランスファンド(成長型)の2020年12月16日から2021年6月15日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三井住友・DCバランスファンド(成長型)の2021年6月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間(2020年12月16日から2021年6月15日まで)の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手 した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して 重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認 められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は 重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除 外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手 した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続でき なくなる可能性がある。
- ・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、 構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 . 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。 2 . X B R L データは 中間監査の対象には含まれていません。